

各 論

○総合計画の体系

○基本的施策（小分野 111 ～ 531）

○経営的施策（小分野 611 ～ 614）

総合計画の体系

恒久的目標	
市民憲章	自治基本条例の基本理念
<p>知人お自 恵ポ互自然 を権をいを 出ツを愛し しに重にに あ親し、あ い、み、心 い、の、自 世健か安 界康よ心 にはでい ば活あ共 た力う暮 くのあす 文あた美 化のまや のまかい ちをまし をつちい つくりま りましよう ましよう ましよう ましよう</p>	<p>将来にわた 安全で安心 な、健康で すべての市 民の権利が 尊重され、 文化の薫り 高いまち</p>

概ね20年後の目標 (基本構想)	
将来都市像	大分野 (まちづくりの目標)
<p>自分らしく輝けるステージ・生駒</p>	1 安全で、安心して健康に暮らせるまち
	2 未来を担う子どもたちを育むまち
	3 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち
	4 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち
	5 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち
	6 持続可能な行財政経営を進めるまち

5年後の目標 (基本計画)			
中分野 (施策の大綱)	小分野 (施策)	細分野 (5年後のまち)	
<p>基本的施策</p>	11 高齢者の生活を支えるサービスの実施	111 高齢者保健福祉・地域福祉	① 地域包括ケアシステム ② 認知症対策 ③ 地域福祉活動
	12 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施	121 障がい者保健福祉	① 障がい者理解・権利擁護 ② 社会参加・就労支援 ③ 生活支援
	13 健康づくりの推進と医療サービスの充実	131 健康づくり	① 身体の健康 ② 心の健康
		132 医療	① 救急医療 ② 在宅医療・医療介護連携 ③ 医療保険制度
	14 地域防災体制の充実	141 防災	① 災害対策 ② 自主防災 ③ 防災体制
		142 消防	① 予防 ② 警防・救助 ③ 救急
	15 生活の安全の確保	151 生活安全	① 交通安全 ② 防犯 ③ 消費者保護
	21 子育て支援の充実	211 母子保健	① 産前産後 ② 育児
		212 子ども・子育て支援	① 保育サービス ② 幼稚園教育 ③ 子育て支援
	22 学校教育の充実	221 学校教育	① 学校教育 ② 特別支援教育 ③ 学校施設
		222 青少年	① 健全育成 ② 自立支援
	31 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化	311 市民協働・地域コミュニティ	① 市民協働・協創 ② 地域活動 ③ 市民活動
			321 人権・多文化共生
	32 人権の尊重	322 男女共同参画	① 共同参画の意識形成 ② 女性活躍推進
			331 生涯学習・スポーツ
33 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進	332 歴史・文化振興	① 歴史・伝統文化 ② 文化振興・文化活動	
		41 適切な土地利用の推進・学研都市との連携	411 住宅環境
42 交通ネットワークと生活基盤の整備	412 都市づくり		
		43 低炭素・循環型社会の構築	421 道路・公共交通
44 緑・水環境の保全と創出	422 上下水道		
		51 都市ブランドの構築による都市活力の向上	431 低炭素・循環型社会
52 商工業と観光の振興	432 生活環境		
		53 農業の振興	441 緑環境・公園
<p>経営的施策</p>	61 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進		
		521 商工観光	① 企業立地 ② 商工業 ③ 観光・交流
		531 農業	① 農地保全 ② 農地活用 ③ 地産地消
		611 行政経営	① 行政マネジメント ② 公共施設 ③ EBP M
612 情報提供・情報利活用	613 財政経営	① 情報提供 ② 情報利活用 ③ 情報通信技術の活用	
		614 職員・行政組織	① 財政運営 ② 公会計
			① 人事制度 ② 人材育成 ③ 行政組織

- 1 安全で、安心して健康に暮らせるまち
- 1 高齢者の生活を支えるサービスの実施

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
地域包括ケアシステム	① 自助・互助・共助・公助のバランスの取れた包括的な支援・サービスの整備が進んでいる。	高齢化の急速な進展に伴い、地域の中での支え合いの仕組みづくりの強化や自立支援や重度化防止への取組が重要となってきました。 また、介護サービスの需要に即した将来に渡る介護人材の確保、医療や介護ニーズの高い人々の在宅生活の支援などを含め、地域包括ケアシステム（自助・互助・共助・公助）の構築に向けた取組を進めている途上にあります。 特に2021年を境に、後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、2025年には高齢化率が29.4%（3.4人に1人）の見込みであることから、要介護認定率の上昇、虚弱高齢者・認知症高齢者の増加に対応できる保険者機能の強化、専門職のケアの向上、自助や互助の取組推進など、包括的な体制整備が急務です。	① 1 介護予防・日常生活支援総合事業を充実します。（地域包括ケア推進課） ② 2 自立支援に向けた介護予防・重度化防止を進めます。（地域包括ケア推進課） ③ 3 在宅医療・介護連携の推進を図ります。（地域包括ケア推進課、地域医療課、健康課、介護保険課） ④ 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。（地域包括ケア推進課、高齢施策課、市民活動推進課） ⑤ 5 介護に取り組む家族等の支援を充実します。（地域包括ケア推進課、高齢施策課） ⑥ 6 介護人材の確保や介護サービスの適正な整備に努めます。（地域包括ケア推進課、介護保険課、高齢施策課） ⑦ 7 保険者機能を強化し、介護保険制度の適正化に努めます。（介護保険課、地域包括ケア推進課） ⑧ 8 生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。（保護課）
認知症対策	② 認知症に関する理解の促進と認知症の早期発見、早期診断と治療、ケアの充実の他、認知症高齢者や家族を支える支援体制が進んでいる。	超高齢化が進む中、認知症高齢者数も増え、要介護認定者のうち、約52%が内服や金銭管理が困難となっています。 徘徊の恐れのある高齢者の登録者数は、平成26年度末の70人に比べ、平成29年度末には152人と217%増加となっています。このような状況下、認知症の正しい理解の促進、認知症の早期発見・早期受診や治療、認知症ケアの充実や認知症を有しているも安心して外出できる見守り体制の構築などに努めているものの、さらに認知症に関する理解の促進に向けた施策を充実する必要があります。	② 1 認知症に関する理解を深めるための普及啓発を充実します。（地域包括ケア推進課） ② 2 認知症の早期発見・早期受診・早期治療・重度化遅延に向けた取組を進めます。（地域包括ケア推進課） ② 3 多職種連携研修会の開催など、認知症ケアの向上に関する取組を充実します。（地域包括ケア推進課） ② 4 認知症本人や家族に対するケアの充実に向けた取組を強化します。（地域包括ケア推進課、介護保険課） ② 5 認知症高齢者および家族の安心・安全を確保するために地域の見守りネットワークの構築を進めます。（地域包括ケア推進課） ② 6 認知症高齢者の権利擁護への取組を進めます。（地域包括ケア推進課、高齢施策課）
地域福祉活動	③ 地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士の支え合いが広がっている。	誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、地域で支え合う意識の醸成を高め、高齢者の安心・安全が確保できる仕組みの構築に取り組んでいます。 特に、高齢者が互いに支える仕組みづくりに向け、自治会、老人クラブ連合会、民生委員等と連携強化に努めています。 住民主体の通いの場の創出については、小地域を単位に平成27年の50ヶ所に比べ、平成29年3月末に110ヶ所と増加しているものの、担い手の高齢化などが問題となりつつあります。また、高齢者の生きがいづくりの場として、シルバー人材センターにおいても活動内容を充実し、社会参加の場の促進に努めています。 今後は、さらに地域福祉活動が効果的に機能するように、関係機関・者との連携を強化し、地域福祉の充実を図る必要があります。	③ 1 自治会、老人クラブ連合会、民生委員等と連携強化し、通いの場の拡充を図ります。（高齢施策課・地域包括ケア推進課） ③ 2 地域福祉活動が効果的に機能するよう、他の関係機関と役割を分担しながら、連携強化します。（高齢施策課・地域包括ケア推進課） ③ 3 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点として、シルバー人材センターの一層の活用と機能強化に向けた支援を行います。（高齢施策課） ③ 4 高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援を行います。（高齢施策課・地域包括ケア推進課） ③ 5 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を進めます。（高齢施策課） ③ 6 高齢者の外出支援や生活支援を目指します。（高齢施策課・地域包括ケア推進課）

	■市民ができること	■事業者ができること
地域包括ケアシステム	① 地域活動団体を創出する。	
認知症対策	② 認知症に関する理解をもち、認知症当事者および家族の不安・困惑・混乱・苦悩などを感じとり、地域の中で温かく支える・見守る役割を持つ。	
地域福祉活動	③ 地域福祉活動の担い手養成・育成に係る講座に参加する。 ③ 避難支援員を選定する。 ③ 1人暮らし高齢者の把握と支援を行う。	

- 1 安全で、安心して健康に暮らせるまち
- 1 高齢者の生活を支えるサービスの実施

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業（地域包括ケア推進課） ① 2 地域ケア会議（I～IV開催）（地域包括ケア推進課） ① 3 在宅医療介護連携ネットワーク協議会、在宅医療介護推進部会、認知症対策部会、多職種連携研修等（地域包括ケア推進課、地域医療課、健康課、介護保険課） ① 4 生活支援体制整備事業（地域包括ケア推進課） ① 5 家族介護者教室（地域包括ケア推進課） ① 6 介護人材確保事業（地域包括ケア推進課、介護保険課） ① 7 介護給付適正化事業（介護保険課、地域包括ケア推進課） ① 8 生活困窮者自立相談支援事業（保護課）	① 介護予防・生きがいづくり等に向け、市民ボランティア等と協働し、介護予防教室等を積極的に展開する。（地域包括ケア推進課） ① 地域における助け合い・支え合いの取組の充実ため、地域住民と小学校区単位での高齢者を中心とした協議体（第2層協議体）の設置に取り組む。（地域包括ケア推進課）
② 1 認知症サポーター養成講座や認知症キャラバンメイトの育成（地域包括ケア推進課） ② 2 物忘れ相談事業（地域包括ケア推進課） ② 3 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会、認知症対策部会の運営（地域包括ケア推進課） ② 4 家族介護教室の開催（地域包括ケア推進課） ② 5 認知症カフェの設置（地域包括ケア推進課） ② 6 福祉サービス利用援助事業（高齢施策課）	② 認知症の本人及びその家族のちよとした支えとなるため、認知症支え隊を養成する。（地域包括ケア推進課） ② 住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるため、地域住民と共に認知症予防の取組を促進する。（地域包括ケア推進課）
③ 1 老人クラブ連合会への補助事業（高齢施策課） 出前講座の充実（地域包括ケア推進課） ③ 2 地域ねつとの集い開催（地域包括ケア推進課） 社会福祉協議会への補助事業（高齢施策課） ③ 3 シルバー人材センターへの補助事業（高齢施策課） ③ 4 ひとり暮らし高齢者調査（高齢施策課） 友愛訪問事業（高齢施策課） ③ 5 緊急通報システム（高齢施策課） 災害時要援護者避難支援事業（高齢施策課） ③ 6 高齢者交通費等助成事業（高齢施策課） 介護予防・日常生活支援総合事業（地域包括ケア推進課）	③ 地域の見守り・支え合いの活動の充実のため、近隣とのつながりを強化する。（高齢施策課） ③ 自然災害発生時の支援のため、地域と協力し避難支援員を選定する。（高齢施策課） ③ 地域における見守り活動の充実のため、事業者と地域福祉活動について連携する。（高齢施策課）

	■関連する主な取組	
地域包括ケアシステム	132 医療	【医療介護連携の推進】 ② 1 円滑な退院支援・退院調整が可能な体制を構築します。（地域医療課）
認知症対策	311 市民協働・地域コミュニティ	【認知症高齢者や家族を支える支援体制の構築】 ③ 4 市民活動を活発にするための各種講座等を行います。（市民活動推進センター）
地域福祉活動	141 防災	【誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現】 ② 1 地域の特性を踏まえ、防災拠点施設（避難所）を中心とした複数の地域が合同で行う訓練を実施します。（防災安全課・市民活動推進課）

■指標

① 介護予防・日常生活支援総合事業参加人数(人)

介護予防・日常生活支援総合事業への参加延べ人数
後期高齢者の増加に対応するため、一般介護予防事業を中心に介護予防日常生活支援総合事業の充実を目指します。（地域包括ケア推進課）

② 認知症サポーター養成人数（人）

認知症サポーター要請認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人（サポーター）の養成延べ人数。今後、養成講座等を実施し、年間750人のサポーターを養成することを目指します。（地域包括ケア推進課）

③ 住民主体の「通いの場」の数（箇所）

住民主体の通いの場（いきいき百歳体操、サロン）の実施延べ箇所数。高齢者が地域で日常的に交流できる場を増やすことで、健康づくりや介護予防への関心を高めます。（地域包括ケア推進課）

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
障がい者理解・権利擁護	① 人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会が進んでいる。	障がい者等にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去していかなければなりません。また、「自助」、「共助」、「公助」の考え方が根付く取組も行っていかなければなりません。 障がい者理解や権利擁護に向けた取組を進めてきましたが、今後も継続して、すべての市民が障がいについて理解し、障がい者と共に生きる社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。	① 1 障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。(障がい福祉課) ② 2 市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備します。(障がい福祉課) ③ 3 権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる体制の充実を図ります。(障がい福祉課) ④ 4 障がい者に対する虐待の未然防止や発生時の早期対応に取り組みます。(障がい福祉課)
社会参加・就労支援	② 生きがいのある生活と社会参加が進んでいる。	人口減少社会を迎え、事故や病気による中途障がい者の雇用継続や社会復帰の重要性が高まっている中、障がい者の社会参加や就労支援を進めてきましたが、今後も継続して、障がい者の生きがいある生活と社会参加の実現に向けた取組を進めていく必要があります。	② 1 障がい者の社会参加の機会の充実とともに社会参加に必要な移動支援や情報提供等の充実を図ります。(障がい福祉課) ② 2 障がい者が、その適性と能力に応じて多様な働き方ができるよう、総合的な就労支援に取り組みます。(障がい福祉課・農林課・みどり公園課)
生活支援	③ 住み慣れた地域の中で、自立して安心した生活が進んでいる。	少子高齢化社会の進展やストレス社会の広がりの中、障がい者数の増加や障がいの重度・重複化が起きています。また、誰もが住み慣れた地域で家族と関わりながら、自立して安心した生活を継続できる仕組みづくりも求められています。 核家族化や介護する家族の高齢化などによる「家族介護力」の低下や「親亡き後」の問題の深刻化に対し、生活支援や相談支援等を進めてきましたが、今後も継続して、地域が一体となって支える体制の整備に向けた取組を進めていく必要があります。	③ 1 障がい者の自立や生活支援、障がい児の通所支援のサービスの量的・質的な充実を図ります。(障がい福祉課) ③ 2 相談機能の充実を図るとともに各関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課) ③ 3 障がい者の福祉、医療、教育、雇用に関わる関係者・関係機関、障がい者団体等の相互連携により、地域課題の解決に向けた協議と課題解決に取り組めます。(障がい福祉課) ③ 4 ひとり暮らし障がい者や重度障がい者への地域での生活を支援する拠点として、地域生活支援拠点機能の充実を図ります。(障がい福祉課)

	■市民ができること	■事業者ができること
障がい者理解・権利擁護	① 障がい者や障がい特性の理解を深める。 ① 積極的にボランティア活動に参加するなど地域でお互いに助け合う。	① 障がい者理解を深める啓発活動を行う。 ① 積極的にボランティア活動に参加するなど地域でお互いに助け合う。
社会参加・就労支援	② 障がい者が地域活動に参加しやすい体制を整備する。 ② 授産品を購入する。	② 障がい者の自立支援のため就労機会を確保する。 ② 就労体験の場を提供する。
生活支援	③ 障がい者に対する地域での見守り支援や関係機関への情報提供に協力する。	③ 障がい者に対する合理的配慮を行う。 ③ 福祉事業者が、地域のニーズに応じた質の高いサービスを提供する。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 福祉センター事業（障がい福祉課） 障がい者理解を深める講演会・研修会開催（障がい福祉課） 広報紙やホームページ等による情報提供（障がい福祉課） あいサポート運動推進事業（障がい福祉課） ヘルプカード普及事業（障がい福祉課） ① 2 自発的活動（ピアサポート）支援事業（障がい福祉課） ① 3 権利擁護支援センター事業（障がい福祉課） ① 4 障害者虐待防止センター事業（障がい福祉課）	① 障がい者とその家族や障がい者団体と共に、障がい者理解を深める啓発活動を行う。(障がい福祉課)
② 1 障がい者交通費助成事業（障がい福祉課） 福祉有償運送運営事業（障がい福祉課） 障がい福祉サービス冊子作成（障がい福祉課） ② 2 障がい者職場体験受入れ事業（障がい福祉課） 障がい者就労支援施設等からの優先的調達推進・授産品販路拡大支援（障がい福祉課） 農福連携推進事業（農林課・障がい福祉課） 生駒山麓公園等市所有施設での障がい者就労支援（障がい福祉課・みどり公園課）	② ハローワーク、民間企業、障がい者就労支援事業所等と共に、障がい者の就労支援に取り組む。(障がい福祉課)
③ 1 自立支援給付事業（障がい福祉課） 地域生活支援事業（障がい福祉課） 障害児通所給付事業（障がい福祉課） ③ 2 障がい者生活支援センター事業（障がい福祉課） サポートブック「たけまるノート」事業（障がい福祉課） ③ 3 障がい者地域自立支援協議会運営事業(障がい福祉課) ③ 4 地域生活支援拠点事業（障がい福祉課）	③ 障がい者団体、市民、事業者、学識経験者等と共に、多様化、専門化するニーズの把握や課題解決に努める。(障がい福祉課)

	■関連する主な取組
障がい者理解・権利擁護	311 市民協働・地域コミュニティ 【障がい者に対するボランティア活動の推進】 ③ 2 NPO 活動を支援します。(市民活動推進センター)
社会参加・就労支援	331 生涯学習・スポーツ 【障がい者スポーツの促進】 ③ 2 障がいの種類や程度に応じた障がい(児)者のスポーツ活動状況を把握し、ニーズに対応した事業の企画・運営を行います。(スポーツ振興課)
生活支援	211 母子保健 【障がい者に対する子育て支援の充実】 ② 8 障がい児や発達に遅れのある子どもの、医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)

■指標																																
① あいサポーター養成人数（人） <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>新元号2</td><td>新元号3</td><td>新元号4</td><td>新元号5</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>1,042</td><td>1,100</td><td>1,200</td><td>1,300</td><td>1,400</td><td>1,500</td><td>1,600</td></tr> <tr><th>現状値</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>目指す値</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	年度	H29	H30	H31	新元号2	新元号3	新元号4	新元号5	実績値	1,042	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	現状値								目指す値							
年度	H29	H30	H31	新元号2	新元号3	新元号4	新元号5																									
実績値	1,042	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600																									
現状値																																
目指す値																																
あいサポーター養成講座の延べ受講者数。障がいの内容や特性、障がいのある方が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法等を理解してもらうことで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指します。(障がい福祉課)																																
② 障がい者職場体験受入れ人数（人） <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>新元号2</td><td>新元号3</td><td>新元号4</td><td>新元号5</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>15</td><td>17</td><td>19</td><td>21</td><td>23</td><td>25</td><td>27</td></tr> <tr><th>現状値</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>目指す値</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	年度	H29	H30	H31	新元号2	新元号3	新元号4	新元号5	実績値	15	17	19	21	23	25	27	現状値								目指す値							
年度	H29	H30	H31	新元号2	新元号3	新元号4	新元号5																									
実績値	15	17	19	21	23	25	27																									
現状値																																
目指す値																																
市役所各課で職場体験を受け入れた延べ人数。職場体験により、一般就労に向けた職業生活の基本的知識・習慣等の理解を深めるとともに、市職員の障がい者とその就労に対する理解を図ります。(障がい福祉課)																																
③ 相談支援実施件数（回） <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>新元号2</td><td>新元号3</td><td>新元号4</td><td>新元号5</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>17,328</td><td>17,400</td><td>17,500</td><td>17,600</td><td>17,700</td><td>17,800</td><td>17,900</td></tr> <tr><th>現状値</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>目指す値</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	年度	H29	H30	H31	新元号2	新元号3	新元号4	新元号5	実績値	17,328	17,400	17,500	17,600	17,700	17,800	17,900	現状値								目指す値							
年度	H29	H30	H31	新元号2	新元号3	新元号4	新元号5																									
実績値	17,328	17,400	17,500	17,600	17,700	17,800	17,900																									
現状値																																
目指す値																																
生活支援センターにおける相談延べ件数。障がい者やその家族に対し、福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用等、地域での生活における総合的な相談を受けることにより、障がい者の自立と社会参加を図ります。(障がい福祉課)																																

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
身体 の健康	①健(検)診や地域の活動により、一人ひとりが健康に対する関心をもち、元気で生きがいをもった市民が増えている。	国や奈良県の方針や取組を踏まえながら、平成15年3月「健康いこま21」を策定し、「みんなで始める市民健康づくり」を理念として、市民一人ひとりが主体的に生活習慣を改善し、健康を維持・増進する取組を支援してきました。しかし個人の努力や責任に委ねているだけでは健康づくりを進めていくことは難しいことから、平成25年11月「第2期健康いこま21」を策定し、市民・地域・行政が一体となって健康づくりのための環境づくりを進め、市民一人ひとりの主体的な取組を支援するだけでなく、誰もが少しでも効果的に取り組むことができるよう「みんなですすめる市民健康づくり」を推進する取組を行っています。 高齢化に伴い、「健康づくり」への関心が高まっていますが、健康維持・増進には市民の死亡原因の第1位でもあるがんや生活習慣病への対策が重要であることから、市民一人ひとりが健康づくりに取り組む意識をより高め、定期的な健(検)診受診率向上に向けた取組と適切な食事・運動、たばこ対策が実践できるように、引き続き支援することが必要です。	①1 科学的根拠に基づくがん(胃・子宮・肺・乳・大腸)検診の実施と精度管理による質の確保および受診しやすい体制を整えます。(健康課) ①2 特定健康診査、各種検診を実施します。(国保医療課、健康課) ①3 「生駒健康ウォーキングマップ」を活用した歩こう会や地域組織に同マップを活用した運動事業を推進します。(健康課) ①4 生活習慣病予防教室や運動教室、各種相談(健康・栄養・運動)、出前講座を実施します(健康課、スポーツ振興課) ①5 健康づくりリーダー養成は、食育についての内容をより充実させ、人材育成を図ります(健康課) ①6 禁煙相談やイベントを開催し、受動喫煙防止の啓発を行います。(健康課) ①7 食育ネットワークシステムを設置し、様々な食に関する取組を推進します。(健康課)
心 の健康	②住民同士の声かけや助け合い活動、相談機関の充実により、自分らしく生きがいを持ち、安心して暮らすことができている。	本市は全国値と比べ低い自殺率ですが、依然として自ら命を絶つという深刻な事態が続いています。行政の最大の責務は住民の命を守ることであり、住民の暮らしに密着した広報・啓発・相談支援など、生きることの包括的支援である自殺対策の推進と地域セーフティネット(気付きとつながり)としてのゲートキーパー ^{*1} の充足が求められています。	②1 こころの健康相談、自己チェック法等の情報を発信します。(健康課) ②2 健康づくりリーダー養成は、ゲートキーパーについての内容をより充実させ、人材育成を図ります。(健康課) ②3 自殺対策計画に基づき、庁内横断的な相談支援体制を整えます。(健康課)

	■市民ができること	■事業者ができること
身体 の健康	① 自らの健康状態の把握や健康づくりのため、個人レベルで健(検)診や食事、運動等に関心をもち、積極的・定期的を受診する。 ① 一人ひとりが「望まない受動喫煙」を防ぐ視点を持つ。 ① 地域に健康づくりの大切さを教えるため、健康づくりリーダーやサポーター等が健康に関する情報(健康づくりの輪)を個人から家族、地域へと広げる。	① 事業者(特例有)は原則屋内禁煙とし、望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙対策を講じる。
心 の健康	② 悩みや困難を抱えた人を孤立させないため、気になる人を見かけた時に優しい声かけやかかわりが行える。	

資料

	■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
身体 の健康	①1 各種がん検診事業(健康課) がん検診推進事業(個別通知、コールリコール、精密検査未受診者受診再勧奨)(健康課) 広報等による啓発事業(健康課) ①2 特定健康診査等推進事業(国保医療課) 健康増進事業(肝炎ウイルス検診、歯周病検診)(健康課) ①3 運動推進事業(生駒健康ウォーキングマップ推進事業・いこまウォーキング倶楽部)(健康課) ①4 各種健康教室、出前講座、個別相談(健康・栄養・運動)(健康課、スポーツ振興課) ①5 健康づくりリーダー養成講座・研修会(健康課) ①6 たばこ対策(禁煙支援・受動喫煙防止)の推進(健康課) ①7 食育ラウンドテーブル(健康課) 食育ネットワーク(健康課)	① 健康の維持・増進につながる運動習慣の定着と健康づくりに対する機運を高めるため、地域組織(老人会等の各種団体)と連携し、運動を推進する。(健康課) ① 個人の健康支援のため、地域に密着した見守りや助け合い活動をしている民生児童委員等と連携し、その人の支援(健康相談・助言等)を行う。(健康課) ① 日々の健康づくりを推進するため、健康づくり推進員や商工会、学校等と食育推進や運動推進、たばこ対策を行う。(健康課) ① がん検診の質の確保と受診者の増加を図るため、検診委託医療機関と共に精度管理に基づく検診や受診しやすい環境整備を実施する。(健康課)	① がん検診受診率(%) 市が実施主体であるがん検診を受けた人の割合。第2期健康いこま21計画での目標30%(H35)を目指します。(健康課)
心 の健康	②1 こころの健康相談「はーとほっとルーム」(健康課) メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」(健康課) ②2 健康づくりリーダー養成講座・研修会(健康課) ゲートキーパー研修会(健康課) ②3 自殺対策計画の推進(健康課)	② 互いに支えあう地域社会の形成のため、地域組織(自治会等の各種団体)と連携し、地域におけるゲートキーパー養成や健康に関する講座・研修を企画・運営する。(健康課)	① がん検診精密検査受診率(%) 要精検者(市のがん検診で精密検査が必要とされた人)のうち、精密検査を受けた人の割合。がん対策推進基本計画(第3期)、第3期奈良県がん対策推進計画での目標90%以上(H35)を目指します。(健康課)
			② 自殺死亡率(人/10万人) 人口10万人当たりの自殺者数。厚生労働省自殺対策推進室において、警視庁から提供を受けた自殺データに基づき集計。生駒市自殺対策計画での目標10.69人以下(H35)を目指します。(健康課)

*1 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
救急医療	① 休日や夜間等、医療機関の診療時間外であっても、必要な時に適切な救急医療（小児二次救急を含む）を受けられる体制が整っている。	本市における救急搬送件数は年々増え、人口の高齢化に伴い高齢者や重症以上症例の搬送が増加しています。 市立病院の開院などの要因により、生駒市の救急搬送時間の短縮及び市内病院の救急受入率の向上など、救急医療が一定充実してきましたが、本市では重症以上傷病者の搬送困難症例が全国と比較して多く、また、小児二次医療については、救急医療を含み、市外に依存している状況から、さらなる救急医療（小児二次救急を含む）の充実が必要です。	① 1 一次救急医療における拠点的な役割を果たす（一財）生駒メディカルセンター休日夜間応急診療所の運営を行います。（健康課） ② 2 市内の救急医療体制等に関する情報を提供します。（健康課） ③ 3 望ましい救急外来の利用に関する知識の普及啓発を図ります。（健康課） ④ 4 市立病院において、二次救急医療（小児二次救急を含む）の充実を図ります。（地域医療課） ⑤ 5 救急搬送データをもとに、救急医療の充実のための取組を進めます。（地域医療課・警防課）
在宅医療・医療介護連携	② 在宅医療の充実とともに医療機関と介護事業所等との連携によって質の高い医療・介護サービスが包括的に提供される体制が確保されている。	高齢化の進展により在宅医療の需要の増加が見込まれます。 患者や家族が安心して在宅医療を受けるために、訪問診療を提供する医療機関や訪問看護ステーション、介護サービスを充実させるとともに、様々な医療機関や多職種の連携体制の構築が必要です。	② 1 円滑な入退院調整が可能な体制を確立します。（地域医療課） ② 2 在宅医療に関する研修・普及啓発を推進します。（地域医療課） ② 3 市立病院において、在宅患者の急変時に受入できる後方支援体制の構築を目指します。（地域医療課）
医療保険制度	③ 医療費削減に向けた一人ひとりの意識向上のもと、国民健康保険制度が安定的に運営され、誰もが安心して医療を受けている。	人口減少、75歳以上人口の増加に伴う被保険者数の減少により国保税収が減少する一方で、高齢化・高額医薬品等の影響により、一人当たり医療費の増加が見込まれます。 このような状況において、平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、県単位で安定的な財政運営や効率的な事業への取組が求められています。 今後は、県との連携をより一層強化し、医療費削減のため、医療費適正化に取り組む必要があります。	③ 1 ジェネリック医薬品差額通知を送付して、普及率向上を目指します。（国保医療課） ③ 2 医療費通知を送付して、医療費適正化への啓発を行います。（国保医療課） ③ 3 糖尿病の重症化リスクの高い者に対し糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施し、保健指導を行います。（国保医療課）

	■市民ができること	■事業者ができること
救急医療	① 一次救急、二次救急、三次救急の役割分担を理解し、救急車の適正利用に努める。	① 救急搬送ルールを適切に運用し、救急患者を断らない医療体制を構築する。
在宅医療・医療介護連携		
医療保険制度	③ ジェネリック医薬品の利用、重複受診の見直し等により医療費削減に努めるとともに、バランスの取れた食生活や適度な運動等により、生活習慣病予防に取り組む。	

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 休日夜間応急診療事業（健康課） ① 2 広報紙や応急診療担当病院の電話による自動音声案内（健康課） ① 3 ホームページや広報紙での啓発（健康課） ① 4 市立病院における二次救急医療（小児二次救急を含む）の推進（地域医療課） ① 5 市内等救急輪番病院等との意見交換・情報共有（地域医療課）	① 市民に救急医療に関する理解や知識を深めてもらうため、医療講演会等への参加を求める。（地域医療課） ① 救急患者を断らない医療体制を充実させるため、一次救急医療機関の（一財）生駒メディカルセンター、二次救急医療機関の輪番制参加病院、三次救急医療機関の近畿大学医学部奈良病院と意見交換等を行い、連携を強化する。（地域医療課） ① 救急医療体制を充実させるため、奈良県北和地区小児科病院輪番体制への参加等奈良県と情報共有し、連携する。（地域医療課）
② 1 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会、在宅医療介護推進部会の運営（地域医療課） ② 2 在宅医療に関する多職種研修会、市民向け講演会の開催（地域医療課） ② 3 市立病院における在宅支援機能の充実（地域医療課）	② 住み慣れたわが家で自分らしく暮らすことができるよう、在宅医療への理解を深めるために、市民に在宅医療に関する講演会への参加を求める。（地域医療課） ② 入退院調整マニュアルをよりよく運用するために、市内医療機関、介護事業所と連携する。また、在宅医療・介護連携を強固なものとするため、相談支援について、（一財）生駒メディカルセンターとの連携を強化する。（地域医療課） ② 病院から地域へとシームレスな在宅医療への移行ができるように、エリアをまたぐ入退院調整を要する場合、エリアごとに運用が異なる入退院調整マニュアルの広域調整について、奈良県と連携する。（地域医療課）
③ 1 ジェネリック医薬品差額通知事業（国保医療課） ③ 2 ジェネリック医薬品推奨薬局制度（国保医療課） ③ 3 糖尿病性腎症重症化予防プログラム（国保医療課）	③ 市民に健康増進と医療費削減を目的とした、保健事業への参加を求める。（国保医療課） ③ 県単位での保健事業の実施にあたって、奈良県、国民健康保険団体連合会、国保事務支援センターとの連携を強化する。（国保医療課）

	■関連する主な取組	
救急医療	142 消防	【救急医療に対する意識啓発】 ③ 1 ホームページや広報紙等を利用した救急車の適正な利用の啓発活動を行います。（警防課・消防署） ③ 2 市民に救命手当ての方法を身に付けてもらうために救命講習会を開催します。（消防署）
在宅医療・医療介護連携	111 高齢者保健福祉・地域福祉	【在宅医療・介護連携】 ① 3 在宅医療・介護連携の推進を図ります。（地域包括ケア推進課、地域医療課、健康課、介護保険課）
医療保険制度	131 健康づくり	【医療費適正化】 ① 2 特定健康診査、各種検診を実施します。（国保医療課、健康課）

■指標	
① 市内救急搬送率・小児科患者市内救急搬送率（％）	<p>本市消防本部が救急搬送した患者（小児科へ救急搬送した患者）のうち市内医療機関へ救急搬送した割合で、2023年に80%（小児科患者については55%）となることを目指します。（地域医療課・警防課） ※市内医療機関には、西奈良中央病院及び奈良西部病院を含む。</p>
② 入院時情報提供率・退院調整率（％）	<p>入退院時のルールの履行状態を示すもので、2023年に90%となることを目指します。（地域医療課）</p>
③ 国保被保険者一人当たり医療費（円）	<p>医療費（療養の給付費、療養費、移送費）/平均被保険者数。H27～H29医療費の平均伸び率は3.02%であるが、引き続き医療費適正化への取組により、伸び率3.00%を目指します。（国保医療課）</p>

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
災害対策	① 防災・減災のための対策と啓発活動が行われている。	災害に強いまちを目指し、防災・減災のための予防対策が進み、啓発活動が行われています。 ハード面では避難施設の耐震化は完了したものの、その他の施設や緊急輸送路の橋りょうの耐震化などの防災関連施設の機能強化を進めていく必要があります。 また、避難施設ごとの地域性を考え、住民の避難だけでなく通勤、通学途上や帰宅困難者、他市町村からの避難者の受入に対応した機能強化を進める必要があります。 避難所などの防災関連施設に災害種別や機能を表示した表示板、案内板を設置することにより、災害時に利用できる施設の場所、機能を平常時から目にすることができ、住民はもちろん、本市を訪れた人にも認識できるまちをつくります。 市民に対しては啓発活動を活発に実施し、住宅の耐震化の推進や各家庭での災害用備蓄の充実など市民の防災力の強化を進めていきます。	① 1 災害時に備えて防災拠点施設の役割、場所の周知を行います。(防災安全課) ② 2 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(管理課・土木課) ③ 3 大和川流域総合治水対策事業として、ため池治水利用施設の整備を行います。(土木課) ④ 4 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課) ⑤ 5 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図り、災害発生時の復旧・復興を円滑に図るため、地籍調査を計画的に進めます。(事業計画課) ⑥ 6 広報やセミナーの開催等を通じて市民に啓発を行い、建築物の耐震化を推進します。(建築課)
自主防災	② 複数の自主防災組織が連携し、地域の特性に応じた災害対応ができています。	本市は自主防災会活動が活発で防災意識の高い地域や住民が多い中、新たな共助への試みとして、災害時の個人どうしの助け合いから地域どうしの協力体制に範囲を広げ、より具体的な自主防災活動を行う必要があります。 自治会を基準として結成されている自主防災会については、毎年、防災会ごとに防災訓練を実施し、住民の防災力の強化に努められています。しかし、大規模災害発生時には複数の地域住民が1箇所の避難所を利用することが想定されるため、避難してきた住民同士が互いに協力し、避難所を運営することが必要となります。 そのため自主防災組織どうしのつながりや協力体制の強化を進めていきます。	② 1 地域の特性を踏まえ、防災拠点施設(避難所)を中心とした複数の地域が合同で行う訓練を実施します。(防災安全課・市民活動推進課) ② 2 地域ごとの災害特性を認識し、その対応策を認識確認できる防災訓練や防災講座を実施します。(防災安全課・事業計画課)
防災体制	③ 他市町村への支援体制や被災時の受援体制が整っている。	大規模災害などで被災しても市民の生活再建や復興のまちづくりをより速く進め、いち早く立ち直ることができるよう、災害対応能力の向上をはかり、関係団体・機関等との協力関係を深めます。大規模災害発生時、被災市町村への支援体制と本市が被災したとき、他市町村やボランティア、NPOなどを含めた支援の受け入れ体制を整えます。大規模災害で被災した場合、市民の生活再建や復興のまちづくりに市民の意見を反映しながら行政が中心となって進めていくことができるよう体制を強化します。	③ 1 職員の災害対応能力の向上とその継続維持をします。(防災安全課) ③ 2 被災地に支援派遣がスムーズにできるよう支援出来る人材を育成します。(防災安全課) ③ 3 地方自治体やボランティアなどの受け入れと協力体制を整え、効率よい受援態勢を整えます。(防災安全課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
災害対策	① 自宅の耐震強度や危険性を知る。 ① 災害発生時に必要となる情報の入手についてあらかじめ確認しておく。	① 耐震診断業務を実施する。 ① 耐震補強工事を実施する。
自主防災	② 災害時に個人で出来る備えを行う。 ② 近隣自治会相互で協力する。 ② 地域特性を知ることとそれに適した災害時での行動へ結びつける。	
防災体制		③ 災害協定先事業者は防災訓練に協力する。

資料

■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創
① 1 新たな基準に合った避難所表示の更新と避難所施設までの路上の誘導サインの表示の設置(防災安全課) ① 2 調整池浚渫事業(管理課) ① 3 竜田川流域総合治水対策事業(土木課) ① 4 橋梁耐震化事業(土木課・事業計画課) ① 5 地籍調査事業(事業計画課) ① 6 住宅耐震診断・耐震改修・既存住宅解体補助事業(建築課)	① 災害時に住民の安全確保と適切な避難行動ができるよう避難経路の確認や指定避難所まで誘導サインの設置箇所決定など、地域の自主防災会と共に効率的な事業の実施を進める。(防災安全課)
② 1 同一の避難所を利用する学区区単位での地域特性を生かした防災訓練実施に共催・協力(防災安全課・市民活動推進課) ② 2 ハザードマップを用いて地域別に防災マップの作成など住民自らが作成し、危険度や避難経路などを認識できる講座や訓練の実施(防災安全課・事業計画課)	② 地域の災害特性を知り、災害時に自らの命を守る基本行動がとれるよう自治連合会や自主防災会と協力し、奈良県と共に防災訓練への積極的な参加を促す。(防災安全課) ② 災害発生時に複数の地域との協力がスムーズに行えるよう指定避難所管理者、地域住民と共に訓練を実施する。(防災安全課)
③ 1 外部団体が行う防災関係研修会への積極的な参加(防災安全課) 職員の災害対応研修の実施とその検証(防災安全課) ③ 2 被災地で行政職員が行う業務についての研修会への積極的な参加を行い、必要な支援が出来る人材を育成する。(防災安全課) ③ 3 災害時受援マニュアルの作成(防災安全課)	③ 災害時に的確な支援の実施や協力体制が確立できるよう市内や近隣事業者・NPO団体等が保有する資源や人材の情報を収集し、可能であれば協定を締結する。(防災安全課)

	■ 関連する主な取組	
災害対策	441 緑環境・公園	【防災・減災対策】 ① 3 里山の維持、保全、整備及び活用のため、里山整備活動を行うNPOなどの団体を支援します。(みどり公園課)
自主防災	311 市民協働・地域コミュニティ	【自主防災の推進】 ② 4 地域課題解決のため多様な主体が関わりまちづくりを進めていく市民自治協議会の取組を進めるため、これからの地域のあり方を考えるきっかけづくりを行い、地域コミュニティの強化を図ります。(市民活動推進課)
防災体制	614 職員・行政組織	【組織連携体制】 ③ 3 トップマネジメント機能を強化するため、理事者、部長級職員が市の基本的な方針や政策、分野横断的な行政課題等について定期的に協議し、現状の見直しや改善を図る体制を強化します。(秘書企画課)

■ 指標	
① 防災拠点施設など防災関連表示の設置数(箇所)	<p>避難所・緊急避難場所などの防災関連施設の役割、場所を明記した表示の設置延べ箇所数。 住民をはじめ本市を訪れた人にも災害時に利用できる施設を明確にします。(防災安全課)</p>
② 学区区程度の単位での防災訓練の実施回数(回)	<p>小学校区単位等で行う防災訓練の実施延べ回数。 大規模災害発生時に同じ避難所を利用する地域が合同で訓練を行うことで災害発生時の共助の態勢を整えます。(防災安全課)</p>
③ 職員を対象とした災害対応研修の実施回数(回)	<p>災害対応に関する職員研修の実施回数。 大規模災害発生時に初動対応や災害対策、復興などを早急に行うことができるよう、全職員に対し、災害対応訓練を継続的に実施します。(防災安全課)</p>

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
予防	① 市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行うことで、より一層安全で安心して暮らせるまちになっている。	火災発生件数の減少については、製品における防火安全性能の向上や喫煙率の減少によるたばこを原因とする出火の減少が考えられます。また、本市でも住宅用火災警報器の設置により、ぼや火災で消し止められた事例や街頭消火器を使って大火に至らなかった奏功事例があり、被害の拡大防止に役立っています。 さらなる減少及び被害の低減に向けての対策としては、出火源となりうるものを定期的に点検し、その周囲に可燃物を置かず、火災が発生すれば早期発見・速やかに通報・初期消火・避難を行うことで、火災による損害を低減できることから、市民や事業者における防火管理体制を確立していくことが必要です。	① 1 火災件数の減少や火災による死傷者をゼロに近づけるため、火災予防の一層の普及啓発を図ります。(予防課・消防署) ② 2 市民や事業所の防火意識高揚及び火災の初期対応力の向上を図ります。(予防課・消防署) ③ 3 防火対象物及び危険物施設等への立入検査を実施し、法令違反については是正指導を強化します。(予防課・消防署)
警防・救助	② 消火、救急体制の整備が進み、隣接消防本部との相互応援協定の強化と活動連携が進んでいる。	消防職員の育成及び資機材の整備等を行い、災害対応を行っています。 今後は、近年の大規模地震の発生や災害の多様化など消防を取り巻く環境変化に対応するため、高度な知識・技術を持ち合わせた職員の育成と、本部・署・団の消防力を強化し、隣接消防本部との広域的な活動連携の強化が必要です。	② 1 消防職員の活動能力向上のため、関係機関との各種研修会及び合同訓練への参加を促進します。(消防署) ② 2 消防団活動の充実を図るため、県消防学校専科教育入校や研修会等への参加を促進します。(消防本部総務課) ② 3 消防団員の人員確保と体制を充実強化します。(消防本部総務課) ② 4 府県を越えた隣接消防本部との相互応援協定の強化と合同訓練実施による迅速な活動連携を図ります。(警防課・消防署) ② 5 高度な救命処置の実施による救命率向上と救急業務の高度化を推進します。(警防課) ② 6 消防活動に使用する緊急車両・資器材等の整備及び充実・強化のため、車両等の更新及び維持管理を行います。(警防課・消防署) ② 7 奈良市・生駒市消防指令センターとの円滑な活動連携並びに出動計画を見直します。(警防課)
救急	③ 市民が救命講習会を受講して応急手当てを理解することにより「救急車の適正な利用」が進んでいる。	救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるため、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供するかが近年の救急業務に係る課題となっています。 救急車を必要としない出動要請を抑制するため、救急車の適正な利用に対する市民の理解と協力の促進を図る必要があります。	③ 1 ホームページや広報紙等を利用した救急車の適正な利用の啓発活動を行います。(警防課・消防署) ③ 2 市民に救命手当ての方法を身に付けてもらうために救命講習会を開催します。(消防署)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
予防	① 住宅用火災警報器設置などの自主的な火災予防に取り組む。	① 防火管理体制や防火安全対策を充実強化する。
警防・救助	② 大規模災害の発生を見据えた「自助」「共助」中心による消火、救護及び救出訓練を実施する。 ② 初期消火や救護、救助活動を行う。 ② 消防団活動に対して理解し協力する。	
救急	③ 「救急車の適正な利用」に対して理解し協力する。 ③ 救命講習会に参加する。 ③ 災害発生時に救護救助活動を行う。	

資料

	■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創
予防	① 1 住宅用火災警報器に対する設置促進と設置から10年以上経過した製品の取り換えの促進(予防課・消防署) ① 2 市民への防火に関する広報や事業所への消防訓練の実施の促進(予防課・消防署) ① 3 消防法令違反対象物の公表と違反是正の実施(予防課・消防署)	① 住宅用火災警報器設置率向上のために、自治会と連携し、啓発活動を行う。(予防課・消防署) ① 火災予防に関する広報のために、給油所をはじめとする市内事業所との連携を行う。(予防課・消防署)
警防・救助	② 1 消防職員の活動能力向上(消防署) ② 2 消防団員の活動能力向上(消防本部総務課) ② 3 「消防団応援の店」制度の整備(消防本部総務課) ② 4 隣接消防本部との迅速な活動連携(警防課・消防署) ② 5 各種専門研修の実施(警防課) 救急体制の強化(警防課・消防署) ② 6 計画的な緊急車両の更新(警防課) 消防資器材及び消防水利の整備と維持管理(消防署) ② 7 奈良市・生駒市消防指令センターとの連携強化(警防課)	② 地域防災力を強化するために、市民と消防団の連携による消火・救護・救出活動訓練を行う。(消防本部総務課) ② 「消防団応援の店」制度設立のために、商工会議所と連携し、制度の理解と協力を促す。(消防本部総務課) ② 「消防団応援の店」を相互利用可能な制度とするために、隣接市町村と連携した取組を行う。(消防本部総務課) ② 隣接消防本部との迅速な活動連携を図るために、相互応援協定の見直しを図る。(警防課)
救急	③ 1 救急車の適正な利用の広報(警防課・消防署) SNS等を活用した広報(警防課・消防署) ③ 2 救命講習会の実施(消防署)	③ 「救急車の適正な利用」の広報活動を効果的に行うために、市民団体への協力を要請する。(警防課・消防署) ③ 「救急車の適正な利用」の広報活動を推進するために、女性広報指導分団のOGを柱とした広報活動団体を設置する。(警防課・消防署) ③ 適正な救急搬送をするために病院や搬送事業者による患者搬送を推進する。(警防課・消防署)

	■ 関連する主な取組	
予防	432 生活環境	【野焼き防止】 ① 1 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と空き地の適正管理など快適な生活環境の確保を図ります。(環境保全課)
警防・救助	141 防災	【地域防災力の充実強化】 ② 1 地域の特性を踏まえ、防災拠点施設(避難所)を中心とした複数の地域が合同で行う訓練を実施します。(防災安全課・市民活動推進課)
救急	132 医療	【地域医療体制の充実強化】 ① 4 市立病院において、二次救急医療(小児二次救急を含む)の充実を図ります。(地域医療課)

■ 指標

① 年間建物火災発生件数(件)

年度	発生件数
H26	11
H27	14
H28	11
H29	14
H30	14
H31	14
新元号2	14
新元号3	14
新元号4	14
新元号5	14

1 年間に発生した建物火災件数。過去10年間に発生した建物火災件数の平均件数(14件)より少なくなることを目指します。(予防課)

② 消防隊現場到着後の年間延焼棟数(棟)

年度	延焼棟数
H29	0
H30	0
H31	0
新元号2	0
新元号3	0
新元号4	0
新元号5	0

火災における延焼(出火元以外へ火が燃え広がること)した棟数。現場到着後、速やかな消火活動により延焼させない事を目指します。(消防署)

③ 救命講習会の受講者数(人)

年度	受講者数
H30	2,720
H31	2,740
新元号2	2,760
新元号3	2,780
新元号4	2,800
新元号5	2,820

市が実施する救命講習会の延べ受講者数。再受講を含め受講者数を増やし、応急手当を受講し理解を促すことで、救急車の適正利用につなげます。(消防署)

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
交通安全	①交通ルールや交通マナーを守る意識が高まり、だれでも安全でかつ安心して外出や移動ができています。	交通死亡事故者数の減少が進む中、高齢化の進展により、交通事故の当事者となる高齢者の割合が高くなっています。今後、高齢者に対する交通安全教育の更なる充実と、高齢者事故を防ぐための高齢者（認知症）ドライバーの免許返納の推進が必要です。 また、子どもや高齢者等の交通事故を防ぐため、安全にかつ安心して外出や移動ができる環境整備を進めることやこれまで以上に市民に交通安全に関心を持ってもらい、自らの問題として積極的に参加する市民主体の意識を醸成することが必要です。 引き続き、警察、交通指導員及び交通安全推進員等と連携しながら、地域の実情に即した交通安全運動や人材育成を進める必要があります。	①1 地域や関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図るため啓発に取り組みます。（防災安全課） ①2 高齢者や幼・保育園児、小・中・高校生を対象として、交通指導員による交通安全教室を実施します。（防災安全課） ①3 違法駐車等防止重点地域（生駒駅・東生駒駅周辺）において、交通指導員による巡回・啓発活動を行います。（防災安全課） ①4 自転車等放置禁止区域（生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺）において、放置自転車等の撤去を重点的に行います。（防災安全課） ①5 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。（土木課） ①6 関係機関と連携し通学路の合同点検を実施します。（教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課）
防犯	②「地域の安全は地域で守る」という市民一人ひとりの意識が高まり、安全で住み良い地域社会が広がっている。	全国的に犯罪が多発する中、地域の安全を確保するため本市では警察をはじめ関係団体や地域と連携しながら防犯活動に取り組んでいます。今後、少子・高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などに伴い、地域の防犯機能の低下が懸念されることから、継続して防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていくことが必要です。 また、犯罪のない明るい社会を築いていくため、市民みんなが暴力を許さない社会づくりを推進する必要があります。	②1 地域による防犯パトロール等の防犯活動を促進支援します。（防災安全課） ②2 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「子ども110番の家」の設置を推進します。（防災安全課） ②3 出前防犯教室を開催し、意識啓発や情報提供を行います。（防災安全課） ②4 地域による通学路を中心とした防犯カメラの設置を促進支援します。（防災安全課） ②5 犯罪による被害防止に取り組みます。（防災安全課） ②6 警察等関係機関や地域と連携し暴力排除推進協議会や防犯協議会の事業を推進します。（防災安全課）
消費者保護	③市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。	消費者保護では、条例の適正な運用を図るとともに、「どこでも講座」や「講演会」の開催をはじめ、啓発活動にも取り組んできました。ところが、架空請求やインターネット通販におけるトラブル等、より複雑・多様化する消費者問題への対応が必要となっており、市民自らが判断・行動するための情報を提供するとともに、特に高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐための見守り体制づくりが必要となっています。	③1 地域で消費者トラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成のための講座を開催します。（消費生活センター） ③2 ホームページの充実等、消費者トラブルに関する情報を積極的に提供します。（消費生活センター） ③3 消費者保護条例に基づき、市民の意見等を反映した消費者施策を国・県等関係機関と連携を図りながら実施します。（消費生活センター） ③4 自治会等の団体や学校と連携を図り、出前講座等による啓発と消費者教育に取り組みます。（消費生活センター）

	■市民ができること	■事業者ができること
交通安全	① 地域での登下校時の交通安全活動へ積極的に参加する。 ① 自家用車を運転する時は交通ルールを守り、譲り合いの精神で安全運転に努める。	① 交通ルールの徹底を図るなど積極的に交通安全を实践する。
防犯	② 児童の見守り活動や地域のパトロールなど地域ぐるみの活動へ積極的に参加する。	② 犯罪を許さない社会を築くため暴力排除の意識を徹底する。
消費者保護	③ 消費生活に関する知識や情報を取得し、消費者トラブルに巻き込まれないよう心掛け、地域の見守り体制に参加する。	③ 法令等を遵守した事業活動を行う。 ③ 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
①1 交通安全対策事業（防災安全課） ①2 交通安全教室の開催（防災安全課） ①3 違法駐車等防止事業（防災安全課） ①4 放置自転車対策事業（防災安全課） ①5 交通安全施設整備事業（土木課） ①6 通学路安全対策事業（教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課）	① 幼児や高齢者の交通事故を減らすため、保護者や自治会、老人会と一緒に交通安全教室を実施する。（防災安全課） ① 市民の交通安全意識の高揚を図るため、事業者とサポートカー試乗や模擬衝突体験など体験型の啓発活動を実施する。（防災安全課） ① 高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、警察等関係機関と連携し、高齢者に対する交通安全教育の推進と、高齢者（認知症）ドライバーへの免許返納を推進する。（防災安全課）
②1 自主防犯活動推進事業（防災安全課） ②2 子ども110番の家の推進事業（防災安全課） ②3 出前防犯教室の開催（防災安全課） ②4 通学路防犯カメラ推進事業（防災安全課） ②5 特殊詐欺防止装置購入補助（防災安全課） ②6 暴力排除推進協議会推進事業（防災安全課） 防犯協議会の支援（防災安全課）	② 防犯や暴力排除意識の高揚を図るため、市民、地域、事業者及び警察等関係機関と連携し、防犯や暴力排除に関する啓発活動を実施する。（防災安全課）
③1 ボランティア養成事業（消費生活センター） ③2 情報提供事業（消費生活センター） ③3 消費者施策実施事業（消費生活センター） ③4 消費者啓発推進事業（消費生活センター）	③ 消費者トラブルに関する意識を高めるため、市民や地域は出前講座を活用するとともに、地域の見守り体制作りに取り組む。（消費生活センター） ③ 消費者トラブルの未然防止と早期解決を図るため、警察等関係機関と積極的に情報を共有する。（消費生活センター）

	■関連する主な取組
交通安全	111 高齢者保健福祉・地域福祉 【高齢者の交通安全対策】 ②2 認知症の早期発見・早期受診・早期治療・重度化遅延に向けた取組を進めます。（地域包括ケア推進課） ③6 高齢者の外出支援や生活支援を目指します。（高齢施策課・地域包括ケア推進課）
防犯	222 青少年 【青少年の防犯対策】 ①1 市青少年指導委員と連携し、街頭巡回指導による青少年の見守りや非行防止の取組を進めます。（生涯学習課）
消費者保護	111 高齢者保健福祉・地域福祉 【高齢者の見守り体制づくり】 ①4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。（地域包括ケア推進課、高齢施策課、市民活動推進課）

■指標
<p>① 交通事故（人身）の発生件数（件）</p> <p>人身事故の年間の発生件数。交通安全に関する啓発により、毎年、前年比1%減となることを目指します。（防災安全課）</p>
<p>② 刑法犯罪の発生件数（件）</p> <p>強盗や傷害、詐欺などの刑法犯罪の認知件数。防犯に関する啓発により、毎年、前年比1%減となることを目指します。（防災安全課）</p>
<p>③ 消費者相談などの消費者保護対策の満足度（点）</p> <p>市民満足度調査における一般市民の消費者保護対策に対する満足度で、満足=100点、やや満足=75点、普通=50点、やや不満=25点、不満=0点として得点化。平成34年度に53点を目指します。（消費生活センター）</p>

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
産前産後	① パートナーや家族の妊娠・出産・子育てに対する理解が広がり、安心して妊娠・出産・子育てにのぞめる妊婦とパートナー、その家族が増えている。	<p>国や奈良県の方針や取組を踏まえながら、平成27年3月に「生駒市子ども・子育て支援事業計画」が策定され、『子育て楽しいね！いこま～子どもも大人も笑顔で健やかに育ちあうまち～』を理念として、様々な施策を実施してきました。</p> <p>しかし最近では、産後うつ、育児放棄、虐待等の問題が生じており、その対策が急務となっています。</p> <p>安心して妊娠・出産でき、またこれからの未来を担う子どもたちが健やかに育っていけるように、妊娠から出産、子育て期まで、切れ目ない支援ができる環境を作ることが必要です。また、平成28年10月から、マタニティコンシェルジュを配置し、母子健康手帳交付時からこれまで以上のきめ細やかな相談支援体制をとり、また同時に産後ケア事業も立ち上げ、産後の支援が得られない家庭への支援を行っています。今後ますますこれらの需要が高まることが予測されます。</p>	<p>① 1 母子健康手帳発行時、マタニティコンシェルジュによりすべての妊婦に対して、不安や心配事などの聞き取りをし、丁寧な保健指導を行います。また、父親や祖父母の母親に対する精神的支援や理解の必要性の啓発を行います。（健康課）</p> <p>① 2 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供を行います。（健康課）</p> <p>① 3 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。（健康課）</p> <p>① 4 不育症治療費・一般不妊治療費の助成を実施し、経済的負担を軽減します。（健康課）</p> <p>① 5 産後ケア事業により、産後の心身の安定と育児不安を解消し、安心して産み育てられる環境を整えます。（健康課）</p>
育児	② 保護者が精神的に安心して子育てでき、健診等の制度や地域の活動を利用することで、子供がより一層健康で、すくすくと育っている。	<p>少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、親子を取り巻く環境が厳しくなる中、今後さらに子どもを安心して産み育てることのできる環境を整えることが喫緊の課題です。</p> <p>また、母子やその家族に寄り添い、切れ目なく育児を支援する体制の整備が求められます。</p>	<p>② 1 産婦・新生児や乳児の訪問を実施します。（健康課）</p> <p>② 2 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。（健康課）</p> <p>② 3 母子保健推進ボランティア・託児ボランティアの育成のための研修等を行います。（健康課）</p> <p>② 4 疾病の早期発見、早期治療、障がいの早期発見、また育児支援などを行うため、乳幼児健康診査を実施します。また、健診の事後フォローを実施します。（健康課）</p> <p>② 5 疾病予防のために、予防接種を実施します。（健康課）</p> <p>② 6 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。（健康課）</p> <p>② 7 子育てに関する知識、技術を習得する機会や交流の場の提供を行います。（健康課）</p> <p>② 8 障がい児や発達に遅れのある子どもの、医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育や相談体制の充実を図ります。（障がい福祉課）</p>

	■市民ができること	■事業者ができること
産前産後	<p>① 安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるよう、妊娠・出産・子育てに関心を持ち、知識を深める。</p> <p>① 妊婦本人だけでなく地域住民や事業者も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の妊婦を積極的にサポートする。</p>	<p>① 妊婦本人だけでなく地域住民や事業者も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の妊婦を積極的にサポートする。</p>
育児	<p>② 子育てに関する自主グループに参加する。</p> <p>② 地域住民や事業者も妊娠・出産・子育て等の母子保健事業に関心を持ち、保護者が地域で安心して子育て出来るよう、積極的にサポートする。</p>	<p>② 地域住民や事業者も妊娠・出産・子育て等の母子保健事業に関心を持ち、保護者が地域で安心して子育て出来るよう、積極的にサポートする。</p>

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 母子健康手帳交付（パパ向け冊子「パパコト」、祖父母用リーフレット）（健康課）</p> <p>① 2 パパママ教室・パパ講座（健康課） 妊婦訪問指導（健康課）</p> <p>① 3 妊婦一般健康診査（健康課）</p> <p>① 4 不育症・一般不妊治療費助成制度（健康課）</p> <p>① 5 産後ケア事業（健康課）</p>	<p>① 安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるよう各種教室等で、より身近な事例として体験談やアドバイスを出産前の親に伝える場を提供し、併せて親同士の仲間づくりを共にすすめる。（健康課）</p> <p>① 地域で子育てを支えるために、地域で活動中の自主グループの活動を支援する。（健康課）</p> <p>① 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、事業者に子育てに関する知識・技術の普及に向けた情報提供を行い、子育て中の方への支援を行う。（健康課）</p> <p>① 安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるよう、国や県が有する情報やノウハウを活用する。（健康課）</p>	<p>① パパママ教室参加率（％）</p> <p>年間の全初妊婦に対するパパママ教室参加件数の割合。パートナーや家族の妊娠・出産・子育てに対する理解が広がり、安心して妊娠・出産・子育てにのぞめる妊婦とパートナー、その家族が増えることを目指します。（健康課）</p> <p>② 新生児・乳児訪問の実施率（％）</p> <p>新生児訪問やこどもには赤ちゃん事業など乳児期に行った、保健師・助産師訪問の実施率。出産後の不安を抱えやすい時期に、専門職による訪問を行うことで、育児に関する知識の普及や不安の解消を図り、母親の心身の健康状態の安定を図ります。（健康課）</p> <p>② 乳幼児健診受診率（％）</p> <p>乳幼児健診（3か月児・7か月児・12か月児・1歳6か月児・3歳6か月児）の平均受診率。高い受診率で推移していますが、更なる受診率の向上を目指します。（健康課）</p>
<p>② 1 産婦・新生児・乳幼児訪問指導（健康課）</p> <p>② 2 未熟児訪問指導事業（健康課）</p> <p>② 3 母子保健推進員・託児ボランティア研修会（健康課）</p> <p>② 4 乳幼児健康診査（健康課）</p> <p>② 5 各種予防接種（健康課）</p> <p>② 6 各種育児相談（健康課）</p> <p>② 7 おっぱい相談会（健康課） はじめての離乳食講習会（健康課）</p> <p>② 8 親子教室での集団支援、個別発達相談、幼稚園・保育園への施設支援事業（健康課） 障がい児相談支援事業（障がい福祉課）</p>	<p>② 子育てにかかる様々な問題について参加者同士が悩みを共有し語り合えるように自主グループ等を共に企画・運営する。（健康課）</p> <p>② 安心して子育てしてもらうために、健康づくりリーダー等が、妊産婦や子育て中の保護者、乳幼児の相談相手やサポート役になる。（健康課）</p> <p>② 子どもの健診や予防接種を受けやすくするために、医療機関等と受診しやすい体制づくりを行う。（健康課）</p> <p>② 安心して子育てできるよう、国や県が有する情報やノウハウを活用する。（健康課）</p>	

	■関連する主な取組
産前産後	<p>212 子ども・子育て支援</p> <p>【育児サポート】</p> <p>③ 1 子どもたちが安心して成長できるよう、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。（子育て支援総合センター）</p>
育児	<p>212 子ども・子育て支援</p> <p>【安心して子育てができる体制づくり】</p> <p>① 1 待機児童解消に向けて、保育所の開設や保育士の確保に取り組みます。（こども課）</p> <p>② 2 地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案しながら、こども園化を含め、地域に合った幼稚園の今後のあり方を検討します。（こども課）</p>

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
保育サービス	① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。	共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実には、仕事と子育てを両立させるため、非常に重要であり、保育時間の延長など保護者からのニーズも多様化しています。 本市では、待機児童の解消対策として平成19年度から私立保育所の誘致に取り組み、保育定員は倍増し、2,300人を超えましたが、保育所ニーズの増加と保育士不足により、未だ待機児童の解消には至っていません。また、一時預かり、延長保育、休日保育や病児・病後児保育の実施など多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。 さらに、公立保育所の園舎については、全て耐震化が図られていますが、施設の老朽化が進行しており、その対策が今後必要となります。 学童保育についても快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っていく必要があります。 今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行うことが必要です。	① 待機児童解消に向けて、保育所の開設や保育士の確保に取り組みます。(こども課) ② 保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の交流、連携を図ります。(こども課・教育指導課) ③ 保育所及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策を図ります。(こども課) ④ 保育所への地域活動の情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。(こども課) ⑤ 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、さらなる保育サービスの充実に向けての検討を行います。(こども課) ⑥ 学童保育児童の見守り活動など安全確保のため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。(こども課) ⑦ 子どもたちが地域の中で、安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(こども課) ⑧ 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。(こども課)
幼稚園教育	② 就学前教育の充実と幼稚園の長時間預かり又はこども園化が進んでいる。	本市には、平成30年10月現在、7市立幼稚園と4私立幼稚園があります。核家族化や共働き世帯の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する保護者のニーズに対応するとともに、幼児一人ひとりの発達の特徴を生かした教育が重要です。 本市では、市立幼稚園で3歳児保育希望者の全員受け入れや預かり保育、幼小中連携事業、幼稚園バスの運行など特色ある幼稚園運営に取り組んでいますが、共働き世帯の増加と保護者ニーズの多様化により幼稚園児数は年々減少しています。 今後は、現在まで取り組んできた安心・安全な園づくりを中心に、学校評議員会等を活用した学校評価の充実や、幼稚園・保育園・学校・地域が連携できる開かれた園づくりを継続するとともに、保育所ニーズが増加していることから、預かり保育の長時間化・通年化など保育機能の付加やこども園化について検討する必要があります。	① 多様化する保護者ニーズに応えるため、預かり保育の長時間化、実施日の拡大について検討します。(こども課) ② 地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案しながら、こども園化を含め、地域に合った幼稚園の今後のあり方を検討します。(こども課) ③ 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と地域、保育所、認定こども園及び学校との交流、連携を図ります。(こども課・教育指導課) ④ 幼稚園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策を図ります。(こども課) ⑤ 園児が健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けるため、安全教育に取り組みます。(こども課) ⑥ 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(生涯学習課)
子育て支援	③ 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。	子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、悩みを共有・共感・相談できる場や、子育てを地域で支え合うためのコミュニティを構築する必要があります。 また、地域で支え合う子育て環境の希薄化による子育ての孤立化を防止する必要があります。	① 子どもたちが安心して成長できるよう、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(子育て支援総合センター) ② 子育てや家庭で心配なことなどの相談事業を実施し、子育てで家庭の支援を行います。(こどもサポートセンター)

	■市民ができること	■事業者ができること
保育サービス	① ワークショップの参加やアンケートの回答などで、子育て支援施策への意見や要望を行う。	① 保護者の多様な保育ニーズに柔軟に対応できるよう、また、少子化の進行も見据えた保育所整備を行う。
幼稚園教育	② ボランティア活動や園児とのふれあい活動に参加する。	② 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。
子育て支援	③ ボランティアやサポート等の活動を通して支援をする。	

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 駅前空き店舗等を利用した小規模保育事業の推進(こども課) 企業が整備する企業主導型保育事業の推進(こども課) 潜在保育士等の確保のための「資格をいかそう!相談会」の実施(こども課) 保育コンシェルジュの配置(こども課) 高等職業訓練促進給付事業(こども課) 自立支援教育訓練給付事業(こども課) ① 2 幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ幼小接続事業(こども課・教育指導課) ① 3 保育所及び認定こども園園舎の施設整備事業(こども課) ① 4 はとぼっぼ公園清掃事業(こども課) 公私立保育所の園庭開放(こども課) ① 5 特別保育実施事業(こども課) ① 6 民生児童委員との連携事業(こども課) ① 7 放課後子ども教室(こども課) ① 8 地域子育て支援拠点事業(こども課) ② 1 市立幼稚園における預かり保育(こども課) ② 2 生駒市子ども・子育て会議(こども課) 生駒市学校教育のあり方検討委員会(こども課) ② 3 幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ幼小接続事業(こども課・教育指導課) 生駒市幼稚園教育研究会(こども課) 保幼小中交流学習会(こども課・教育指導課) ② 4 幼稚園園舎の施設整備事業(こども課) ② 5 安全教育の充実(こども課) ② 6 家庭教育学級事業(生涯学習課) ③ 1 みっきランド・はばたきみっきの地域子育て支援事業の運営(子育て支援総合センター) ファミリーサポート事業(子育て支援総合センター) ③ 2 養育支援訪問事業(こどもサポートセンター) 家庭児童相談室事業(こどもサポートセンター)	① 保育士を確保するために、市民と潜在保育士の発掘に取り組む。(こども課) ① 子どもの成長と安全確保のために、地域と保育所や学童保育所との交流会を積極的に実施する。(こども課) ① 保育の充実を図るために、事業者・NPO等と少子化の進行を見据えながら、保護者のニーズに合った保育所整備を行う。(こども課) ① 保育士確保、保育士の資質・能力の向上のために、奈良県と連携を図る。(こども課) ② 就学前教育の充実のために、市民と幼稚園教育に関わる機会を設ける。(こども課) ② 地域での幼稚園の役割を検討するために、地域と情報を共有する。(こども課) ② 就学前教育の充実のために、事業者・NPO等と体験学習など学習の機会・場の企画及び提供を行う。(こども課) ③ 孤立した子育てを防ぐために、声かけをするなどして、市民と身近にいる子育て親子が交流を図る。(子育て支援総合センター) ③ 子育て支援の輪を広げるために、地域と地域内で子育て親子との交流ができる場を設ける。(子育て支援総合センター)

	■関連する主な取組	
保育サービス	521 商工観光	【子育て女性への就業支援】 ② 5 生駒市の子育て女性への就業支援を行います。(商工観光課)
幼稚園教育	151 生活安全	【園児への交通安全指導】 ① 2 高齢者や幼・保育園児、小・中・高校生を対象として、交通指導員による交通安全教室を実施します。(防災安全課)
子育て支援	211 母子保健	【保護者ごと支える子育て支援】 ② 6 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。(健康課)

■指標

① 保育所待機児童数(人)

年度	現状値	目指す値
H27	30	0
H28	37	0
H29	46	0
H30	63	0
新元号2	0	0
新元号3	0	0
新元号4	0	0
新元号5	0	0

保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数(4月1日現在)。
子育て家庭を取り巻く環境や就労の動向を考慮しながら、待機児童の解消を目指します。(こども課)

② 預かり保育利用園児数(人)

年度	現状値	目指す値
H29	17,540	18,000
H30	17,770	18,000
H31	18,000	18,000
新元号2	18,685	18,000
新元号3	19,370	18,000
新元号4	20,055	18,000
新元号5	20,740	18,000

私立幼稚園における預かり保育を利用した延べ園児数。
保育所ニーズが増加していることから、預かり保育の長時間化・通年化など保育機能の付加を図ります。(こども課)

③ 市直営拠点(みっきランド・はばたきみっき利用者数)(人)

年度	現状値	目指す値
H29	25,922	27,128
H30	26,518	27,128
H31	27,128	27,128
新元号2	27,752	27,128
新元号3	28,390	27,128
新元号4	29,043	27,128
新元号5	29,711	27,128

子育て中の親子が好きな時に集まり、遊んだり、悩みを語り合える場所である「地域子育て支援拠点」の年間の延べ利用者数。過去の推移を踏まえて、利用者の増加を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。(子育て支援総合センター)

基本計画

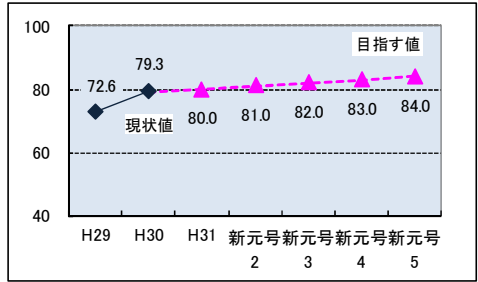
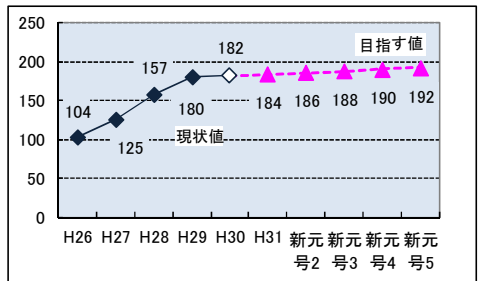
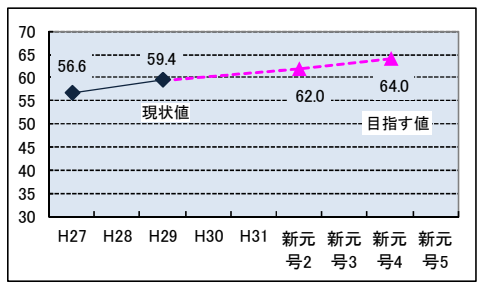
	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
学校教育	① 児童生徒一人ひとりの確かな学力を育成するために、社会総がかりで多角的な教育活動をすすめている。	本市では、地域でつながり合う子育てを目標にしながら、児童生徒が安心して活動できる環境づくりに努めています。また、小学校1年生からの外国語活動や ICT 機器を積極的に活用するなど、確かな学力を養成するとともに、挨拶や礼儀を重んじ、自他を認め合う心、すべての生命を尊重する心を培う教育に取り組んでいます。今後、自分の夢を持ち、自信を持って自己実現を図るために、自己有用感を高めるための心の教育がより求められます。また、本市の小中学生は、学力調査では平均正答率が県・全国を上回る結果となる状況が続いているものの、中学生の読書離れなどの課題があります。学校司書を中心として読書意欲を向上させ、読書を通して身に付く力を定着させることが求められます。 教職員は、小学校での英語力、全体として ICT 機器活用能力の向上が必須であり、道徳科の指導も高い水準が求められます。すなわち、資質向上のための研究と修養が円滑に推し進められ、保護者・地域・事業者・行政・関係機関との連携は開かれた学校づくりの中でより具体化される必要があります。そのためにも、より地域の実情に応じた学校教育を推進することが肝要となります。 また、児童生徒や保護者に対する各種相談事業の充実に対する期待の声は益々高まっています。児童生徒の心に寄り添い、安心と安全を保障するための取組は今後とも積極的に進めていきます。さらに、学校自身が抱える諸課題等の解決に向けて、関係機関との連携により、専門的な見地からの具体的な改善策を取りいれていく必要があります。 さらに、児童生徒自身が登下校時に、自分一人で判断する危機対応力の養成に取り組むとともに、登下校時の大きな支援となる地域とのつながりを積極的に強化します。	① 1 児童生徒の確かな学力育成のため、特色ある多様な形態での教育活動を推進します。(教育指導課) ① 2 小学校外国語活動について、小学校1年生から独自の教材を使用し、外国語指導助手を活用し英語教育を推進します。(教育指導課) ① 3 ICT 機器活用事業を推進し、児童生徒が主体的・協働的に学習できる環境づくりを進めます。(教育総務課・教育指導課) ① 4 全小中学校に配置している学校司書を中心として、学校図書館を活性化させ、児童生徒の読書意欲を向上します。(教育指導課) ① 5 児童生徒や保護者に対する相談事業を充実します。(教育指導課) ① 6 スクールアドバイザーの活用により、学校の諸課題の改善に取り組みます。(教育指導課) ① 7 適応指導教室運営により、不登校児童生徒の学校復帰支援と心の居場所づくりを積極的に取り組みます。(教育指導課) ① 8 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業により、地域でつながり合う子育てに取り組み、地域教育力で学校を支援します。(教育指導課) ① 9 学校給食を通して食育推進を行います。(学校給食センター) ① 10 すべての生命を尊重し、自己有用感を高めるための心の教育を充実します。(教育指導課) ① 11 教職員の資質と能力の向上を図る研修機会を提供します。(教育指導課)
特別支援教育	② 特別な支援を要する幼児、児童、生徒、保護者への通級指導等や教育相談が効果的に行われ、個に応じた支援や教育が定着している。	特別な支援の需要や要望が高まり、よりきめ細かな特別支援教育が求められます。そのためには、特別支援教育コーディネーターの位置付けが重要となり、より専門的な知識の習得と資質向上が必要となります。 学校施設におけるバリアフリー整備を進めるとともに、今後特別な支援の需要や要望が高まり、よりきめ細かな特別支援が必要となることから、特別支援教育支援員やスクールボランティアの派遣増加が重要となります。また、特別支援教育コーディネーターのより高い専門性と教員の資質向上が多角的に求められます。	② 1 特別支援教育支援員を市民から募集し、適切に配置します。(教育指導課) ② 2 スクールボランティアを活用し、特別に支援が必要な児童生徒の学習補助を行います。(教育総務課・教育指導課) ② 3 特別支援教育相談に対し、様々な見地から相談対応ができるようにスクールカウンセラー等各種相談員を適切に配置します。(教育指導課) ② 4 特別支援教育コーディネーターをはじめとする教員の資質向上を図り、研修会や講演会を開催します。(教育指導課) ② 5 子どもたちの支援内容等を工夫検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)
学校施設	③ 子どもたちが安心して、笑顔で過ごすことができる教育環境が整っている。	昭和40～50年代に建築された学校施設のほとんどが改修時期にきています。市の方針として、現在トイレ改修を優先的に実施しているところである一方で老朽化の改修に今後多額の改修費用が発生する見込みです。 厳しい財政状況の中、トイレ改修や老朽改修工事など、メリハリをつけた計画的な施設改修を行っていく必要があります。 また、児童・生徒数が減少傾向にある中、今後の推移を見据えた学校規模等を検討していく時期にきており、生駒北小中学校における小中一貫教育の成果・課題を踏まえた市における小中一貫教育の方向性を検討していく必要があります。	③ 1 学校施設の安全点検を継続し、安全で安心できる教育環境整備のための計画的な学校施設の老朽化対策を行います。(教育総務課) ③ 2 学校施設を使いやすく、きれいで、快適なものにします。(教育総務課) ③ 3 市における小中一貫教育の方向性、今後の児童・生徒数を踏まえた学校規模・通学区域の検討を行います。(教育総務課・教育指導課) ③ 4 学校給食センターの整備運営事業を推進します。(学校給食センター)

	■市民ができること	■事業者ができること
学校教育	① 保護者は学校行事や地域行事等に参加し、自分の子以外の子どもたちに対しても、積極的に関わりを持つ。	① 地元産などの安全な食材を用いて、アレルギー対応にも十分な配慮がされたおいしい学校給食を提供する。
特別支援教育	② 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。	② 事業者は特別支援教育を理解し、障がい者の就労への協力を推進する。
学校施設	③ 学校施設における改善点等を提案する。	

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 新学習指導要領の実施を踏まえた、主体的・対話的で深い学びの推進(教育指導課) スクールボランティア活用、学びのサポーター派遣事業(教育総務課・教育指導課) ① 2 外国語指導助手派遣事業(教育指導課) ① 3 ICT 機器活用教育推進事業(教育指導課) ① 4 学校司書派遣事業(教育指導課) ① 5 教育相談室の利活用(教育指導課) ① 6 スクールアドバイザー活用事業(教育指導課) ① 7 適応指導教室運営(教育指導課) ① 8 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業の推進(教育指導課) ① 9 食育の推進(学校給食センター) ① 10 学校創造推進事業の推進(教育指導課) 自殺予防教育の推進(教育指導課) ① 11 教職員研修の充実(教育指導課) 学校評価の充実(教育指導課)	① 児童生徒の登下校や地域での生活における安全確保のために、市民と青パト登録に対する情報共有をし、諸費用について補助をする。(教育指導課) ① 地域防犯のために、地域の方と、通学路や居住地域に対する「防災安全マップ」を作成する。(教育指導課) ① 地域教育力の向上のために、事業者等、ホームページやブログを活用した出前授業の講師派遣の案内等の情報を発信する。(教育指導課) ① 防犯情報の共有のために、他の市町村と不審者情報を共有できるシステムを構築する。(教育指導課)
② 1 特別支援教育支援員の募集と配置(教育指導課) ② 2 スクールボランティアの活用(教育総務課・教育指導課) ② 3 特別支援教育相談事業(教育指導課) ② 4 特別支援教育コーディネーター研修と講演会の開催(教育指導課) ② 5 特別支援教育の充実のためのタブレット PC の配置(教育指導課) ことばの教室・通級指導教室エルの運営(教育指導課)	② 特別支援教育の充実と発展のために、運営資金の確保と拡充が実現するワークショップの企画と実施を、地域と推進する。(教育指導課)
③ 1 学校施設整備事業(教育総務課) (仮称)小中学校施設管理計画の策定と計画に基づく施設改修(教育総務課) ③ 2 中学校トイレ改修事業(教育総務課) ③ 3 学校教育のあり方検討委員会での小中一貫教育の方向性、学校規模・通学区域等の検討(教育総務課・教育指導課) ③ 4 学校給食センター整備運営事業(学校給食センター)	③ 学校施設環境のさらなる改善のために、市民や地域と学校施設における改善点等を検討する。(教育総務課) ③ 今後の市の学校教育の充実のため、市民と学校規模・通学区域適正化に関するワークショップを実施する。(教育総務課)

	■関連する主な取組
学校教育	151 生活安全 【通学路安全点検】 ① 6 関係機関と連携し通学路の合同点検を実施します。(教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課)
特別支援教育	321 人権・多文化共生 【人権教育の充実】 ① 7 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。(人権施策課・教育指導課)
学校施設	611 行政経営 【ファシリティマネジメントの推進】 ② 1 今後進行する人口減少や人口構造の変化を見据え、将来の市全体の施設の利用状況などをもとに、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修の時期などを決定します。(財政経営課)

■指標
① 自分にはいいところがあると思う児童生徒の割合(%)  <p>全国学力・学習状況調査における「自分には、よいところがあると思う」という質問項目に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 平成35年度には84%以上を目指します。(教育指導課)</p>
② ことばの教室・通級指導教室エルへの通級者数(人)  <p>読み書きやコミュニケーションなどで困っている子どもたちを支援するための教室への通級者数。 1年あたりに2名の増加を目指します。(教育指導課)</p>
③ 施設の満足度(小中学校)(点)  <p>市民満足度調査における小学校・中学校の施設に対する満足度で、満足=100点、やや満足=75点、普通=50点、やや不満=25点、不満=0点として得点化。平成34年度には、64点以上を目指します。(教育総務課)</p>

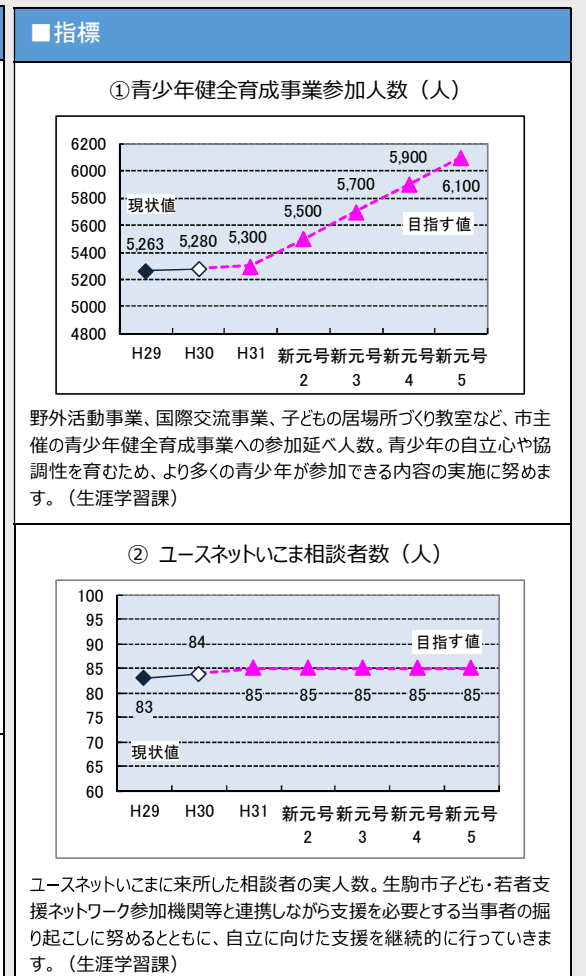
基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
健全育成	① 地域、学校、家庭が連携し、地域力を活用した支援により、地域の教育力を高め、子どもや若者が生き生きと過ごし、健やかに成長する環境が整備されている。	価値観やライフスタイルの多様化及び情報技術の発達に伴い社会経済状況がめまぐるしく変化する中で、子どもたちを見守る環境やこれからの子どもたちに求められる能力も従前から変化しつつあります。 家庭の教育力の低下や社会との関わりが希薄化している傾向があり、「地域で子どもを育てる」という意識の向上のため、地域、学校、家庭が連携し、市内の子ども・若者が地域の人々と交流し、人と人のつながりを感じながら成長していけるような環境づくりを進めていく必要があります。	① 1 市青少年指導委員と連携し、街頭巡回指導による青少年の見守りや非行防止の取組を進めます。(生涯学習課) ② 2 健全育成パトロールなど、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課) ③ 3 青少年が健やかに成長し生きる力を身につけるため、各種団体等と連携し、様々な学びと体験の場の提供等を行ないます。(生涯学習課) ④ 4 障がいの有無や国籍、性別などの違いや多様性を理解し、認め合う社会の実現に向けた交流を行います。(生涯学習課) ⑤ 5 地域の力を活用した家庭教育支援の取組を進めます。(生涯学習課) ⑥ 6 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(こども課)
自立支援	② すべての子ども・若者が安心して成長できる機会が確保され、自立した社会生活を送っている。	不登校、ニート、ひきこもり等社会生活上様々な困難を抱える子ども・若者について、関係機関が連携して自立に向けた支援を行っているが、今後ますます必要とされます。 不登校、ニート、ひきこもりなど困難を有する子ども・若者や支援者に対して、円滑な社会生活を送ることができるよう、様々な支援機関と連携して、社会復帰に向けて取り組む必要があります。	② 1 不登校、ニート、ひきこもりに関する相談窓口(ユースネットいこま)体制、環境の充実を図ります。(生涯学習課) ② 2 「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」参加機関との連携により、不登校、ニート、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援に取り組みます。(生涯学習課)

	■市民ができること	■事業者ができること
健全育成	① 地域の子ども の 安全と成長を見守り、青少年の健全育成活動や事業に参加する。	① 県青少年健全育成条例の規定や趣旨を理解する。 ① 市内の青少年の健全育成活動に支援、協力する。
自立支援	② 自らの得意分野や専門性等を發揮した、青少年の自立支援に資する活動へ参加、協力する。 ② 不登校、ニート、ひきこもり等当事者及び家族に、行政の支援窓口等の情報を提供する。	② 市内の子ども・若者に対する職業体験・職業訓練等の取組に協力する。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 青少年指導活動事業(生涯学習課) ① 2 地域ぐるみ健全育成推進事業(教育指導課) ① 3 青少年野外活動事業(生涯学習課) チャレンジ教室事業(生涯学習課) 青少年健全育成団体支援事業(生涯学習課) ① 4 ユニバーサルキャンプ事業(生涯学習課) ① 5 家庭教育支援チームを中心とした、地域・学校・家庭の連携による家庭教育支援事業(生涯学習課) ① 6 放課後子ども教室事業(こども課)	① 市民が青少年の安全や成長の見守りに参加しやすいような仕組みづくりに取り組む。(生涯学習課) ① 青少年が安心して成長できる環境をつくるために、地域の力を活用して安心して過ごせる居場所づくりに取り組む。(生涯学習課) ① 青少年が犯罪被害に巻き込まれない環境をつくるために、関係機関との連携に取り組む。(生涯学習課)
② 1 子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)事業(生涯学習課) ② 2 子ども・若者支援ネットワーク運営事業(生涯学習課)	② 子ども・若者、支援者のため、セミナー等を開催し支援に協力していただく人材の確保に努めるとともに、地域と協力し、支援体制、窓口の設置などの情報の周知を行う。(生涯学習課) ② 困難を抱えた子ども・若者の支援のため、関係機関と連携し、学習支援や居場所づくりに取り組む。(生涯学習課)



	■関連する主な取組	
健全育成	221 学校教育	【青少年指導活動】 ① 8 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業により、地域でつながり合う子育てに取り組み、地域教育力で学校を支援します。(教育指導課) ① 10 すべての生命を尊重し、自己有用感を高めるための心の教育を充実します。(教育指導課)
自立支援	111 高齢者保健福祉・地域福祉	【子ども・若者の自立に向けた支援】 ① 8 生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。(保護課)
	212 子ども・子育て支援	【子ども・若者の自立に向けた支援】 ③ 1 子どもたちが安心して成長できるよう、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(子育て支援総合センター)

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
市民協働・協創	①市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じて協働しまちづくりが進められている。	高齢化の進展などの社会環境の変化により市民・地域のニーズも多様化・複雑化する中、行政だけでなく様々な分野において市民との協働による取組を推進していくことが求められています。 このことから行政が公共を担うという意識から、市民・事業者と目的を共有し、互いに役割を認識しながらまちづくりを進めていく必要があります。そのためには様々な媒体を活用した情報発信・提供・共有により市民の市政への参画機会の拡大、協働・協創への理解促進を進めていく必要があります。	① 1 参画と協働のまちづくりを基本原則とした自治基本条例を運用します。(市民活動推進課) ① 2 参画と協働に関する職員への意識高揚を図ります。(市民活動推進課) ① 3 審議会委員等を公募する仕組みを運用することにより、市政への市民参画の機会を創出します。(総務課) ① 4 協働の前提であるまちづくりに関する市民等への情報発信・提供を行います。(広報広聴課、いこまの魅力創造課)
地域活動	②地域に住む人々が、まちづくりの主体・コミュニティの担い手として、協力し合いながらまちづくりを進めている。	地域における人間関係の希薄化や価値観の多様化等により自治会加入率が微減傾向にあり、地域力の低下が懸念される中、地域での支え合いがより必要な状況となっています。 そのような状況下で、市民自治協議会の設立に向けた動きが複数の小学校区で進みつつあり、各地域で地域課題の解決に向けた様々な活動が芽生えてきています。 そこで、市民自治協議会の意義や必要性についての周知など、市民自治協議会の設立に向けた継続的な支援とともに、地域の多様な課題やニーズに対応するため、コミュニティに根ざした市民の参画促進や地域の人材発掘、また、地縁を超えたNPOとの連携等も必要です。	② 1 広報紙等による啓発や自治連合会と協力し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課) ② 2 地域コミュニティの中核である自治会に対し、その活動に対する支援を行います。(市民活動推進課) ② 3 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対する支援を行います。(市民活動推進課) ② 4 地域課題解決のため多様な主体が関わりまちづくりを進めていく市民自治協議会の取組を進めるため、これからの地域のあり方を考えるきっかけづくりを行い、地域コミュニティの強化を図ります。(市民活動推進課) ② 5 いこまんどこまつり開催による市民間交流の促進を行います。(市民活動推進課)
市民活動	③様々な分野におけるNPOの活動が展開され、地域との連携によるまちづくりが進んでいる。	ライフスタイルや価値観、住民ニーズの多様化にともない、NPOによる公益活動のテーマも多様化しています。NPO活動は増加傾向にありますが、地域課題の解決に繋がる活動の展開や組織の資金調達などの課題もあります。 今後は、地域課題の解決とともに、ありたい地域の姿をイメージしたまちづくりに繋がる公益活動を自治会や市民自治協議会等、地域と連携して進めていく必要があります。地域づくりを担う存在として期待されます。	③ 1 市民等の協働により実施される公共・公益イベントを「イコマニア」として認定し、情報発信を行います。(市民活動推進課) ③ 2 NPO活動を支援します。(市民活動推進センター) ③ 3 コーディネート機能の充実を図ります。(市民活動推進センター) ③ 4 市民活動を活発にするための各種講座等を行います。(市民活動推進センター)

	■市民ができること	■事業者ができること
市民協働・協創	① まちづくりの主体、地域の一員としての意識を持ち、まち・地域に関心に向け、積極的に様々な活動に参加する。	① 地域の一員としての意識を持ち、地域貢献活動を行う。また、積極的にNPOや行政等と連携する。
地域活動	② まちづくりの主体、地域の一員としての意識を持ち、まち・地域に関心に向け、積極的に様々な活動に参加する。	② 地域の一員としての意識を持ち、地域貢献活動を行う。また、積極的にNPOや行政等と連携する。
市民活動	③ まちづくりの主体、地域の一員としての意識を持ち、まち・地域に関心に向け、積極的に様々な活動に参加する。	③ 地域の一員としての意識を持ち、地域貢献活動を行う。また、積極的にNPOや行政等と連携する。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																						
① 1 市民自治推進委員会の運営(市民活動推進課) ① 2 参画と協働の職員研修(市民活動推進課) ① 3 審議会等の公募市民等無作為抽出型登録制度(総務課) ① 4 広報紙等によるまちの情報提供、オープンデータ化推進(広報広聴課、いこまの魅力創造課)	① 地域の一員としての意識を高め、居住地域への関心や問題意識を持ってもらうため、市民と情報提供のあり方を共に考える。(市民活動推進課)	① 参画と協働の事業数(件) <table border="1"> <caption>① 参画と協働の事業数(件)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>187</td></tr> <tr><td>H27</td><td>195</td></tr> <tr><td>H28</td><td>203</td></tr> <tr><td>H29</td><td>245</td></tr> <tr><td>H30</td><td>250</td></tr> <tr><td>H31</td><td>255</td></tr> <tr><td>新元号2</td><td>260</td></tr> <tr><td>新元号3</td><td>265</td></tr> <tr><td>新元号4</td><td>270</td></tr> <tr><td>新元号5</td><td>275</td></tr> </tbody> </table> <p>庁内各課における参画と協働の延べ取組事業数。毎年度5件の増加を目指します。(市民活動推進課)</p>	年度	事業数(件)	H26	187	H27	195	H28	203	H29	245	H30	250	H31	255	新元号2	260	新元号3	265	新元号4	270	新元号5	275
年度	事業数(件)																							
H26	187																							
H27	195																							
H28	203																							
H29	245																							
H30	250																							
H31	255																							
新元号2	260																							
新元号3	265																							
新元号4	270																							
新元号5	275																							
② 1 自治会加入の促進(市民活動推進課) ② 2 自治会活動・自治連合会運営支援事業(市民活動推進課) ② 3 地区集会所補助事業(市民活動推進課) ② 4 市民自治協議会設立支援・活動支援(地域特性やニーズに即した活動支援、財政的支援。庁内連携等)(市民活動推進課) ② 5 いこまんどこまつり実行委員会事務局運営(市民活動推進課)	② 地域の多様な課題やニーズに対応するため、NPO等と連携し、地域の課題解決に取り組む。(市民活動推進課)	② 自治会加入世帯数(世帯) <table border="1"> <caption>② 自治会加入世帯数(世帯)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>39,020</td></tr> <tr><td>H27</td><td>39,381</td></tr> <tr><td>H28</td><td>39,539</td></tr> <tr><td>H29</td><td>39,315</td></tr> <tr><td>H30</td><td>39,390</td></tr> <tr><td>H31</td><td>39,464</td></tr> <tr><td>新元号2</td><td>39,539</td></tr> <tr><td>新元号3</td><td>39,614</td></tr> <tr><td>新元号4</td><td>39,690</td></tr> <tr><td>新元号5</td><td>39,690</td></tr> </tbody> </table> <p>地域コミュニティの核である自治会に加入している世帯数。(4月1日現在)平成35年度に39,690世帯を目指します。(市民活動推進課)</p>	年度	世帯数	H26	39,020	H27	39,381	H28	39,539	H29	39,315	H30	39,390	H31	39,464	新元号2	39,539	新元号3	39,614	新元号4	39,690	新元号5	39,690
年度	世帯数																							
H26	39,020																							
H27	39,381																							
H28	39,539																							
H29	39,315																							
H30	39,390																							
H31	39,464																							
新元号2	39,539																							
新元号3	39,614																							
新元号4	39,690																							
新元号5	39,690																							
③ 1 イコマニア事業の実施(市民活動推進課) ③ 2 マイサポいこま運用、情報収集提供事業、コーディネート・相談事業(市民活動推進センター) ③ 3 情報収集提供事業、コーディネート・相談事業、コーディネーターの資質向上(市民活動推進センター) ③ 4 組織活力アップ事業、市民公益活動啓発事業(市民活動推進センター)	③ 市民の多様な活動ニーズに対応するため、中間支援的な機能を持つNPOとともにコーディネート機能を担う。(市民活動推進センター)	③ コーディネート件数(件) <table border="1"> <caption>③ コーディネート件数(件)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29</td><td>142</td></tr> <tr><td>H30</td><td>150</td></tr> <tr><td>H31</td><td>155</td></tr> <tr><td>新元号2</td><td>160</td></tr> <tr><td>新元号3</td><td>165</td></tr> <tr><td>新元号4</td><td>170</td></tr> <tr><td>新元号5</td><td>175</td></tr> </tbody> </table> <p>市民活動推進センターからポートにおいて、ボランティア・NPO活動を希望する側と、募集する側との連絡調整を行う延べ件数。毎年度5件の増加を目指します。(市民活動推進センター)</p>	年度	件数	H29	142	H30	150	H31	155	新元号2	160	新元号3	165	新元号4	170	新元号5	175						
年度	件数																							
H29	142																							
H30	150																							
H31	155																							
新元号2	160																							
新元号3	165																							
新元号4	170																							
新元号5	175																							

	■関連する主な取組
市民協働・協創	612 情報提供・情報利活用 【市民等への情報発信・提供】 ① 2 市民が親しみやすく、分かりやすい記事作りに加え、年齢や障がいの有無、言語に関わらず、正確に情報が伝わる広報紙を発行します。(広報広聴課)
地域活動	111 高齢者保健福祉・地域福祉 【地域の居場所づくり・市民自治協議会設立にむけた地域の取組支援】 ① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。(地域包括ケア推進課、高齢施策課、市民活動推進課)
市民活動	331 生涯学習・スポーツ 【公益活動の推進】 ① 2 地域に眠る様々な特技や専門知識・技術を持った市民を発掘し、まちづくりに参加できる機会を提供します。(生涯学習課)

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
人権	①市民が人権について正しい知識を持ち、互いに理解し、尊重し合えるように人権意識が高まっている。	我が国の憲法で基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」として保障されており、21世紀は「人権の世紀」と言われています。本市では、平成31年に「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」を策定し、これに基づき、毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を行っています。 しかし、現在でも同和問題や高齢者、障がい者などに関わる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権問題やLGBTなどの性的少数者などに関する新たな問題も起こってきています。 今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっています。	① 1 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。（人権施策課） ② 2 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。（人権施策課） ③ 3 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。（人事課） ④ 4 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。（人権施策課） ⑤ 5 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。（人権施策課） ⑥ 6 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。（人権施策課） ⑦ 7 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。（人権施策課・教育指導課）
多文化共生	②市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認識し合い、市民主体の国際交流・相互理解が出来る環境の整備が進んでいる。	近年、交通機関や情報通信技術の発達に伴い、グローバル化が進み、言語も文化も違う外国人が様々な地域で暮らすようになっており、今後さらに増加していくものと考えられています。 本市の外国人住民は近年横ばいの状況で、現在1,000人余りが暮らしており、取組として平成8年（1996年）3月に生駒市国際化基本指針が、平成12年（2000年）3月に生駒市外国人住民教育指針が策定され、生活面では日本語教室や庁舎案内板の多言語併記、ホームページの外国語翻訳などを行っているほか、国際交流のつどいの開催などを行っています。 今後も外国人住民との交流や外国の文化などを学ぶことができる機会の充実を図るとともに、外国人住民の生活支援や国際交流活動を担う体制の充実などを行い、外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会の実現のための取組が必要です。	② 1 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。（人権施策課） ② 2 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。（生涯学習課） ② 3 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。（教育指導課） ② 4 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進を図ります。（人権施策課） ② 5 日本語が不自由な外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。（人権施策課） ② 6 市民向けの文書の多言語表記を推進します。（人権施策課）

	■市民ができること	■事業者ができること
人権	① 人権問題についての理解を深める。	① 従業員に対する人権教育研修を推進する。 ① 採用条件や雇用条件を適正に整備する。
多文化共生	② 異文化についての理解を深める。	② 外国人住民の就労を支援する。 ② 市の事業等に参加、協力する。 ② 外国人住民にも対応したサービスを提供する。

資料

	■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																
	① 1 人権相談事業（人権施策課） ① 2 「人権を確かめあう日」の広報（人権施策課） ① 3 職員人権問題研修の開催（人事課） ① 4 地区別懇談会の開催、人権教育研修講師派遣事業（人権施策課） ① 5 市民集会の開催及び人権教育講座「山びこ」の開催（人権施策課） ① 6 生駒市人権教育推進協議会、生駒市人権教育研究会への支援（人権施策課・教育指導課） ① 7 人権教育の推進（人権施策課・教育指導課）	① 人権教育についての関心を高め、指導者を育成するために、自治会等と地区別懇談会を開催する。（人権施策課） ① 人権問題についての理解を深めるために、事業者と従業員に対する社内外での人権研修を推進する。（人権施策課） ① 人権問題について理解を深めるために、他の行政機関と連携しイベント等を開催する。（人権施策課）	① 人権教育地区別懇談会の開催地区数（回） <table border="1"><caption>人権教育地区別懇談会の開催地区数（回）</caption><thead><tr><th>年度</th><th>開催地区数（回）</th></tr></thead><tbody><tr><td>H29</td><td>11</td></tr><tr><td>H30</td><td>23</td></tr><tr><td>H31</td><td>30</td></tr><tr><td>新元号 2</td><td>37</td></tr><tr><td>新元号 3</td><td>45</td></tr><tr><td>新元号 4</td><td>52</td></tr><tr><td>新元号 5</td><td>60</td></tr></tbody></table>	年度	開催地区数（回）	H29	11	H30	23	H31	30	新元号 2	37	新元号 3	45	新元号 4	52	新元号 5	60
年度	開催地区数（回）																		
H29	11																		
H30	23																		
H31	30																		
新元号 2	37																		
新元号 3	45																		
新元号 4	52																		
新元号 5	60																		
	② 1 案内版の多言語表記（人権施策課） ② 2 国際交流事業（生涯学習課） ユニバーサルキャンプ事業（生涯学習課） ② 3 多文化共生教育（教育指導課） ② 4 日本語教室の開催（人権施策課） ② 5 国際化ボランティア事業（人権施策課） ホームページの多言語対応（広報広聴課） ② 6 市民向けの文書の多言語表記の推進（人権施策課）	② 日常生活において言葉や文化の違いで不便を感じている外国人住民のために、自治会と連携しサポートする。（人権施策課） ② 異文化に対する理解を深めるために、事業者・NPO等と協力する。（人権施策課） ② 異文化に対する理解を深めるために、他の行政機関と連携しイベント等を開催する。（人権施策課）	① 講演会等参加者の人数（人） <table border="1"><caption>講演会等参加者の人数（人）</caption><thead><tr><th>年度</th><th>参加者数（人）</th></tr></thead><tbody><tr><td>H29</td><td>2,195</td></tr><tr><td>H30</td><td>4,395</td></tr><tr><td>H31</td><td>5,716</td></tr><tr><td>新元号 2</td><td>7,037</td></tr><tr><td>新元号 3</td><td>8,958</td></tr><tr><td>新元号 4</td><td>9,679</td></tr><tr><td>新元号 5</td><td>11,000</td></tr></tbody></table>	年度	参加者数（人）	H29	2,195	H30	4,395	H31	5,716	新元号 2	7,037	新元号 3	8,958	新元号 4	9,679	新元号 5	11,000
年度	参加者数（人）																		
H29	2,195																		
H30	4,395																		
H31	5,716																		
新元号 2	7,037																		
新元号 3	8,958																		
新元号 4	9,679																		
新元号 5	11,000																		
			② 日本語教室の学習者の学習者数（人） <table border="1"><caption>日本語教室の学習者の学習者数（人）</caption><thead><tr><th>年度</th><th>学習者数（人）</th></tr></thead><tbody><tr><td>H29</td><td>1,203</td></tr><tr><td>H30</td><td>2,478</td></tr><tr><td>H31</td><td>3,337</td></tr><tr><td>新元号 2</td><td>4,196</td></tr><tr><td>新元号 3</td><td>5,055</td></tr><tr><td>新元号 4</td><td>5,914</td></tr><tr><td>新元号 5</td><td>6,770</td></tr></tbody></table>	年度	学習者数（人）	H29	1,203	H30	2,478	H31	3,337	新元号 2	4,196	新元号 3	5,055	新元号 4	5,914	新元号 5	6,770
年度	学習者数（人）																		
H29	1,203																		
H30	2,478																		
H31	3,337																		
新元号 2	4,196																		
新元号 3	5,055																		
新元号 4	5,914																		
新元号 5	6,770																		

	■関連する主な取組
人権	322 男女共同参画 【女性の人権】 ① 2 「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。（男女共同参画プラザ）
多文化共生	521 商工観光 【多様性対応】 ③ 3 外国人観光客の受け入れに積極的な観光関連事業者のハード、ソフト両面による体制整備のための支援をします。（商工観光課） ③ 4 ハイキング道や生駒駅周辺などの多言語化を含むサインや、高山竹林園等の施設の段階的な整備を行います。（商工観光課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
共同参画の意識形成	① 男女が平等でお互いの人権が尊重され、社会のあらゆる分野でだれもが個性や能力を発揮できるよう、更なる取組が進んでいる。	職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残る一方、女性に対する意識の変革が浸透しつつある中、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からの暴力などの問題も生じています。 家事・子育て・介護などの大半を女性が担っているところにおいては、このような旧態依然とした固定的な性別役割分担意識の解消に向けて幅広い層に向けた意識啓発が必要です。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）などに係る相談件数は年々増加傾向にあり、今後も県や各関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実等の取組を強化する必要があります。	① 1 市民、事業者等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。（男女共同参画プラザ） ② 2 「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。（男女共同参画プラザ） ③ 3 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、「自分らしく」生きることができる社会をめざし、出前講座を実施します。（男女共同参画プラザ） ④ 4 男女共同参画プラザを拠点とし、関連機関とも連携し、DV やセクシャル・ハラスメント等の防止をテーマとした講演、講座の開催により意識の向上をはかるとともに、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実させ、DV やセクシャル・ハラスメント等を許さない地域作りを進めます。（男女共同参画プラザ）
女性活躍推進	② 女性活躍のための基盤整備が進み、あらゆる分野において女性が活躍できる公平性の高い社会の構築が進んでいる。	少子高齢化・人口減少が進む中で、男性の子育てや介護、地域活動への参加、また、女性のさらなる社会進出など、男女がともにあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。 女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに、女性の能力発揮（エンパワーメント）を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進める必要があります。また、家事・子育て・介護などの大半を女性が担っているところでは、ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスを実現するには、市民だけでなく、事業者がその重要性を理解することが必要です。	② 1 市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性の人材の育成・活用に努めます。（男女共同参画プラザ・人事課） ② 2 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスを広く推進するため、これに向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児・介護への参画の促進等職場環境の整備を推進します。（男女共同参画プラザ・人事課） ② 3 市民、事業者等対象者が参加しやすく、女性の活躍をサポートできるような、講演・講座を開催します。（男女共同参画プラザ）

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
共同参画の意識形成	① 家事・育児・介護など家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担する。	① 従来の固定的な性別役割分担意識の変革やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止する職場環境、体制の構築に取り組む。
女性活躍推進	② 男の産休、男性の育児休暇取得等についてよく理解し、男性の暮らし方、意識の変革を進める。	② 長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮した職場づくりに取り組む。

資料

■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創
① 1 「女性のためのリフレッシュ講座」、「防災と男女共同参画講座」、「片付け実践講座」等、各種講座の開催（男女共同参画プラザ） ① 2 教職員研修、イクボス研修等、課題別職員研修等の実施（男女共同参画プラザ・人事課） ① 3 市内小中学校、幼稚園家庭教育学級への出前講座の実施（男女共同参画プラザ） ① 4 女性のための一般総合相談や法律相談などの相談事業の実施（男女共同参画プラザ）	① 男女共同参画への理解を深めるために講座やイベントを市民と企画、開催する。（男女共同参画プラザ） ① 差別や暴力、虐待防止のため行政・関係機関と地域の人々と密に連携を図る。（男女共同参画プラザ） ① 男女がともに育児休暇や介護休暇を取得しやすくするために、事業者と共に環境を整える。（男女共同参画プラザ） ① セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止するために事業者と積極的に呼びかけ等を行う。（男女共同参画プラザ）
② 1 政策・方針決定過程における女性参画の拡大（男女共同参画プラザ） 市役所の女性管理職の積極登用（人事課） ② 2 男女がともに働きやすい環境づくりを推進（男女共同参画プラザ） 出張相談、子育て女性のための就職相談など、ハローワーク、県との連携による就労支援（男女共同参画プラザ） 男性の育児参加に係る休暇の取得を促進（人事課） ② 3 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの推進に向けた社会的気運の醸成、男性の家事・育児・介護への参画の促進等を目的とした、「男性のためのコミュニケーション講座」、「パパと遊ぼう」、「親子クッキング」などの講演、講座を開催（男女共同参画プラザ）	② 女性活躍のために女性の職域拡大や管理職への登用促進などを事業者と積極的に推進する。（男女共同参画プラザ） ② ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮するために事業者と共に職場環境を整える。（男女共同参画プラザ） ② 男の産休、男性の育児休暇取得等について当事者だけでなく事業者も共に周知啓発し、男性の暮らし方、意識の変革を進める。（男女共同参画プラザ）

	■ 関連する主な取組	
共同参画の意識形成	221 学校教育	【子どもの意識形成】 ① 10 すべての生命を尊重し、自己有用感を高めるための心の教育を充実します。（教育指導課）
女性活躍推進	212 子ども・子育て支援	【女性活躍のための環境づくり】 ① 1 待機児童解消に向けて、保育所の開設や保育士の確保に取り組めます。（こども課） ① 5 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、さらなる保育サービスの充実に向けての検討を行います。（こども課）
	521 商工観光	【女性の活躍推進】 ② 5 生駒市の子育て女性への就業支援を行います。（商工観光課）

■ 指標
① 男女共同参画啓発講座等の開催数（件）
<p>現状値 20 44 64 82 100 120 140 160 180 目指す値</p>
市が開催する男女共同参画の講座等の延べ開催数。男女共同参画の大切さを知ってもらうため、啓発の機会を増やします。（男女共同参画プラザ）
② 市の附属機関等の女性委員の割合（％）
<p>現状値 32.7 30.9 31.0 34.7 35.0 36.0 37.0 38.0 39.0 目指す値</p>
市の附属機関等の委員総数に対する女性委員の割合。生駒市男女共同参画行動計画に基づく目標値（平成36年度40％）を踏まえ、審議会等へ女性委員の参加を促進します。（男女共同参画プラザ）
② 市内のイクボス宣言事業者数（箇所）
<p>現状値 46 47 50 55 60 65 70 目指す値</p>
市内のイクボス宣言した延べ事業所数。安心安全で快適な職場環境の整備を促し、従業員の「いきいきとした働き方」の実現を目指します。（男女共同参画プラザ）

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
生涯学習	①生涯学習を通じて、生きがいや楽しみを感じ、誰もが自由に学習できる環境が整備され、その成果が地域社会やまちづくりに還元されている。	生涯学習に関して意欲の高い市民は多く、生涯学習施設に対する満足度も比較的高い状況です。生涯学習への参加をさらに進めるとともに、生涯学習の場で学んだことを地域で生かす仕組みづくりとその活動の基盤となる生涯学習施設の意義は高まっています。 そこで、市民がすべてのライフステージで楽しみながら学び、生涯学習の成果を積極的に社会貢献やまちづくりに活かす仕組みづくりや生涯学習の基盤となる生涯学習施設が利用者にとって快適・魅力的な施設であり続けるような管理や運営が必要です。	① 1 市民の自発的な学習活動を支援するとともに、生涯学習の成果を社会に還元する機会を提供します。(生涯学習課) ① 2 地域に眠る様々な特技や専門知識・技術を持った市民を発掘し、まちづくりに参加できる機会を提供します。(生涯学習課) ① 3 生涯学習施設を利用者にとって快適で魅力的な施設であり続けるために、施設の管理や運営を指定管理者と連携して行います。(生涯学習課) ① 4 生涯学習施設指定管理者と連携し、市民が多様な学習機会が得られるように、各種事業を充実します。(生涯学習課) ① 5 寿大学を充実させ、高齢者の学習意欲を引き出し、まちづくりに貢献できるような人材の発掘、育成をします。(生涯学習課)
図書館	②図書館が人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となっている。	図書館は、資料や情報を提供する機能に加えて、子ども向け各種事業やビブリオバトル全国大会等関連事業、市民グループとの協創事業の開催など、本を通じたコミュニティづくりを実施しています。これらの取組の拡充のほか、高齢者が豊かなセカンドステージを過ごすためのサービスの充実やマンパワーを活かす仕組みづくりとあらゆる世代が本と身近に親しめる新たな取組が求められています。	② 1 あらゆる世代が身近に本と親しめる場を創出します。(図書館) ② 2 多様な図書館サービスを提供するためボランティアの育成と協働を推進します。(図書館) ② 3 市民団体と協働して子どもの読書活動を推進します。(図書館)
スポーツ	③スポーツを通して、健康を維持し、生きがいを実感できる環境と機会を充実させることにより、仲間の輪が広がり、元気で笑顔あふれるまちとなっている。	新しい公共として、また地域スポーツの中心的存在として活躍が期待されている「総合型地域スポーツクラブ」であるが、地域住民の認知度や理解度が低く、クラブの会員数が伸び悩んでいます。 今後は、更に総合型地域スポーツクラブの発展を支援することで「スポーツに親しみ、健康で活力のあるまち」を目指し、体力や年齢等に関わらず、市民一人ひとりがだれでも興味や目的に応じて、地域スポーツ、生涯スポーツに親しめる環境をつくる必要があります。	③ 1 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動を行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成します。(スポーツ振興課) ③ 2 障がいの種類や程度に応じた障がい(児)者のスポーツ活動状況を把握し、ニーズに対応した事業の企画・運営を行います。(スポーツ振興課) ③ 3 スポーツに憧れや夢をいだくとともに、スポーツを身近に感じることができるようトップアスリートなどを招き、ふれあうことができる機会をつくります。(スポーツ振興課)

	■市民ができること	■事業者ができること
生涯学習	① 生涯学習施設を活用していただくとともに、施設の快適性や魅力向上につながる意見や提案を行う。	① 行政、生涯学習関連団体等と連携して、市民の生涯学習の場で専門的な知識や技術を提供する。
図書館	② 本に親しむとともに、人と本、人と人をつなぐボランティア活動を積極的におこなう。本を通じたコミュニティづくりを主体的に運営する。	
スポーツ	③ それぞれのライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツニーズをアンケート調査等で、行政に対し伝える。	

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標																								
① 1 自主学習支援事業(生涯学習課) ① 2 IKOMA サマーセミナー事業(生涯学習課) まちづくり人材バンク事業(生涯学習課) ① 3 生涯学習施設指定管理事業(生涯学習課) ① 4 生涯学習施設指定管理者自主事業との連携(生涯学習課) ① 5 高齢者生涯学習推進事業(生涯学習課)	① 市民の得意分野や専門知識等を活用した「学び」の場をつくるため、市民と協力して、機会提供を行う。(生涯学習課) ① 新たな人材を発掘するため、地域、NPO、事業者と相互に連携し様々な事業を実施する。(生涯学習課)	①生涯学習施設の利用者数(人) <table border="1"> <caption>①生涯学習施設の利用者数(人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>1,139,773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,141,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>1,142,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新元号2</td> <td></td> <td>1,144,000</td> </tr> <tr> <td>新元号3</td> <td></td> <td>1,143,000</td> </tr> <tr> <td>新元号4</td> <td></td> <td>1,145,000</td> </tr> <tr> <td>新元号5</td> <td></td> <td>1,146,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状値	目標値	H29	1,139,773		H30	1,141,000		H31	1,142,000		新元号2		1,144,000	新元号3		1,143,000	新元号4		1,145,000	新元号5		1,146,000
年度	現状値	目標値																								
H29	1,139,773																									
H30	1,141,000																									
H31	1,142,000																									
新元号2		1,144,000																								
新元号3		1,143,000																								
新元号4		1,145,000																								
新元号5		1,146,000																								
② 1 ビブリオバトル全国大会・ビブリオバトル市内中学生大会(図書館) 市民との協創事業、「まちかど図書室」推進事業等(図書館) ② 2 高齢者・障がい者などへの各種サービス(図書館) ② 3 子ども読書活動推進事業(図書館)	② 人と本、人と人をつなぐために、市民が各種ボランティアとして活動することを支援する。(図書館) ② 市民が取組に参画するために、自治会など地域の市民活動団体と相互に情報発信し、「まちかど図書室」の運営へのサポートや市民との協創事業を充実させる。(図書館)	②団体貸出登録数(件) <table border="1"> <caption>②団体貸出登録数(件)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>77</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新元号2</td> <td></td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>新元号3</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>新元号4</td> <td></td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>新元号5</td> <td></td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状値	目標値	H29	77		H30	85		H31	90		新元号2		95	新元号3		100	新元号4		105	新元号5		105
年度	現状値	目標値																								
H29	77																									
H30	85																									
H31	90																									
新元号2		95																								
新元号3		100																								
新元号4		105																								
新元号5		105																								
③ 1 総合型地域スポーツクラブ推進・支援事業(スポーツ振興課) ③ 2 障がい(児)者スポーツ活動推進事業(スポーツ振興課) ③ 3 トップアスリート連携事業(スポーツ振興課)	③ スポーツを「みる」「する」「ささる」の観点から、市民がスポーツ活動に何らかの形で携われるようにするため、市民とスポーツ事業の企画や運営を行う。(スポーツ振興課) ③ スポーツを始めるきっかけやスポーツに親しんでもらう1日とするために、地域のスポーツ団体(体育協会や総合型地域スポーツクラブ、単一種目のスポーツ団体)や体育施設指定管理者、民間スポーツクラブ等の市内スポーツ関係者とスポーツイベント「(仮称)生駒市のスポーツの日」を開催する。(スポーツ振興課)	③市、市内総合型地域スポーツクラブ、市体育施設指定管理者等のスポーツイベントの参加者数(人) <table border="1"> <caption>③市、市内総合型地域スポーツクラブ、市体育施設指定管理者等のスポーツイベントの参加者数(人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>38,930</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>39,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>39,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新元号2</td> <td></td> <td>40,100</td> </tr> <tr> <td>新元号3</td> <td></td> <td>40,500</td> </tr> <tr> <td>新元号4</td> <td></td> <td>41,000</td> </tr> <tr> <td>新元号5</td> <td></td> <td>41,400</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状値	目標値	H29	38,930		H30	39,200		H31	39,600		新元号2		40,100	新元号3		40,500	新元号4		41,000	新元号5		41,400
年度	現状値	目標値																								
H29	38,930																									
H30	39,200																									
H31	39,600																									
新元号2		40,100																								
新元号3		40,500																								
新元号4		41,000																								
新元号5		41,400																								

	■関連する主な取組
生涯学習	111 高齢者保健福祉・地域福祉 【学んだ成果を地域社会に還元】 ① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。(地域包括ケア推進課、高齢施策課、市民活動推進課)
図書館	311 市民協働・地域コミュニティ 【学んだ成果を地域社会に還元】 ③ 1 市民等の協働により実施される公共・公益イベントを「イコマニア」として認定し、情報発信を行います。(市民活動推進課)
図書館	111 高齢者保健福祉・地域福祉 【認知症にやさしい図書館づくり】 ② 1 認知症に関する理解を深めるための普及啓発を充実します。(地域包括ケア推進課)
スポーツ	121 障がい者保健福祉 【障がい(児)者のスポーツ機会の創出】 ② 1 障がい者の社会参加の機会の充実とともに社会参加に必要な移動支援や情報提供等の充実を図ります。(障がい福祉課)

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
歴史・伝統文化	①生駒ふるさとミュージアムが歴史・伝統文化学習の拠点となり、幅広い世代の市民が生駒市の歴史文化に興味を持ち、住んでいる地域に愛着を持つ市民が増えている。	生駒ふるさとミュージアムへの累計来館者数や歴史文化系講座の聴講者数は伸びており、シニア世代を中心に一定の歴史・伝統文化のファンを獲得しています。今後は働く世代、若年層を含めより幅広い世代の市民が自分の住んでいる地域の歴史・伝統文化に関心を持ち、郷土愛を育むように取り組む必要があります。	① 1 生駒ふるさとミュージアムを拠点とし、指定管理者と連携して、世代を超えて市民が地域の歴史、伝統文化について、興味や親しみを持てる機会を提供します。(生涯学習課) ① 2 生駒の歴史・伝統文化に関し、生駒ふるさとミュージアムホームページやデジタルミュージアム、出版物等で情報発信を行います。(生涯学習課) ① 3 歴史文化活動支援、ボランティアの育成等、郷土愛が育まれる事業を支援します。(生涯学習課) ① 4 市内にある有形・無形の文化財・伝統芸能の保存と活用を進めます。(生涯学習課) ① 5 市の伝統文化である茶釜や茶道に親しむ機会の拡充を図ります。(生涯学習課)
文化振興・文化活動	②文化芸術事業を積極的に鑑賞し、文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。	生涯学習施設で行う文化芸術事業については、多彩で質の高い、鑑賞型、参加型、展示型等の事業を展開し、利用者の立場に立った運営で利用者満足度を向上させてきました。 生涯学習施設で行う文化芸術事業については、更なる利用者満足度の向上と市民文化活動の活性化を目指します。	② 1 指定管理者と連携して、市民が文化芸術事業を鑑賞する機会を充実します。(生涯学習課) ② 2 市民、市民団体、NPO 等と行政との協働で実施する生駒らしい文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課)

	■市民ができること	■事業者ができること
歴史・伝統文化	① 生駒ふるさとミュージアムの企画展示やイベントに、積極的に参加し、自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化に興味をもち、次世代の担い手となる。	① 生駒の歴史、文化、資源を活用した事業を開催する。 ① 様々な歴史、伝統文化事業を通じて、新たなボランティア等の人材や文化の担い手を発掘、育成する。
文化振興・文化活動	② 文化や芸術に関心を持ち、様々なイベント・講座に積極的に参加する。	② 文化、芸術に親しみ、触れ合う機会を提供する。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
① 1 生駒ふるさとミュージアム指定管理事業 (生涯学習課) ① 2 ホームページ・出版物等による情報発信事業 (生涯学習課) ① 3 歴史文化活動・ボランティア等育成支援事業 (生涯学習課) ① 4 文化財保存支援事業 (生涯学習課) ① 5 茶道体験事業 (生涯学習課)	① 歴史・伝統文化に更に親しみを持ってもらうために、市民に生駒ふるさとミュージアムのボランティアスタッフやこども学芸員等に参加してもらう。(生涯学習課) ① 地域や事業者、神社等各団体が保管する資料を活用し、広く市民に披露する。(生涯学習課) ① 生駒ふるさとミュージアムが歴史文化学習の拠点となるために、指定管理事業の充実を図り、効果的な歴史・伝統文化の保存活用を行う。(生涯学習課)	① 歴史文化系講座等参加者数 (人) 1年間に市及び指定管理者が開催する歴史文化系講座の延べ聴講者数。市の歴史や伝統文化を知る機会を増やし、幅広い世代に更なる親しみや興味を持ってもらうことを目指します。(生涯学習課)
② 1 文化芸術振興事業 (生涯学習課) ② 2 市民みんなで創る音楽祭 (生涯学習課) 市民吹奏楽団事業 (生涯学習課) 市民文化祭開催事業 (生涯学習課)	② 市民が文化芸術活動に多様な形で携われるように、市民と協創で企画・運営を行う。(生涯学習課) ② 各種イベントの充実を図るため、事業者やNPO等の団体に協賛を含む協力を募る。(生涯学習課)	② 文化芸術活動の参加者数 (人) 生涯学習施設における文化芸術活動の延べ参加者数。各文化事業の内容を見直し、充実を図ることによってクオリティの高い事業を展開し、本市における文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与することを目指します。(生涯学習課)

	■関連する主な取組	
歴史・伝統文化	521 商工観光	【刊行物やデジタルミュージアムの効果的な利用】 ③ 2 市外客取り込みのための企画開発やツール作成を行います。(商工観光課)
文化振興・文化活動	221 学校教育	【文化体験授業】 ①10 すべての生命を尊重し、自己有用感を高めるための心の教育を充実します。(教育指導課)

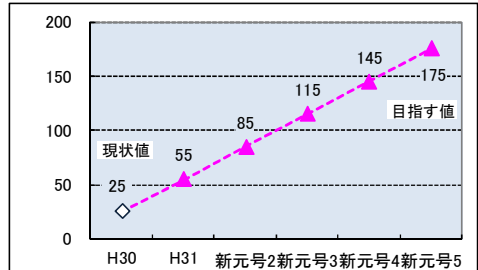
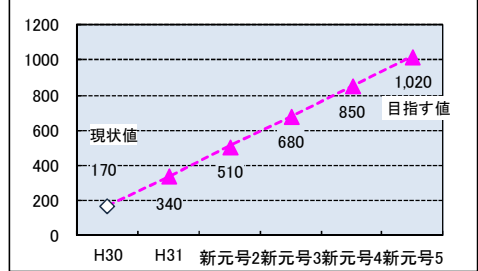
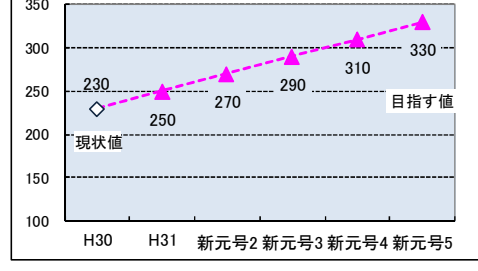
基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
住環境	①成熟した住環境とゆとりある空間を生かした、多様な住まい方・地域での暮らし方が増えている。	本市は、大阪中心部からの利便性と豊かな自然を背景として、大規模な宅地開発に伴い、人口を増やし、発展してきました。 しかしながら、本市における高齢化率の伸びは著しく、平成27年の国勢調査によるとひとり暮らし高齢者は4,380世帯（平成12年比約2.6倍）、高齢者のみの世帯は6,286世帯（平成12年比約2.0倍）となっており、今後、空き家数の増加、ニュータウンのオールタウン化、地域コミュニティの弱体化が懸念されます。 また、平成28年度の空き家等実態調査によると、空き家所有者（アンケートで誰も住んでいないと回答）698名の約8割が修繕すれば住める状態にある、同698名の約4割が売却または賃貸したいと回答しているにもかかわらず、その半数以上が買い手・借り手が見つからないと回答しており、人的・物理的要因などから、空き家を含めた中古住宅の流通の難しさがうかがえます。 さらに、本市では、良好な住環境を維持するために、建築物の用途制限等を地区独自で細かく制限した地区計画区域が多く存在し、住宅を地域住民の働く場所や高齢者の生活支援の場所など住宅以外の目的で使用する場合には、法制度や住民理解など様々なハードルが存在します。あわせて同時期に一斉入居した住宅地では、住まいもライフスタイルも均質化し、時代のニーズに合わせて変化する柔軟性を保てなくなるおそれがあります。 現在、平成30年5月に設立した「いこま空き家流通促進プラットフォーム」において、本市と不動産関連事業者が連携して、個別の物件に応じた流通支援策を検討・実施しています。今後は、地域特性をふまえた空き家の予防・活用、中古住宅の流通の促進に加えて、多様な住まい方・地域での暮らし方を受け入れる基盤・風土づくりにも、取り組んでいく必要があります。	①1 空き家等の市場への流通促進を図るため、いこま空き家流通促進プラットフォームの運営支援を行います。（住宅政策室） ①2 物件所有者が元気なうちから始める空き家発生予防と、空き家となった後に取り組む維持管理の両方について、必要な知識の普及啓発を行います。（住宅政策室） ①3 空き家の地域活用を目的として、統合型GISを活用した、空き家所有者と事業者等とのマッチングを行い、広報・イベント等を通じて活用事例を発信します。（住宅政策室） ①4 地域住民等と連携し、新たな空き家等の発生・解消の実態把握を図ります。（住宅政策室） ①5 中古住宅の質を向上させるリノベーション推進のため、事業者等と連携して、リノベーション事例の収集と広報・イベント等を通じての情報発信を行います。（住宅政策室） ①6 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現を後押しするイベント・ワークショップ等を通じて、多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を図ります。（住宅政策室） ①7 立地上流通困難な物件に対する対応措置（隣地住民への購入補助、空地の公共活用に関する除却補助等）について検討します。（住宅政策室） ①8 事業者と一体となって、近居・住み替えニーズの掘り起こしと魅力的な賃貸住宅等の供給策を検討するとともに、空き家対策の一環として、住宅需給バランス、周辺環境への負荷に配慮した、本市にふさわしい新築・土地利用のあり方を考えます。（住宅政策室・都市計画課）
住宅性能	②いつまでも安心・快適に暮らせる住まいの普及が進んでいる。	大規模地震の発生に備えて、平成32年度末までに市内住宅の耐震化率を95%（現状87.6%）とする目標を掲げ、平成18年度より住宅耐震改修補助事業を開始しましたが、未だ耐震基準を満足しない住宅が数多く存在していますので、今後、さらなる耐震化の促進が必要です。 また、長期にわたり安心して、快適に暮らせる住環境を実現するためには、長期優良住宅認定制度等、住宅の質の向上を推進するなど、さらに多くの良質な住宅の普及促進が必要です。	②1 広報やセミナーの開催等を通じて市民に啓発を行い、建築物の耐震化を推進します。（建築課） ②2 省エネルギー改修工事の効果や補助制度について市民にわかりやすく情報発信します。（建築課） ②3 長期優良住宅認定制度等についてリーフレットやHPで市民や事業者へ広く周知します。（建築課）

	■市民ができること	■事業者ができること
住環境	① 多様な住まい方・暮らし方への理解を深め、地域の魅力を維持・創出するために自分に何ができるかを考え、行動に移す。 ① 空き家所有者は、空き家問題を自分事として考える。	① 市場性と地域の未来をセットで考え、事業を通じて地域の持続的発展に貢献する。 ① 立地特性と既存ストックを生かした、魅力的な住まい方・空き家活用等の事例を、積極的に発信する。
住宅性能	② 自宅を適正に維持管理し、安全で良質な既存住宅を資産として次世代に継承していく。	② 良質な住宅とするための手法を住宅所有者へ積極的に提案する。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
①1 いこま空き家流通促進プラットフォームに対する空き家所有者情報の提供等運営支援（住宅政策室） ①2 空き家や住まいに関するセミナー・相談会・出前講座等の開催（住宅政策室） ①3 空き家データベースの関係課共有と活用（住宅政策室） ①4 空き家等実態調査（小規模/簡易版）（住宅政策室） ①5 リノベーションに関するイベント等の開催・リノベーション事例の発信（住宅政策室） ①6 地域ワークショップ等の開催（住宅政策室・都市計画課） ①7 事業化に向けての関係課との協議（住宅政策室） ①8 関係機関との協議（住宅政策室・都市計画課）	① 空き家の発生・解消の実態を把握するために、地域住民・自治会等と、空き家の実態調査を行う。（有償ボランティアの検討）（住宅政策室） ① 空き家等の市場への流通促進を図るために、いこま空き家流通促進プラットフォームと、流通困難物件の解決策等を検討する。（住宅政策室） ① 地域の特長を生かしたライフスタイルや中古住宅の質を向上させるリノベーション等の実施を後押しするために、地域住民・専門事業者等と、若年世代・子育て層を意識した中古住宅活用事例・リノベーション事例を発信する。（住宅政策室） ① 多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を促すために、地域住民・自治会等と、地区計画の前向きな見直しを含めた今後のまちのあり方について考える。（住宅政策室・都市計画課）
②1 住宅耐震診断・耐震改修・既存住宅解体補助事業（建築課） ②2 住宅省エネルギー改修工事補助事業（建築課） ②3 長期優良住宅認定制度等の普及促進（建築課）	② 市民が安心して快適に住み続けるために、セミナー等への参加を促して、住宅性能の向上を図る。（建築課）

■指標
① 空き家流通促進プラットフォーム取扱件数（件） 
空き家所有者より同意を得て、いこま空き家流通促進プラットフォームに情報提供した延べ物件数。埋もれていた空き家情報を不動産市場に浮かび上げさせ、より多くの物件を流通させることを目指します。（住宅政策室）
① 多様な住まい方・空き家活用関連事業参加者数（人） 
空き家セミナーや地域ワークショップなど、多様な住まい方・空き家活用関連事業に参加した延べ人数。既存ストックを生かして多様な住まい方・暮らし方が徐々に広がることを目指します。（住宅政策室）
② 耐震化に関する補助件数（件） 
耐震改修工事補助等の制度を利用して耐震化された延べ件数。住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、安全な住宅環境の確保を目指す。（建築課）

	■関連する主な取組	
住環境	511 都市活力創造	【魅力的な住まい方・暮らし方の発信】 ①1 地域課題の解決や、地域魅力の創造に向けて活動する「まちの担い手」を増やすための場や仕組みをデザインします。（いこまの魅力創造課）
	111 高齢者保健福祉・地域福祉	【空き家発生予防】 ③4 高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援を行います。（高齢施策課・地域包括ケア推進課）
住宅性能	141 防災	【快適な住まいの普及】 ①6 広報やセミナーの開催等を通じて市民に啓発を行い、建築物の耐震化を推進します。（建築課）

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
土地利用	①適切な土地利用により、良好な都市環境と豊かな自然が調和したまちづくりが進んでいる。	人口増加、都市化の進展を背景としたまちづくりの時代から、少子高齢化・地球環境問題の深刻化など、都市計画を取巻く状況の変化に対応するため、持続可能な都市経営の実現に向け取り組んできました。今後は、社会経済情勢の変化や地域の特性を踏まえた多様な住まい方、暮らし方に対応するまちづくりが必要です。 また、市街化区域内の農地は、これまで宅地化すべきものとして位置付けられていましたが、貴重な都市空間とし保全の重要性が高まっています。生駒の最大の魅力である豊かな自然、田園環境の減少に対する一層の取組が必要となります。 さらには、人口密度の低下や空き家の増加による都市のスポンジ化の進行が危惧されるなか、これまで合理的な土地利用によるまちづくりを推進してきましたが、今後は、商業・産業機能の集積・誘導の他、地域の状況に応じた適切な土地利用が必要です。	① 時代のニーズに即した持続可能なコンパクトなまちづくりを一層進めるため、交通政策の他各分野と連携のとれた柔軟で合理的な土地利用を推進します。(都市計画課) ② 将来人口推計値やオープンデータを活用し、人口構成に適合する細やかな都市(地域)構造について把握を行います。(都市計画課) ③ 特定生産緑地制度を推進し、都市農地の保全を進め、豊かな自然環境の形成を進めます。(都市計画課) ④ 景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成を進めます。(みどり公園課) ⑤ 商業・産業集積による持続的で活力ある都市の形成のため適切な土地利用の誘導を図ります。(都市計画課)
拠点形成・地域形成	②生駒の特性や資源を活かした魅力あふれる拠点・地域形成が進んでいる。	人口の低密度化などにより、生活サービス機能等の提供が困難になると予測されることから、都市拠点や地域拠点を中心とした魅力あふれる都市づくりを一層進めていく必要があります。その中で、豊かな自然、良質な住環境、産業振興など、それぞれの機能のポテンシャルが十分に発揮され、融合をすることが重要です。 また、少子高齢化や人口減少の進行等による社会構造の変化や、市民ニーズの多様化により顕在化する地域課題などへの対応に向け、市民の多様なライフスタイルや価値観に順応できる拠点形成を推進することが必要です。	① 地域特性を活かした適切なまちづくりを推進し、にぎわいと魅力ある拠点の形成を図ります。また学研北生駒駅周辺については、まちづくり構想の実現にむけ、地権者、事業者、自治会などの関係者とまちづくりを進めます。(都市計画課・事業計画課) ② 市民アンケートやワークショップなどにより、地域の住民意向及び特性を把握し、地域特性を踏まえたまちづくりを地域住民と共に進めます。(都市計画課)
学研都市	③学研都市高山地区第1工区との連携を図りつつ、第2工区において新たなまちづくりに向けた取組が進められている。	学研高山地区第2工区は、学研都市のほぼ中心に位置する好立地でありながら、依然として未整備となっているため、土地の荒廃が進み、第1工区やその他のクラスターとの連携も図れていない現状です。 このような現状を踏まえ、第1工区との連携やイノベーション創出の基盤となる施設立地の受け皿、新たな雇用の創出と産業拠点形成による持続可能な都市経営等を実現することが重要となります。そのためには、関係機関等との協力体制を構築し、市民の理解や地権者の合意形成のとれた実現可能な全体土地利用計画等を策定する必要があります。 また、リニア中央新幹線新駅誘致に向け、これまで進めてきた誘致PR活動の継続に加え、リニア中央新幹線に対する市民の知識と理解を深める機会の創出が必要となります。	③ 1 有識者、関係機関、地権者、市民などを交えた、新たなまちづくり検討組織を立ち上げ、超スマート社会をリードするまちを目指して、全体土地利用計画等や段階的整備などについて検討し、民間事業者が参画可能な計画を策定します。(学研推進室) ③ 2 地権者組織による、地権者の意向集約・合意形成を図ります。(学研推進室) ③ 3 学研都市の建設推進に向けて、公益社団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携強化を図ります。(学研推進室) ③ 4 リニア中央新幹線新駅誘致に向けた継続的なPR活動及びリニアに対する知識、理解を深める機会の創出を継続的に進めます。(都市計画課) ③ 5 奈良先端科学技術大学院大学と連携して行っている学校教育事業等の継続・充実を図ります。(教育指導課) ③ 6 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関との交流促進及びイベント・セミナー等の広報支援を進めます。(いこまの魅力創造課)

	■市民ができること	■事業者ができること
土地利用	① 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。 ① 自然環境や地域全体の利益などにも配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。	① 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。 ① 自然環境や地域全体の利益などにも配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
拠点形成・地域形成	② まちづくりへの積極的な参加により、意見を発信する。 ② 地域課題の解決や地域の活性化を自分ごととしてとらえ、主体的で継続性のある活動を行う。	② まちづくり構想等まちづくりの方針を踏まえ、事業を進める。
学研都市	③ 高山地区第2工区のまちづくりに対し、パコメやWE Bなどを通じて意見を述べる。	③ 事業化に向けたパートナー企業としてまちづくりに参画する。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 生駒市都市計画マスタープランの改訂(都市計画課) 用途地域指定(都市計画課) ① 2 細やかな都市(地域)構造把握(都市計画課) ① 3 生産緑地追加指定・特定生産緑地指定(都市計画課) ① 4 景観形成基本計画による景観保全・創出の推進(みどり公園課) ① 5 用途地域指定(都市計画課)	① 法令などを遵守し、土地を有効に活用するために、どこでも講座の開催等を通じて、市民や地域とまちづくりの方向性について共通認識を持つ。(都市計画課) ① 都市農地の保全を図るために、特定生産緑地制度を通じて農業従事者や市民と、良好な住環境の維持・向上、まちなみの形成に努める。(都市計画課)
② 1 学研北生駒駅中心地区のまちづくり(都市計画課・事業計画課) ② 2 地域ワークショップ等の開催(住宅政策室・都市計画課) どこでも講座、出前授業、地区計画等まちづくりに係る相談(都市計画課)	② 魅力あふれる拠点の形成のために、市民や関係者と共に、まちづくりを進める。(都市計画課) ② 地域の活性化を目標とした継続性のある活動の創出のために、地域団体と連携し、魅力あふれる地域形成を進める。(都市計画課)
③ 1 全体土地利用計画等の策定(学研推進室) 市民等への情報周知・PR(学研推進室) ③ 2 まちづくり検討組織及び地権者組織の運営(学研推進室) 市民等への情報周知・PR(学研推進室) ③ 3 公益社団法人関西文化学術研究都市推進機構が実施する調査等への協力(学研推進室) ③ 4 リニア中央新幹線新駅誘致PR活動及び知識普及啓発(都市計画課) ③ 5 奈良先端科学技術大学院大学の研究者による特別授業及び出前授業(教育指導課) ③ 6 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関との交流促進・広報支援(いこまの魅力創造課)	③ 生駒市全体の利益のために、市民と高山地区第2工区のまちづくりのメリットを共有する。(学研推進室) ③ 事業リスクを軽減した実現性の高い整備計画の策定のために、事業者等との連携を図る。(学研推進室) ③ 学研都市全体のさらなる発展のために、自治体間、大学、企業などの関係機関との連携を図る。(学研推進室)

	■関連する主な取組
土地利用	421 道路・公共交通 【コンパクト+ネットワーク】 ③ 1 生駒市地域公共交通活性化協議会において、地域公共交通網形成計画を検討し策定します。(防災安全課)
拠点形成・地域形成	411 住宅環境 【多様な地域ニーズを踏まえたまちづくり】 ① 6 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現を後押しするイベント・ワークショップ等を通じて、多様な住まい方への受容と理解を図ります。(住宅政策室)
学研都市	521 商工観光 【多様な地域ニーズを踏まえたまちづくり】 ① 3 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した工業適地の確保に取り組むとともに、適切な土地利用の誘導を図ります。(商工観光課・都市計画課)

■指標
<p>① 特定生産緑地面積 (ha)</p> <p>市街化区域内の生産緑地のうち、特定生産緑地の延べ面積。生駒の最大の魅力である豊かな自然、田園環境の保全を図ります。(都市計画課)</p>
<p>② まちづくり事業への参加者数 (人)</p> <p>地域ワークショップやまちづくり会議など、まちづくりに関わる事業に参加した延べ人数。地域住民等との協働によるまちづくりの推進を図ります。(都市計画課)</p>
<p>③ 地権者組織への加入率 (%)</p> <p>全地権者数のうち地権者組織へ加入した人の割合。第2工区における地権者の事業への関心の向上を図ります。(学研推進室)</p>

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
幹線道路	① 幹線道路ネットワークの強化のため道路の整備を関係機関とともに推進する。	国・県が事業主体となる広域の幹線道路が十分整備されていないため、市道での交通渋滞が発生しており、道路ネットワークの充実が求められています。 幹線道路の早期整備が望まれています。用地取得等地元調整が難しい実情にあります。	① 1 幹線道路ネットワーク強化のため国道163号清滝生駒道路や国道168号などの広域幹線道路の整備を関係機関とともに推進します。(事業計画課) ① 2 阪奈道路辻町ICの整備について、関係機関と連携し、事業を推進します。(事業計画課) ① 3 国・県が実施する幹線道路整備に合わせ周辺市道を整備します。(土木課) ① 4 国や県とも連携しつつ、学研生駒テクノエリアを中心に、企業立地に必要な道路等公共施設の整備を進めます。(事業計画課・土木課)
生活道路	② 歩行者・車両がともに安全・安心に通行することができる道路環境が確保されている。	高度経済成長期に整備されてきた様々なインフラが老朽化しており、安全対策が重要な課題となっています。 安全・安心な道路環境を確保していく中で、歩行者の安全確保をはかるための道路整備と、道路インフラの老朽化による維持管理コストの増大が懸念されます。	② 1 道路ストック(橋梁、法面、舗装)の定期点検を実施します。(管理課) ② 2 道路インフラの長寿命化をはかるための補修工事を実施します。(管理課) ② 3 道路整備とともに交通安全対策を実施します。(土木課)
公共交通	③ 持続可能で誰もが円滑に移動でき機能的で利便性が高い公共交通の施策が進んでいる。	本市の公共交通は鉄道ほかバス路線網が発達し、通勤・通学などの移動手段に大きな役割を果たしています。しかし、今後、人口減少、高齢化による公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されていることから、市の財政負担を最大限効率的に行い、公共交通を必要とする人への交通手段の確保、公共交通を維持するための利用促進など持続可能な公共交通のあり方を検討することが必要です。また、公共交通が都市機能の配置や土地利用などを誘導する機能を果たすためにも都市構造の将来ビジョンと整合を図り公共交通ネットワークを形成することが必要です。 また、駅周辺の違法駐車が見受けられることから、警察等関係機関と連携し更なる啓発や実効性のある対策が必要です。	③ 1 生駒市地域公共交通活性化協議会において、地域公共交通網形成計画を検討し策定します。(防災安全課) ③ 2 コミュニティバスを運行します。(防災安全課) ③ 3 公共交通機関の利用促進に向けた周知・啓発を行います。(防災安全課・環境モデル都市推進課・商工観光課) ③ 4 公共交通機関の充実、維持について関係機関に要請します。(防災安全課) ③ 5 警察等関係機関と連携し、駅周辺の違法駐車防止の啓発や対策を進めます。(防災安全課) ③ 6 駅周辺の違法駐車を防止するため市営駐車場の利用促進を図ります。(防災安全課) ③ 7 鉄道駅のバリアフリー化を実施します。(事業計画課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
幹線道路	① 総論賛成各論反対とならないように、権利者・関係者等と協議を実施する。	
生活道路	② 軽易な異常の早期発見のために、システムによる通報を行うとともに、樹の詰まりや草刈など軽易なものについて、地域で解決できるような体制づくりを行う。	② 安価で効果的なインフラの長寿命化策を提案する。
公共交通	③ 交通問題を自らの問題として主体的に考え、マイカーの利用前提を見直し、公共交通は常にある当然ではなく、マイカーが無くなった場合の移動手段について考え、普段から公共交通を積極的に利用する。	③ 交通事業者は顧客満足度の向上に向けた経営を進めるとともに、交通結節点における他の交通手段の情報提供など利用者の利便性向上に繋がる取組を進める。

資料

■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創	■ 指標
① 1 国道163号清滝生駒道路整備推進(事業計画課) ① 2 辻町IC奈良方面ランプ整備推進(事業計画課) ① 3 道路新設改良事業(土木課) ① 4 企業誘致関連道路整備事業(事業計画課・土木課)	① よりよい道路整備のために市民や地域と説明会等で意見交換する。(事業計画課・土木課)	① 道路整備を計画している箇所の整備済延長割合(%) <p>幹線道路整備に合わせた周辺市道の道路整備を計画している箇所の延長(680m)に対する整備済延長の割合。周辺市道の整備を進めることで、企業誘致及び交通渋滞の緩和を図りながら、継続的な整備を進めます。(土木課)</p>
② 1 道路ストック点検の実施(管理課) ② 2 道路インフラの長寿命化に向けた補修の実施(管理課) ② 3 生活道路安全対策事業(土木課)	② 道路の異常の早期発見や軽易な補修のために、市民に通報システムを活用してもらう。(管理課) ② 道路の軽易な異常について、地域で補修していただくために、地域(自治会)に材料の支給などの支援を行う。(管理課)	② 橋梁長寿命化計画に基づく健全な橋梁数(橋) <p>橋梁長寿命化修繕計画に基づき、重要な橋梁47橋のうち、健全となる延べ橋梁数。安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。(管理課)</p>
③ 1 生駒市地域公共交通活性化協議会の運営(防災安全課) ③ 2 コミュニティバスの運行(防災安全課) ③ 3 公共交通機関利用促進啓発事業(防災安全課・環境モデル都市推進課・商工観光課) ③ 4 公共交通機関の維持・充実(防災安全課) ③ 5 放置自転車対策事業(防災安全課) 違法駐車等防止事業(防災安全課) ③ 6 市営自動車駐車場の維持管理(防災安全課) ③ 7 鉄道駅バリアフリー化設備整備事業(事業計画課)	③ 地域公共交通の望ましい姿の実現に向け公共交通のあり方を検討する「生駒市地域公共交通活性化協議会」の委員として参加した市民や公共交通利用者と地域にとって望ましい公共交通網を検討する。(防災安全課)	③ コミュニティバス「たけまる号」J5路線の年間合計乗車人数(人) <p>公共交通を必要としている人への交通手段としてコミュニティバスを運行しており、コミュニティバスの利用促進により乗車人数を増やし持続可能な公共交通を目指します。(防災安全課)</p>

	■ 関連する主な取組	
幹線道路	521 商工観光	【幹線道路の整備】 ① 2 国や県とも連携しつつ、学研生駒テクノエリアを中心に、企業立地に必要な道路など公共施設の整備を進めます。(事業計画課・土木課)
生活道路	151 生活安全	【生活道路点検】 ① 6 関係機関と連携し通学路の合同点検を実施します。(教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課)
公共交通	431 低炭素・循環型社会	【地域全体を見渡した公共交通網マスタープランの検討】 ③ 3 環境にやさしい交通への転換を目指します。(環境モデル都市推進課)

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
上水道	①健全で効率的な事業経営を維持し、安全安心な水道水を安定して供給している。	本市の水道事業は、給水を開始して以来、大規模宅地開発による人口増加等に対応するため、5次に及ぶ拡張事業を実施してきました。 しかしながら、人口の減少や節水機器の普及という社会構造の変化から給水収益が減少傾向にあり、さらには施設の老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれています。そのため、既存の施設の延命化を図るとともに、県域水道一体化構想の検討を行いつつ、施設の統廃合や広域化を含めた効率的かつ計画的な施設整備を進めていく必要があります。 さらに、水道事業は市民生活を支える重要なライフラインであるため、巨大地震等の大規模災害に備え、拠点施設や管路の耐震化などの取組を進めていくことが求められています。	① 健全で効率的な事業運営を維持し、安全安心な水道水の安定供給を続けていくため、将来の経営方針や事業計画を示していきます。(上下水道部総務課) ② 水の有効利用のため、管路漏水調査や緊急修繕体制の整備を図ります。(工務課) ③ 県域水道一体化構想の取組について協議を行います。(上下水道部総務課・工務課・浄水場) ④ 給水装置 ^{※1} 、貯水槽水道 ^{※2} や専用水道 ^{※3} の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課) ⑤ 拠点施設や老朽管の更新をはじめ、施設、管路の耐震化を進めることで、災害に強い水道の構築を図ります。(工務課・浄水場) ⑥ 再生可能エネルギーの利活用を行います。(浄水場)
下水道	②下水道や合併処理浄化槽 ^{※4} の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。	本市においては、下水道の普及率が平成29年度末現在で69.8%と、全国的にも高い水準にあるとはいえない状況にあります。特に竜田川については、生活排水が多く流れ込んでおり、市内の河川のうちで最も汚濁が進むなど、公共下水道の整備が急務となっています。 そこで、公共下水道の整備を図る一方、下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽設置補助制度による整備促進を図るとともに、浄化槽を設置している家庭などに対しては定期点検や清掃などの適正な維持管理についての啓発活動を行っています。 また、健全な事業運営を行うため、財政状況を明確化し、事業の計画性や透明性が確保された持続可能な事業運営が求められています。	② 1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道課) ② 2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。(下水道課) ② 3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道課) ② 4 地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行することで、財政状況を明確化し、事業の計画性や透明性が確保された持続可能な事業運営を実現します。(下水道課)

	■市民ができること	■事業者ができること
上水道	① 節水と水道水の有効利用を行う。 ① 給水装置等の適正な管理を行う。	① 水道管の布設工事の効率化とコスト削減のため、ガス工事業や舗装工事など路線や時期が重なる場合は、可能な限り水道事業者と調整し共同施工を行う。 ① 節水と水道水の有効利用を行う。 ① 給水装置等の適正な管理を行う。
下水道	② 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続するとともに、宅地内の排水樹など排水設備の適正な維持管理を行う。 ② 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図るとともに、適正な維持管理を行う。	② 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続するとともに、事業所内の排水樹など排水設備の適正な維持管理を行う。 ② 単独処理浄化槽や汲み取りの事業所では、早期に合併処理浄化槽への転換を図るとともに、適正な維持管理を行う。

※1 給水装置:道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等。
 ※2 貯水槽水道:ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備。
 ※3 専用水道:飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等。
 ※4 合併処理浄化槽:台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
① 1 水道事業ビジョンの策定(上下水道部総務課) ① 2 管路漏水調査及び修繕業務の強化(工務課) ① 3 県域水道一体化検討会及び専門部会での検討(上下水道部総務課・工務課・浄水場) ① 4 給水装置等の適正管理推進事業(工務課) ① 5 管路更新事業(工務課) 水道施設耐震診断事業(浄水場) 配水場電気設備更新事業(浄水場) 中央監視制御設備更新事業(浄水場) ① 6 山崎浄水場小水力発電設備運用(浄水場)	① 水道管の布設工事の効率化とコスト削減のため、他の事業者と調整し共同施工や委託工事を行う。(工務課) ① 近隣水道事業者との技術協力や広域的連携、広報活動を協働して行う。(上下水道部総務課・工務課)	① 有効率(%) <p>年間総配水量に対する年間総有効水量(年間総配水量-漏水等により失われる水量)の割合。計画的な施設の更新や漏水防止対策を実施し、今後も高率の維持に努めます。(工務課)</p>
② 1 合併処理浄化槽設置整備事業(下水道課) 公共下水道管渠整備事業(下水道課) ② 2 浄化槽の適正管理推進事業(下水道課) ② 3 下水道施設の維持管理事業(下水道課) ② 4 地方公営企業会計移行事業(下水道課)	② 下水道工事におけるコスト縮減や地域への影響を軽減するため、他のライフライン事業者と調整し、共同施工等を行う。(下水道課)	① 浄水施設の耐震化率(%) <p>大規模地震に対する浄水施設一体としての耐震性を示すもので、災害時においても安定した浄水処理能力の確保を目指します。(浄水場)</p>
		② 下水道普及率(%) <p>総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合。国・県の上位計画と整合を図りながら、「生駒市効率的な汚水処理施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を図り、普及率の向上を目指します。(下水道課)</p>

	■関連する主な取組	
上水道	421 道路・公共交通	【共同施工】 ② 2 道路インフラの長寿命化をはかるための補修工事を実施します。(管理課)
	311 市民協働・地域コミュニティ	【水道水のPR】 ② 5 いこまどんどこまつり開催による市民間交流の促進を行います。(市民活動推進課)
下水道		

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
5 R	①ごみの総排出量が低減しリサイクル率が向上している。	循環型社会形成推進を図るため、5R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）の意識が市民や事業者へ浸透し、燃えるごみの減量とともに、ごみの資源化が一層進んでいます。 燃えるごみの減量化を更に推進するため市民及び事業所から排出されるごみ全体の排出量の低減と分別の徹底を進める必要があります。 特に、燃えるごみの約4割を占める生ごみ（食品残渣）の減量を図るため、生ごみ処理機（キエーロ等）を普及させるとともに食品ロスの低減を図るため、フードドライブ ^{※1} 等の活動を浸透させます。 廃棄物処理施設については、適正管理を実施しつつ、施設の見直しを行い廃棄物エネルギーの利活用を図る必要があります。	① 1 市民・事業者・行政の活動を通して5Rの推進と燃えるごみの減量を繰り返し啓発します。（環境保全課） ① 2 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。（環境保全課） ① 3 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。（環境保全課） ① 4 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組（事業等）を支援します。（環境保全課） ① 5 市民・事業者・行政の活動を通してプランター・de キエーロのモニターを増やしキエーロの普及啓発を進めます。（環境保全課） ① 6 フードドライブを浸透させ、賞味期限の到来による食品廃棄を減量します。（環境モデル都市推進課、環境保全課） ① 7 食品ロス低減のため啓発活動等を行います。（環境モデル都市推進課、環境保全課） ① 8 環境フェスティバルなどのイベントやどこでも講座などを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。（環境保全課） ① 9 ごみ処理手数料収入、ごみ処理量の減少によるコスト削減分について、環境対策等に活用します。（環境保全課）
再エネ ^{※2}	②再生可能エネルギーの普及が進んでいる。	市民共同発電所の設立など市民との協働で公共施設や家庭への太陽光発電導入を積極的に推進したことで、市域での太陽光発電等の普及を着実に進めるとともに、エネルギー事業の中核を担う地域新電力会社「いこま市民パワー株式会社」を設立しました。 今後は、固定価格買取制度等の環境変化を踏まえ、太陽光発電の更なる普及のための方策や、太陽光以外の未利用エネルギーの活用を検討する必要があります。	② 1 太陽光発電など再エネの導入促進を図ります。（環境モデル都市推進課） ② 2 「いこま市民パワー株式会社」を核としたエネルギーの地産地消のしくみをつくります。（環境モデル都市推進課） ② 3 廃棄物エネルギー等、未利用エネルギーの有効活用を進めます。（環境モデル都市推進課、環境保全課）
省エネ	③省エネルギー型の暮らしが定着している。	市域での温室効果ガス排出量の部門別割合は、民生部門(66.3%)、運輸部門(20.3%)の順番で高くなっています。 割合の高い民生部門での排出量削減を目指し、住宅用省エネ設備への補助や、省エネ意識向上を図る様々な啓発イベントを実施していますが、環境に配慮した行動や取組への参画者を広げることが課題となっています。また、運輸部門についても、公共交通機関の利用促進を図るための施策展開が必要です。	③ 1 住宅等の省エネ化を進めます。（環境モデル都市推進課） ③ 2 環境に配慮した省エネルギー型の暮らしや活動を推進します。（環境モデル都市推進課） ③ 3 環境にやさしい交通への転換を目指します。（環境モデル都市推進課） ③ 4 小・中学校や幼稚園での出前講座や環境教育の取組を通じて、環境行動を促進します。（環境モデル都市推進課・教育総務課・教育指導課・子ども課） ③ 5 市の業務全般によって生じる環境負荷の低減を図ります。（環境モデル都市推進課）

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
5 R	① 5 R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）を意識し、ごみの減量と資源化を実践する。 ① 食品ロスの低減に繋がる取組を実践する。	① 5 R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）を意識し、ごみの減量と資源化を実践する。 ① 食品ロスの低減に繋がる取組を実践する。
再エネ	② 再生可能エネルギー設備を家庭へ導入する。 ② 地域でつくられた再生可能エネルギーを積極的に利用する。	② 再生可能エネルギー設備を事業所へ導入する。 ② 地域でつくられた再生可能エネルギーを積極的に利用する。
省エネ	③ 住宅の省エネ化を図る。 ③ 公共交通機関を利用する。 ③ 次世代自動車を導入する。	③ 事業所の省エネ化を図る。 ③ 次世代自動車を導入する。

資料

■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創
① 1 市民・事業者・行政による5Rの普及方法の検討（環境保全課） ① 2 市民・事業者・行政による自治会等の懇談会の実施（環境保全課） ① 3 ごみ収集体験学習、一日環境教室及び清掃センター社会見学受け入れ実施（環境保全課） ① 4 エコパーク21で分別した生ごみの受け入れを行い、リサイクルを実施（環境保全課） ① 5 キエーロ製作講座等（環境保全課） ① 6 フードドライブの実施（環境モデル都市推進課、環境保全課） ① 7 行政と事業者が連携して食品ロス低減について啓発等を実施（環境モデル都市推進課、環境保全課） ① 8 環境フェスティバル等イベントでのごみの減量化促進啓発を実施（環境保全課） ① 9 生ごみ処理機・容器購入補助、集団資源回収補助等環境関連施策に活用（環境保全課）	① 燃えるごみ減量のために、自治会等の団体と懇談会を実施し、ごみの分別や食品ロスの低減の取組の理解を図る。（環境保全課）
② 1 住宅等への再エネ設備導入への支援（環境モデル都市推進課） ② 2 家庭・事業所に設置された太陽光発電からの電力調達と地産電力の供給の推進（環境モデル都市推進課） ② 3 清掃センターにおける廃棄物エネルギー利活用計画の推進（環境モデル都市推進課、環境保全課）	② エネルギーの地産地消のしくみを構築するために、家庭に太陽光発電システムを導入している市民と連携して、「いこま市民パワー(株)」による地産電源の拡大を進める。（環境モデル都市推進課）
③ 1 住宅への省エネ関連設備導入への支援（環境モデル都市推進課） ③ 2 省エネに関する講座・セミナーの開催、情報発信（環境モデル都市推進課） ③ 3 公共交通機関の利用促進に向けた周知・啓発（環境モデル都市推進課、防災安全課） ③ 4 環境に関する出前講座の実施（環境モデル都市推進課） 学校・幼稚園への出前授業（環境モデル都市推進課・教育総務課・子ども課） 環境教育の実施（教育指導課・子ども課） ③ 5 環境マネジメントシステムの運用（環境モデル都市推進課）	③ 市民目線での効果的な啓発を実施するために、市民と連携した啓発活動や情報発信を進める。（環境モデル都市推進課）

	■ 関連する主な取組
5 R	131 健康づくり 【食品ロス低減】 ① 7 食育ネットワークシステムを設置し、様々な食に関する取組を推進します。（健康課）
再エネ	611 行政経営 【公共施設への再エネ導入の推進】 ② 2 各施設の状況を把握して施設を有効活用します。（財政経営課・各施設管理課）
省エネ	421 道路・公共交通 【公共交通の利用促進】 ③ 3 公共交通機関の利用促進に向けた周知・啓発を行います。（防災安全課・環境モデル都市推進課・商工観光課）

■ 指標
① 家庭系燃えるごみの年間排出量 (t)
<p>19,187 (H29), 18,891 (H30), 18,656 (H31), 18,421 (R1), 18,186 (R2), 17,951 (R5)</p>
家庭系燃えるごみの年間排出量。食品残渣、紙類、容器包装物の資源化について啓発活動を通じてリサイクルを図り、燃えるごみの減量化を目指します。（環境保全課）
② 市内での再エネによる発電容量 (kW)
<p>18,473 (H28), 20,489 (H29), 22,505 (H30), 24,521 (H31), 26,537 (R1), 28,553 (R2), 30,569 (R3), 32,585 (R5)</p>
市内の家庭・事業者が電気事業者と電力需給契約を締結した延べ発電設備容量。発電設備の設置により、再生可能エネルギーの普及を目指します。（環境モデル都市推進課）
③ 市域における1人当たりCO2排出量 (t-CO2)
<p>2.49 (H26), 2.40 (H27), 2.37 (H28), 2.33 (H29), 2.29 (H30), 2.26 (H31), 2.22 (R1), 2.19 (R2), 2.15 (R3), 2.12 (R5)</p>
平成22年の排出係数を用いて、市域から排出された温室効果ガス排出量を算定し、各年の推計人口で除したものを、温室効果ガスの排出を削減し、低炭素社会の実現を目指します。（環境モデル都市推進課）

※1 フードドライブ:家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクを通じて、それを必要としている福祉施設や団体へ寄付をする活動。
※2 再エネ:再生可能エネルギーの略。石油、石炭などの化石エネルギーとは違い、太陽光、水力、風力など自然界から半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
地域美化・環境衛生	① 環境美化の取組が進み、快適な生活環境が保たれている。	<p>まちをきれいにする条例に基づく環境美化推進員とともに駅前クリーンアップ作戦などポイ捨て禁止の啓発活動を行っています。また、安全で快適な生活環境の確保を目的に、歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例を施行しました。ペット等のふん公害対策についても、飼い方のルールやマナーなどについて啓発・情報提供を行い、市営火葬場については、定期的な点検や改修工事等を行い、適切な管理に努めています。</p> <p>その結果、市民満足度調査（平成29年度）では、市内での定住意向者の住み続けたい理由で、「自然環境が豊かである」、「閑静な住宅地である」が5割を上回っています。</p> <p>引き続き、タバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨てなどのマナー違反をなくすとともに、地域での美化活動を充実するなど、まちをきれいにする意識の更なる向上や、市内全域の公共の場所での歩きタバコが禁止であることを継続的に周知することが求められています。</p> <p>また、飼い主のいない猫によるトラブルが増えていることに対する対応や、市営火葬場を今後も適正に運営、維持管理すること、不法投棄をなくすため効果的な啓発を行うことが求められています。</p>	<p>① 1 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と空き地の適正管理など快適な生活環境の確保を図ります。（環境保全課）</p> <p>① 2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。（環境保全課）</p> <p>① 3 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動などの定着を図ります。（環境保全課）</p> <p>① 4 飼い主のいない猫により生活環境が著しく損なわれている地域が、飼い主のいない猫を減らすために取り組む活動を支援します。（環境保全課）</p> <p>① 5 不法投棄禁止の啓発や不法投棄防止パトロールの実施等により、生活環境を保全します（環境保全課）</p> <p>① 6 市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。（環境保全課）</p>
都市生活型公害対策	② 継続的な公害対策が推進されている。	<p>継続的に大気質等の環境監視を行っています。大気質等の測定結果は概ね環境基準を達成しています。</p> <p>一方で、都市生活型公害である生活騒音・振動、屋外焼却による悪臭やばい煙など生活に密着したトラブルが発生しているため、それらに対応することが必要です。</p>	<p>② 1 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等の調査を行います。（環境保全課）</p> <p>② 2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。（環境保全課）</p> <p>② 3 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。（環境保全課）</p> <p>② 4 公害の未然防止のため、指導など監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。（環境保全課）</p> <p>② 5 国・県などの関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。（環境保全課）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
地域美化・環境衛生	① 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例に定められた責務を認識する。	① 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例に定められた責務を認識する。
都市生活型公害対策	② 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。	② 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。 ② 有害化学物質の適正管理を徹底する。

資料

■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創
<p>① 1 まちをきれいにするための啓発、空き地の管理台帳の整備、歩きタバコ等防止の指導（環境保全課）</p> <p>① 2 地域の環境美化活動への支援（環境保全課）</p> <p>① 3 河川美化活動の促進（環境保全課）</p> <p>① 4 「飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費等補助金」による手術費の助成（環境保全課）</p> <p>① 5 ごみガイドブック、ホームページ、看板等での啓発、不法投棄廃棄物の撤去、監視カメラの設置（環境保全課）</p> <p>① 6 火葬場の保守点検及び適切な修繕（環境保全課）</p>	<p>① 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動の定着を図る。（環境保全課）</p> <p>① 飼い主のいない猫を減らすため、動物愛護関係団体と連携を図る。（環境保全課）</p>
<p>② 1 市内環境測定の実施（環境保全課）</p> <p>② 2 市内環境測定結果の公表（環境保全課）</p> <p>② 3 特定施設、特定建設作業の届出指導（環境保全課）</p> <p>② 4 公害防止のための組織作り、啓発、公害発生時の指導（環境保全課）</p> <p>② 5 公害指導における関係機関との連携強化（環境保全課）</p>	

■ 指標
<p>① 空き地等適正管理指導件数（件）</p> <p>生駒市まちをきれいにする条例に基づき、空き地等の土地所有者に対し適正に管理するよう指導した件数。空き地等の実態調査を通じ、雑草等が繁殖して生活環境を阻害している宅地を減らし、地域環境の美化向上を図ります。（環境保全課）</p>
<p>① 不法投棄の回収量（kg）</p> <p>不法投棄防止パトロールにて回収した廃棄物の重量。市民や事業者に対する啓発とともに、不法投棄防止パトロールの推進により、不法投棄をなくし、平成35年度には道路上への不法投棄の回収重量の1割減を目指します。（環境保全課）</p>
<p>② 公害相談件数（件）</p> <p>市民から寄せられる騒音、振動、悪臭などの公害に関する年間の相談件数。発生源に対して調査を実施し、状況に応じた指導を行うことにより、公害相談件数を現状以下にすることを目指します。（環境保全課）</p>

	■ 関連する主な取組	
地域美化・環境衛生	111 高齢者保健福祉・地域福祉	【猫のトラブル対策】 ① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。（地域包括ケア推進課、高齢施策課、市民活動推進課）
都市生活型公害対策		

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
緑の保全	①市民、ボランティア団体、事業者が協働して、緑の保全に取り組んでいる。	本市の山並みの緑については、法的な規制による緑の量的な保全だけでなく、質的な面からも環境の保全、活用を図る必要があります。特に、住宅地開発等により市街化区域内の緑が減少しつつある中で、保護樹木等の指定、樹林地バンクの創設、市民の森事業を実施してきましたが、今後、さらに樹木の保全、活用の施策を検討する必要があります。 里山については、奈良県の補助金を活用して、ボランティア団体と協働して計画的に保全活動を行っています。今後は森林環境税の活用を視野に入れ、里山の保全を図る必要があります。 これまで、市民、ボランティア、行政との協働による緑の保全活動を進めています。今後は、さらに、市民主体による取組の推進が必要と考えています。 また、都市緑地法の改正による、都市農地の緑地への位置づけや、緑の基本計画の見直しにより、都市農地を含む緑地の保全等を検討する必要があります。	① 1 景観法の規定に基づく「景観行政団体」として、市民や事業者などと共に、緑豊かな自然環境と調和する景観の保全・創出を図ります。(みどり公園課) ② 2 環境教育を目的としたイベントなどを行う市民・団体を支援します。(みどり公園課) ③ 3 里山の維持、保全、整備及び活用のため、里山整備活動を行うNPOなどの団体を支援します。(みどり公園課) ④ 4 緑化活動を行う市民やボランティアの活動を支援します。(みどり公園課・花のまちづくりセンター・農林課) ⑤ 5 荒廃した竹林の整備をすとも、良質な竹・タケノコが育つ環境を整えます。(農林課) ⑥ 6 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコースなどをPRします。(みどり公園課・商工観光課)
緑の創造	②市民、ボランティア団体、事業者が、花と緑であふれるまちに向けて、取り組んでいる。	生駒市緑の基本計画に基づき、「花と緑と自然の先端都市」を目標に、みどりの基金を活用した緑化推進事業や花と緑のボランティアの育成、花のまちづくりセンターふろーらむを拠点として、寄せ植えなどのグループへの活動支援や花に関する教室を開催するとともに、助成事業を活用して、市民や団体によってまちなかの緑化が進んでいます。 今後は、市民、ボランティア団体、事業者との協創により、より一層まちなかの緑化を進めるため、ボランティアのさらなる育成、緑化参加への機会づくり、助成制度等について、検討する必要があります。	② 1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組むよう促します。(みどり公園課・花のまちづくりセンター) ② 2 助成制度の活用や花と緑の景観まちづくりコンテストの参加を促し、まちなかの花と緑の創出を図ります。(みどり公園課・花のまちづくりセンター) ② 3 財源確保のため、生駒市みどりの基金をPRし、寄附金を募ります。(みどり公園課) ② 4 緑の市民懇話会など、地域住民と行政がともに花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。(みどり公園課)
公園整備	③地域のニーズにあった公園の再整備・利用促進、遊具等の施設点検、維持管理など、地域住民が支える公園づくりが行われている。	これまで、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備に取り組み、市内の都市公園等は366箇所、総面積156haとなり、適正配置などの課題はあるものの、量的には充足してきています。 これからは、社会の成熟化、市民の価値観の多様化等を背景とし、都市のため、地域のため、市民のために、緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出す取組が必要と考えています。 一方、維持管理や遊具等の施設の老朽化への対応が課題です。本市は、公園に愛着を持って利用していたため、地元の公園等を自治会で維持管理することを推進してきました。また、遊具等については日常点検に加えて、少しでも長く安全に利用していただくため計画的な整備を進めてきました。 今後は、公園が地域のコミュニティ形成の場となり、公園をうまく活用するしくみづくりなどをさらに進める必要があります。	③ 1 市内公園を安心して利用できるよう公園施設のバリアフリー化を図ります。(みどり公園課) ③ 2 地域のニーズにあった公園の再整備・利用の促進を市民との協働で実施します。(みどり公園課) ③ 3 日常点検に加え、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の適正な公園管理を行います。(みどり公園課) ③ 4 指定管理者(企業と社会福祉法人)と連携して、生駒山麓公園の活性化を図ります。(みどり公園課・障がい福祉課)

	■市民ができること	■事業者ができること
緑の保全	① 自宅や公園などの花壇の手入れ、市民の森での活動とともに、遊歩道やハイキング道を利用し、緑豊かな自然環境の保全に関心を持つ。	① 都市緑地法の主旨に則り、農地を含む緑地の保全に配慮する。 ① 開発時には景観の保全に配慮する。
緑の創造	② 助成制度の活用、コンテストへの参加などによって、地域や自宅の庭先等に植栽するなど、まちなかの緑を増やすための活動を積極的に行う。	② 開発時における緑化基準を適切に運用し、新たな緑地を創造する。
公園整備	③ 公園をコミュニティの場として活用し、自らが主体となって、公園の再整備や維持管理に携わる。	③ 市民とともに、公園の再整備や維持管理に携わる。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 景観まちづくり相談(みどり公園課) 景観形成基本計画による景観保全・創出の推進(みどり公園課) ① 2 環境教育イベント支援事業(みどり公園課) ① 3 地域で育む里山づくり事業(みどり公園課) ① 4 地域で育む里山づくり事業(みどり公園課) 竹林ボランティアの育成(農林課) ① 5 竹林整備事業(農林課) ① 6 ハイキングマップのPR(みどり公園課・商工観光課)	① 里山保全のため、ボランティア団体と里山整備に取り組む。(みどり公園課) ① 財源確保のため、奈良県と地域で育む里山づくり事業補助金を適正に運用する。(みどり公園課) ① 竹林を適正に整備するため、土地所有者との協創に取り組む。(農林課)
② 1 生駒市緑の基本計画の見直し(みどり公園課) 緑化推進事業、花・緑まちづくりフェスタの開催(みどり公園課・花のまちづくりセンター) ② 2 花と緑の景観まちづくりコンテスト(みどり公園課・花のまちづくりセンター) 花と緑のわがまちづくり助成制度(花のまちづくりセンター) ② 3 生駒市みどりの基金(みどり公園課) ② 4 緑の懇話会(みどり公園課)	② 地域の緑化を推進するため、地域や自宅の庭先等に植栽するなどの緑化を図る。(みどり公園課・花のまちづくりセンター) ② 緑化活動への参加意識を高め、財源を確保するため、市民や地域と生駒市みどりの基金活動を行う。(みどり公園課)
③ 1 公園園路等改修事業(みどり公園課) ③ 2 自治会による公園の維持管理、公園の利用・再整備に向けたワークショップ(みどり公園課) ③ 3 公園整備事業、公園施設長寿命化計画(みどり公園課) ③ 4 生駒山麓公園活性化事業(みどり公園課・障がい福祉課)	③ 地域の公園を親しみを持って利用していただくため、市民ボランティアとワークショップや公園の維持管理を行う。(みどり公園課) ③ 生駒山麓公園の活性化を図るため、指定管理者や社会福祉法人と障がい者就労支援を充実させる。(みどり公園課・障がい福祉課)

	■関連する主な取組
緑の保全	412 都市づくり 【魅力あるまちなみの形成】 ② 2 市民アンケートやワークショップなどにより、地域の住民意向及び特性を把握し、地域特性を踏まえたまちづくりを地域住民と共に進めます。(都市計画課)
緑の創造	412 都市づくり 【良好な都市環境の形成】 ① 3 特定生産緑地制度を推進し、都市農地の保全を進め、豊かな自然環境の形成を進めます。(都市計画課)
公園整備	311 市民協働・地域コミュニティ 【地域住民による公園づくりの推進】 ② 2 地域コミュニティの中核である自治会に対し、その活動に対する支援を行います。(市民活動推進課)

■指標																																												
① 緑地の確保面積の割合(%) [上]市全域 [下]市街化区域内 <table border="1"> <caption>① 緑地の確保面積の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市全域 (現状値)</th> <th>市街化区域内 (現状値)</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>48.6</td><td>21.7</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>H27</td><td>48.6</td><td>21.7</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>H28</td><td>48.6</td><td>21.72</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>H29</td><td>48.63</td><td>21.8</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>H30</td><td>48.6</td><td>22.04</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>H31</td><td>48.60</td><td>21.90</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>新元号2</td><td>48.61</td><td>21.92</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>新元号3</td><td>48.62</td><td>21.94</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>新元号4</td><td>48.63</td><td>21.96</td><td>48.61</td></tr> <tr><td>新元号5</td><td>48.64</td><td>21.98</td><td>48.61</td></tr> </tbody> </table> 市全域及び市街化区域面積に対する緑地面積の割合。公共施設緑地に加えて、緑の保全創出により、将来においても担保性のある緑地の確保を目指します。(みどり公園課)	年度	市全域 (現状値)	市街化区域内 (現状値)	目標値	H26	48.6	21.7	48.61	H27	48.6	21.7	48.61	H28	48.6	21.72	48.61	H29	48.63	21.8	48.61	H30	48.6	22.04	48.61	H31	48.60	21.90	48.61	新元号2	48.61	21.92	48.61	新元号3	48.62	21.94	48.61	新元号4	48.63	21.96	48.61	新元号5	48.64	21.98	48.61
年度	市全域 (現状値)	市街化区域内 (現状値)	目標値																																									
H26	48.6	21.7	48.61																																									
H27	48.6	21.7	48.61																																									
H28	48.6	21.72	48.61																																									
H29	48.63	21.8	48.61																																									
H30	48.6	22.04	48.61																																									
H31	48.60	21.90	48.61																																									
新元号2	48.61	21.92	48.61																																									
新元号3	48.62	21.94	48.61																																									
新元号4	48.63	21.96	48.61																																									
新元号5	48.64	21.98	48.61																																									
② 花のまちづくりセンターふろーらむ研修室の使用率(%) <table border="1"> <caption>② 花のまちづくりセンターふろーらむ研修室の使用率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29</td><td>77.0</td><td>75.0</td></tr> <tr><td>H30</td><td>76.0</td><td>75.0</td></tr> <tr><td>H31</td><td>75.0</td><td>75.0</td></tr> <tr><td>新元号2</td><td>75.0</td><td>75.0</td></tr> <tr><td>新元号3</td><td>75.0</td><td>75.0</td></tr> <tr><td>新元号4</td><td>75.0</td><td>75.0</td></tr> <tr><td>新元号5</td><td>75.0</td><td>75.0</td></tr> </tbody> </table> 花のまちづくりセンターの研修室を緑化推進のための各種講座・講習会等に使用した割合。各年度の目標値を達成した割合が毎年度75%以上を維持することを目指します。(花のまちづくりセンター)	年度	現状値	目標値	H29	77.0	75.0	H30	76.0	75.0	H31	75.0	75.0	新元号2	75.0	75.0	新元号3	75.0	75.0	新元号4	75.0	75.0	新元号5	75.0	75.0																				
年度	現状値	目標値																																										
H29	77.0	75.0																																										
H30	76.0	75.0																																										
H31	75.0	75.0																																										
新元号2	75.0	75.0																																										
新元号3	75.0	75.0																																										
新元号4	75.0	75.0																																										
新元号5	75.0	75.0																																										
③ 自治会による公園の維持管理の割合(%) <table border="1"> <caption>③ 自治会による公園の維持管理の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29</td><td>92.8</td><td>90.0</td></tr> <tr><td>H30</td><td>90.0</td><td>90.0</td></tr> <tr><td>H31</td><td>90.0</td><td>90.0</td></tr> <tr><td>新元号2</td><td>90.0</td><td>90.0</td></tr> <tr><td>新元号3</td><td>90.0</td><td>90.0</td></tr> <tr><td>新元号4</td><td>90.0</td><td>90.0</td></tr> <tr><td>新元号5</td><td>90.0</td><td>90.0</td></tr> </tbody> </table> 地域の公園(街区公園)のうち、自治会と覚書を交わし、維持管理する公園の割合。各年度の目標値を達成した割合が毎年度90%以上を維持することを目指します。(みどり公園課)	年度	現状値	目標値	H29	92.8	90.0	H30	90.0	90.0	H31	90.0	90.0	新元号2	90.0	90.0	新元号3	90.0	90.0	新元号4	90.0	90.0	新元号5	90.0	90.0																				
年度	現状値	目標値																																										
H29	92.8	90.0																																										
H30	90.0	90.0																																										
H31	90.0	90.0																																										
新元号2	90.0	90.0																																										
新元号3	90.0	90.0																																										
新元号4	90.0	90.0																																										
新元号5	90.0	90.0																																										

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
都市ブランド形成	① 主体的に地域に参画し、地域を語る人が増えると同時に、生活を豊かにするモノ・コトが生まれる機運が醸成されている。	人口減少と急速な人口構造の変化を踏まえ、地域活力をいかに維持していくが本市にとって大きな課題となっています。 今までのように大型開発でまちを拡大させたり、交通アクセス・自然環境・行政サービスの充実をPRしたりするだけでは他市との差別化も不可能です。また、どの分野においても、地域の担い手の高齢化や減少は喫緊の課題です。 これを克服するには、シビックプライド※1を高めながら、市民がまちのために活動するソフトインフラ※2としての都市活力（地域参画総量）を向上させる必要があります。これまで事業ターゲットを未認知層・認知層・興味関心層・比較検討層・転入/定住者層・当事者層/ファンの6層に分類し、戦略的な取組を進めた結果、新たな魅力づくりや既存事業では見られなかった市民層の参画を誘起しており、担い手の掘り起しにも寄与してきました。 今後も地域に想いを寄せる人たちへの意志や活動を編集・発信する取組を、庁内各課はもちろんのこと各ステークホルダーと共有しながら推進し、「深い共感」「主体としての参画」「内外への推奨」へとつなげ、都市ブランドの構築を目指します。	① 1 地域課題の解決や、地域魅力を創造する「まちの担い手」を増やすための場や仕組みをデザインします。（いこまの魅力創造課） ① 2 地域で自分の夢や目標を実現しようとする人や、新しい暮らし方をしている人を可視化し、人がつながり、交流を生むサポートをします。（いこまの魅力創造課） ① 3 都市ブランド構築にあたって、目指すべきビジョンを庁内外で共有し、浸透を図ります。（いこまの魅力創造課） ① 4 構築された都市ブランドを市内外に発信したり、体感したりする場をつくることで生駒市の都市イメージを形成します。（いこまの魅力創造課）
公民連携	② 民間企業のノウハウやアイデアを活用した公共サービスが提供されやすい仕組みが整っている。	今後ますます多様化・複雑化する公共サービスへのニーズに対応するには、公民連携（民間との協働による公共サービス価値の最大化）の積極的な活用による多様な主体の参画が重要になってきます。 公民連携（Public Private Partnership）活用のための基本方針や判断基準を統一し、これを庁内で効率的に推進するための枠組みをつくり、都市活力の創造につなげることを目指します。	② 1 公民連携提案窓口を設置します。（いこまの魅力創造課） ② 2 公民連携の内外周知や連携促進に取り組みます。（いこまの魅力創造課）

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
都市ブランド形成	① 地域に愛着・誇りをもち、参画者としてまちの魅力を創造するとともに、推奨者としてまちの魅力を市内外に積極的に発信する。	① 事業経験、情報発信力、先進的なアイデアを活用し、参画者としてまちの魅力を創造するとともに、推奨者としてまちの魅力を市内外に積極的に発信する。
公民連携		② 自らが持つ事業経験や経営ノウハウを活用し、地域課題の解決や、公共サービスの価値を高める事業アイデアで行政と連携する。

※1 シビックプライド：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。
※2 ソフトインフラ：仕組み、シビックプライド、社会関係資本などの無形インフラのこと。建物、道路、水道などのハードインフラとともにまちを構成する重要な要素であり、まちで生活する人と人、人とまちとの関係で生まれる雰囲気や活動等も含まれる。

資料

■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創	■ 指標
① 1 IKOMA SUN FESTAの実施（いこまの魅力創造課） 「いこまち宣伝部」など地域魅力の創造・発信者育成事業（いこまの魅力創造課） ① 2 地域交流促進事業（いこまの魅力創造課） ① 3 市役所内部での各事業・取組支援（いこまの魅力創造課） ① 4 都市活力協創ポータルサイト「good cycle」の運営（いこまの魅力創造課） 転入促進事業（いこまの魅力創造課）	① 推奨意欲を増加させるため、市民自らが生駒の魅力を発信する場づくりを行う。（いこまの魅力創造課） ① 地域活力創造につながる自己実現の機会を増やすため、市民同士のネットワークづくりを行う。（いこまの魅力創造課） ① 事業効果を高めるため、ターゲットに訴求力のある市内店舗・事業者と連携した事業を実施する。（いこまの魅力創造課）	① 推奨意欲を持つ人の割合（％） <p>市民満足度調査における推奨度で「強く薦めたい」、「ある程度薦めたい」と回答する人の割合を増やし、暮らしまちとしてのイメージや評判を高めます。（いこまの魅力創造課）</p>
② 1 公民連携に向けた基本方針・ガイドラインの策定、提案窓口・連携判断機能の設置・運用（いこまの魅力創造課） ② 2 公民連携に向けたマーケティング、提案窓口認知のための広報、連携促進のためのイベント開催（いこまの魅力創造課） 公民連携の推進に必要なマインドや知識・技術習得のための事例研究と庁内人材の育成（いこまの魅力創造課）	② 民間との Win-Win な連携を行うために、事業者等と、地域課題共有のイベント開催や公民連携手段の勉強会等、公民連携推進のための取組を行う。（いこまの魅力創造課） ② 規模の拡張による事業者参入障壁低減のため、同じ目的の自治体と、広域的な連携の推進を行う。（いこまの魅力創造課）	① 都市ブランド構築のための庁内事業連携・支援件数（件） <p>まちづくりの担い手の増加や生駒らしさを形成に役立つ事業支援・連携延べ件数。各課がビジョンを共有し、都市ブランド構築につなげます。（いこまの魅力創造課）</p>
		② 相談窓口を通じた民間企業からの相談・提案件数（件） <p>地域課題の解決や地域魅力の創造に取り組む民間企業からの相談・提案延べ件数。積極的に対話し、市役所各部署と実現に向けて検討・調整します。（いこまの魅力創造課）</p>

	■ 関連する主な取組	
都市ブランド形成	411 住宅環境	【多様な住まい方の実現】 ① 6 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現を後押しするイベント・ワークショップ等を通じて、多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を図ります。（住宅政策室）
	614 職員・行政組織	【インターナルコミュニケーションの活性化】 ③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置などの調整機能を充実します。（秘書企画課）
公民連携	611 行政経営	【公民連携を活用した課題解決】 ② 5 民間企業等の持つノウハウを導入することで、公共施設等の整備・管理の財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。（財政経営課）

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
企業立地	① 準工業地域において、自然環境と調和した良好な工業団地の形成が行われている中、製造業を中心とした企業立地が進んでいる。	本市は、大阪のベッドタウンとして発展してきたことから、市外へ働きに出る人が多く、類似団体と比較しても事業所数や従業員数が低い水準にあります。 平成 22 年から企業立地補助金制度を創設し、他市からの企業の立地や市内企業の増設を支援しています。 学研生駒テクノエリアは、道路の整備状況が十分でないが、エリア内を横断する国道 163 号バイパス線など基盤整備が進められています。また、学研高山地区第 1 工区は、規制緩和で企業が進出しやすくなる環境を整備しています。 今後、新しい企業が立地を望むような魅力的な環境とするため、継続的な支援に取り組む必要があります。	① 1 補助制度など立地企業への支援の推進及び恵まれた立地条件であることを PR しながら関係機関と連携し、企業や研究施設の誘致に取り組みます。(商工観光課) ① 2 国や県とも連携しつつ、学研生駒テクノエリアを中心に、企業立地に必要な道路など公共施設の整備を進めます。(事業計画課・土木課) ① 3 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した工業適地の確保に取り組むとともに、適切な土地利用の誘導を図ります。(商工観光課・都市計画課) ① 4 時代の転換を見据えた企業誘致の取組について調査、研究を進めます。(商工観光課) ① 5 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備及び情報の提供・周知を行います。(商工観光課)
商工業	② 中小企業の安定的な経済活動及び多様な働き方(起業、サテライトオフィスの利用、企業への就職等)が進んでいる。	本市の商業は、近鉄生駒駅周辺を一大拠点として、また、工業集積地は住工が混在せず操業しやすい環境が形成されています。 商工業の振興は、関係機関と連携し、実施していますが、各企業への情報の周知不足が伺えます。 今後、市内企業の安定的な経済活動を支援するため、新たな販路の拡大の支援、創業者支援セミナーの開催、女性への就業支援、働き方改革の一つであるサテライトオフィスの推進等に取り組む必要があります。	② 1 市内企業の新たな販路の拡大を支援する取組を行います。(商工観光課) ② 2 商工業振興の主體的な組織である生駒商工会議所など関係機関と連携し、商業活性化のための協議の機会を設け、中小企業の経営の安定化を支援する取組を行います。(商工観光課) ② 3 生駒市の地域活性化を図るため起業支援を行います。(商工観光課) ② 4 多様な働き方の啓発と施設・設備の利用促進を行います。(商工観光課) ② 5 生駒市の子育て女性への就業支援を行います。(商工観光課)
観光・交流	③ PR強化や、ハード面の整備により、市民中心であった生駒市の観光について市外県外での認知度がアップし、観光客数が増えている。	訪日外国人客が急増する中、本市においても近畿圏を訪れる観光客の取り込みを見据えた対策の検討段階にあります。 関連団体と連携し、誘客の為にイベントの主催やハイキング企画の実施などを行っていますが、市外県外など外側に向けての PR が充分ではなく、現状では市民の参加が中心です。 また、生駒駅周辺でも統一的なサインが不足しており、初めて訪れる外国人や、市外観光客にとって充分に分かりやすい案内で受け入れ体制を整えているとは言えません。さらに、市民や事業者などが行う観光振興に関する取組に対する積極的な支援とその周知についても強化していく必要があります。	③ 1 市外に向けた、生駒市の祭りやスポットなど観光関連情報の発信を強化します。(商工観光課) ③ 2 市外客取り込みのための企画開発やツール作成を行います。(商工観光課) ③ 3 外国人観光客の受け入れに積極的な観光関連事業者のハード、ソフト両面による体制整備のための支援をします。(商工観光課) ③ 4 ハイキング道や生駒駅周辺などの多言語化を含むサインや、高山竹林園等の施設の段階的な整備を行います。(商工観光課) ③ 5 生駒市観光協会の活動や地場産業の PR 等支援を行います。(商工観光課) ③ 6 市民が行う地域や観光資源活性化に関する活動の支援を行います。(商工観光課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
企業立地	① 就職先の選択肢に市内立地企業も含める。 ① 企業立地に対して理解を深める。	① 環境に配慮した事業活動を推進する。 ① 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。 ① 就労機会の提供を積極的に行う。
商工業	② できる限り市内で商品を購入するようにする。 ② 地場産業に関連したイベントに参加する。	② 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。 ② 安定的な経営を行うための企業努力を図る。 ② 後継者の育成を図る。
観光・交流	③ 観光地やまちを美しく保つ。 ③ SNS を利用するなど生駒の魅力や観光情報を伝える。	③ 営業日の明確化や、夜間営業など受け入れ態勢の整備。 ③ カード決済、ネット予約対応等ハード面の整備 ③ 観光特産品を開発する。

資料

■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創
① 1 企業誘致支援事業(商工観光課) ① 2 企業誘致関連道路整備事業(事業計画課・土木課) ① 3 工業適地の確保と適切な土地利用誘導(商工観光課・都市計画課) ① 4 新たな企業誘致施策の検討(商工観光課) ① 5 ふるさとハローワークにおける求人情報の提供や職業相談の実施(商工観光課)	① 企業立地の促進をはかるために、奈良県企業立地担当課と連携する。(商工観光課)
② 1 展示会への出展支援(商工観光課) ② 2 中小企業支援セミナーの開催(商工観光課) ② 3 創業者支援セミナーの開催(商工観光課) ② 4 働き方啓発イベントやセミナーの開催(商工観光課) ② 5 就労セミナーの開催(商工観光課)	② 商業活性化のために、生駒商工会議所や民間企業と連携する。(商工観光課) ② 展示会への出展支援のために、関西文化学術研究都市推進機構と連携する。(商工観光課) ② 就業支援のために、ハローワーク奈良と連携する。(商工観光課)
③ 1 市外イベントへの積極的参加や利用率が高い口コミサイトの活用(商工観光課) ③ 2 観光商品や企画の検討・開発(商工観光課) ③ 3 外国人受け入れに向けたセミナー開催(商工観光課) ③ 4 観光客受け入れのために必要な整備の調査、検討(商工観光課) ③ 5 観光協会の取組や竹製品の普及・啓発・後継者育成を図るための取組を支援(商工観光課) ③ 6 観光客誘客につながるイベント等市民の取組に対する支援(商工観光課)	③ 外国人観光客受入のために、語学堪能な市民と連携する。(商工観光課) ③ 参道の活性化のために、市民団体と、コラボイベント等を実施する。(商工観光課) ③ 魅力的な観光商品や企画を開発するために、生駒市観光協会、生駒商工会議所、帝塚山大学と、産学官連携体制を強化する。(商工観光課) ③ 外国人を含む観光客受入のために、観光ボランティアガイド、旅館組合等と連携する。(商工観光課)

	■ 関連する主な取組	
企業立地	412 都市づくり	【企業立地の推進】 ① 5 商業・産業集積による持続的で活力ある都市の形成のため適切な土地利用の誘導を図ります。(都市計画課)
商工業	212 子ども・子育て支援	【多様な働き方の実現】 ① 5 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、さらなる保育サービスの充実に向けての検討を行います。(こども課)
観光・交流	511 都市活力創造	【交流人口の拡大】 ① 1 地域課題の解決や、地域魅力の創造に向けて活動する「まちの担い手」を増やすための場や仕組みをデザインします。(いこまの魅力創造課)

■ 指標

① 企業立地件数(件)

企業誘致施策の成果を表す指標である企業立地促進条例に基づく認定事業所延べ件数。最終年度(H35)において、累計 28 件の企業誘致を目指します。(商工観光課)

② 展示会出展支援件数(件)

市内企業の新たな販路拡大を目的とした展示会への出展支援延べ件数。展示会出展を行う事業所数の増加を目指します。(商工観光課)

③ 観光ボランティアガイド利用者数(人)

生駒市観光ボランティアガイドのハイキングガイド年間利用延べ人数。PR 強化・新商品開発・外国人対応などの対策を随時進め利用客数の増加を目指します。(商工観光課)

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
農地保全	① 既存農業者や新規就農者等を支援することにより、農地が適正に保全されている。	本市の農業は、農業振興地域がなく、大都市の近郊であることから宅地開発が進み、住宅や駐車場などへの転用により農地が減少しています。 また、担い手の高齢化や後継者不足と有害鳥獣の急激な増加による農作物被害などにより、耕作意欲が低下することも遊休農地の増加の要因となっています。 そのため、地域の資源と知恵を活かし魅力と活力あふれるまちを目指すため、農地の保全をすべく農業振興においてのさまざまな取組を行っています。 地形的・規模的に不利な農地条件であるにもかかわらず、新規就農者の支援に取り組んできた結果、新規就農者の確保が進み、安定した農業経営をされている方もでてきました。 今後も、兼業・専業にとらわれない新規就農者を含めた農業者や企業等の新規参入が必要です。 有害鳥獣の被害については、年によっては差があるものの依然多い状況であるため、引き続き農業者等に対する支援を行うとともに、集落（農業者・自治会）と行政の協創による対策が必要です。	① 1 新規就農者を支援するため、農地の斡旋、農地情報の提供、営農相談、設備投資支援を行います。（農林課・農業委員会事務局） ① 2 農業と福祉の連携に取り組み、地域農業の活性化と障がい者の就労支援を行います。（農林課・障がい福祉課） ① 3 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修支援を行います。（農林課） ① 4 有害鳥獣被害対策として、防護柵や捕獲檻の設置、狩猟免許取得時に要する費用の支援を行います。（農林課） ① 5 獣害や遊休農地の増加など、地域農業の課題を解決するため、地域の農業者等の話し合いの場をもちます。（農林課・農業委員会事務局） ① 6 農地の保全・農業の振興のため、農業振興地域の編入も視野に入れ、農業者や関係機関等と協議を進めます。（農林課）
農地活用	② 都市住民などによる遊休農地の有効活用が進められている。	市が遊休農地を無償で借り上げ非農業者に無償で貸し出す「遊休農地活用事業」に取り組んだ結果、都市住民の遊休農地の活用が進んでいます。 今後も引き続き、「遊休農地活用事業」をより積極的にPRを行い、たくさんの都市住民が事業参画する必要があります。	② 1 遊休農地の解消を図るため、市民の野菜づくりや、季節感を活かす地域活動を推進していくための相談や支援を行います。（農林課） ② 2 遊休農地活用事業の利用者に対して、遊休農地利用開始時に草刈り、耕耘等の支援を実施します。（農林課） ② 3 後継者不足が進む時代の中で、まちなかの地域住民による農地活用を推進するため、人材育成に取り組めます。（農林課）
地産地消	③ 市民等が自然と親しむことで、地産地消が進んでいる。	地産地消については、学校給食への出荷や農業祭、農業体験などを実施しているが、市民に販売先などの情報があまり浸透していないのが現実です。 地産地消を推進するためには、市民等が地場農作物に関心を持ち購入し食することが重要であり、そのためは、より積極的かつ効果的な取組が必要です。	③ 1 地産地消を推進するため、学校給食用食材の生産拡大、地域農産物の加工品化等の取組を支援します。（農林課・学校給食センター） ③ 2 地産地消を推進するため、事業者が地場野菜等を販売する取組を支援します。（農林課・商工観光課） ③ 3 地産地消を推進するため、地元飲食店などの消費ニーズ把握に取り組めます。（農林課・商工観光課） ③ 4 自然と親しむ人づくりのため、農業体験の実施や農業者と都市住民との交流を図ります。（農林課） ③ 5 市独自の特産品づくりの取組を支援します。（農林課）

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
農地保全	① 新規就農する。	① 新規就農者が地域に入り込みやすいよう、農家区長をはじめ近隣の農業者が橋渡しや営農指導等の支援をする。
農地活用	② 農地活用について関心を持ち、積極的に遊休農地を利用する。	② 遊休農地利用者が地域に入り込みやすいよう、農家区長をはじめ近隣の農業者が橋渡しや営農指導等の支援をする。
地産地消	③ 地産地消について関心を持ち、地場野菜等を購入する。	③ 地産地消について関心を持ち、地場野菜等を使用・販売する。 ③ 行政が実施する取組に協力する。

資料

■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創
① 1 新規就農者支援事業（農林課・農業委員会事務局） ① 2 農・福連携事業（農林課・障がい福祉課） ① 3 土地改良事業（農林課） ① 4 有害鳥獣被害防止対策事業（農林課） ① 5 地域農業の課題解決のための場づくり（農林課・農業委員会事務局） ① 6 農業ビジョン推進懇話会（農林課）	① 農業施策を進めるため、農業者等から意見等を求める農業ビジョン推進懇話会を開催する。（農林課） ① 課題解決のため、地域の農業者等と協創する。（農林課・農業委員会事務局） ① 障がい者向け農作業体験を福祉事業所と協創する。（農林課・障がい福祉課） ① 農業に関するノウハウを共有するため、民間や大学等と協創する。（農林課）
② 1 遊休農地活用事業（農林課） ② 2 農地活用推進事業（農林課） ② 3 都市住民向け「農の楽校」の開催（農林課）	② 農業施策を進めるため、農業者等から意見等を求める農業ビジョン推進懇話会を開催する。（農林課） ② 遊休農地を活用した地域住民・農業者・大学等との協創に取り組む。（農林課）
③ 1 学校給食事業（農林課・学校給食センター） 地場野菜等の販売支援（農林課・商工観光課） 販売促進イベントの開催（農林課） ③ 2 地場野菜等の販売支援（農林課・商工観光課） 販売促進イベントの開催（農林課） ③ 3 地元飲食店などへのヒアリング実施（農林課・商工観光課） ③ 4 親子ふれあい農業体験事業（農林課） ③ 5 農業ビジョン推進懇話会（農林課） ふるさと納税返礼品PR支援（農林課・課税課）	③ 農業施策を進めるため、農業者等から意見等を求める農業ビジョン推進懇話会を開催する。（農林課） ③ 地産地消を推進するため、市民の地元野菜等の積極的な購入を促す。（農林課・学校給食センター） ③ 地産地消の推進についてのワークショップ等を地域と取り組む。（農林課） ③ 農・福マルシェを開催するため、農業者や福祉事業所と協創する。（農林課・障がい福祉課）

	■ 関連する主な取組	
農地保全	412 都市づくり	【既存農業者・新規就農者支援】 ① 3 特定生産緑地制度を推進し、都市農地の保全を進め、豊かな自然環境の形成を進めます。（都市計画課）
農地活用		
地産地消	521 商工観光	【アンテナショップ等への出展拡大】 ② 1 市内企業の新たな販路の拡大を支援する取組を行います。（商工観光課）

■ 指標
<p>① 青年新規就農者数（人）</p> <p>農地の有効活用を図り、地産地消を進めるため、担い手としての青年の新規就農者の延べ人数。未来の担い手である青年の発掘と定着を進めます。（農林課）</p>
<p>② 遊休農地活用事業面積（㎡）</p> <p>遊休農地活用事業で利用されている農地の延べ面積。遊休農地の解消を図るため、非農業者による農地の有効活用を目指します。（農林課）</p>
<p>③ 地場野菜等を地元飲食店が使用、事業者が販売している件数（件）</p> <p>地産地消を進めるため、地場野菜等について、地元飲食店が購入・使用、事業者（スーパー等）が販売をしている延べ件数。消費者による地場野菜等の飲食・購入を進めます。（農林課）</p>

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
行政マネジメント	① 総合計画と財政、組織が連動し、経営資源が最適かつ効果的に配分される仕組みが確立されている。	市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化し、解決に長期間を要するなど課題解決のハードルが高まる一方で、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化に伴う、税収減や社会保障費の増加により、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。このような状況のもと、予算や行政組織、人材など限られた経営資源を運動させ、これまで以上に最適に配分するとともに、有効かつ効率的に活用し、効果的な行政経営を行うことが求められています。 また、ICTの普及など高度情報化社会の進展により、個人のライフスタイルの多様化や価値観の多様化など個人の行動変容が進んでおり、そういった変化に即した施策への転換が求められています。個人の行動変容による生活構造の変化だけでなく、概ね20年先を展望したとき、社会構造や都市構造において生じる変化にも対応するため、行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策展開を図ることが求められており、長期的な視野で、戦略的に取り組んでいく必要があります。	① 1 分野横断的な課題や地域特性に応じた課題に対応するための仕組みを、行政経営のPDCAサイクルに埋め込みます。(秘書企画課) ② 2 総合計画の進行管理を適切に実施するとともに、施策評価の結果をもとに、予算や人員、組織等の経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。(秘書企画課) ③ 3 分野別計画の進行管理の定着を図り、各所属における主体的なPDCAサイクルマネジメント ^{*1} の運用を進めます。(秘書企画課) ④ 4 事務事業の必要性や成果などを明確にし、民間委託も考慮しながら、恒常的に整理・合理化を図るとともに、行政改革大綱に基づいた行政改革を推進します。(財政経営課) ⑤ 5 行政改革の推進等により、経常経費の見直しを行い、費用対効果の薄い事業のスリム化や見直しを行います。(財政経営課)
公共施設	② 人口減少に伴う市民ニーズの変化に合わせて、公共施設等の適正配置に向けた取組が進んでいる。	高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また道路・上下水道などのインフラ施設や公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想され、人口減少・少子高齢化を迎える中、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。	② 1 今後進行する人口減少や人口構造の変化を見据え、将来の市全体の施設の利用状況などをもとに、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修の時期などを決定します。(財政経営課) ② 2 各施設の状態を把握して施設を有効活用します。(財政経営課・各施設管理課) ② 3 今後も活用していく公共施設等について、長寿命化を進めます。(営繕課・各施設管理課) ② 4 既存のインフラ施設を、継続的に保全・更新していきます。(各施設管理課) ② 5 民間企業等の持つノウハウを導入することで、公共施設等の整備・管理の財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。(財政経営課)
EBPM	③ 証拠に基づく政策づくりが進んでいる。	社会経済構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、信頼されるまちづくりを展開するため、これまでの経験に頼るだけでなく、統計をはじめ客観的なデータ等を積極的に利用して、政策目的を明確化し、証拠に基づく政策立案(EBPM ^{*2})が求められています。	③ 1 客観的なデータ等を積極的に利用して、施策、事業の政策目的を明確にし、証拠に基づく政策づくりと事業立案を進めます。(秘書企画課) ③ 2 市民や利用者のニーズを把握し、ニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(秘書企画課) ③ 3 法改正や技術開発、先駆的な自治体のチャレンジについての情報、データを収集・共有し、学習します。(秘書企画課) ③ 4 各行政サービスについて、各種データを取り、継続的なサービスの改善につなげます。(秘書企画課)

	■市民ができること	■事業者ができること
行政マネジメント	① 総合計画の内容を知り、総合計画の5年後のまちが実現できるよう市民の役割を実践する。	① 総合計画の内容を知り、総合計画の5年後のまちが実現できるよう事業者の役割を実践する。
公共施設	② 公共施設等の更新費用に係る将来負担について関心を持ち、ファシリティマネジメントについて理解を深める。	
EBPM	③ 市が実施するアンケート調査等に協力し、意見を伝える。 ③ ランダム化比較試験(RCT) ^{*3} を用いたフィールド実験に協力する。	③ 市が実施するアンケート調査等に協力し、意見を伝える。 ③ ランダム化比較試験(RCT)を用いたフィールド実験に協力する。

^{*1} PDCA サイクルマネジメント:「計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。
^{*2} EBPM: Evidence Based Policy Makingの略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとする。こと。
^{*3} ランダム化比較試験(RCT): Randomized Controlled Trial。処置群(介入対象)と対照群(非介入対象)にランダムに振り分けて、効果を厳密に比較する手法。プログラムの効果の因果関係を、高い精度で明らかにできる。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創
① 1 戦略的施策の進行管理(秘書企画課) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・進行管理(秘書企画課) 新規・主要事業ヒアリングの実施(秘書企画課) ① 2 行政マネジメントシステムの構築(秘書企画課) ① 3 分野別計画の進行管理の促進(秘書企画課) ① 4 行政改革大綱・行動計画の推進(財政経営課) ① 5 行政改革大綱・行動計画と予算査定との連動(財政経営課)	① 地域課題を解決するため、他の自治体と先駆的な行政サービスについて情報共有する。(秘書企画課)
② 1 ファシリティマネジメントの推進(財政経営課) ② 2 公共施設等総合管理計画の見直し(財政経営課) 公共施設マネジメント推進計画の策定(財政経営課) ② 3 公共施設保全計画の推進(営繕課) 個別施設計画の策定(各施設管理課) ② 4 インフラ施設の長寿命化計画の策定(各施設管理課) ② 5 PPP ^{*4} の推進(財政経営課)	② 公共施設の長寿命化や適正配置を実現するため、更新費用等の将来負担や市民ニーズに沿った施設の運営等について市民や地域と共に考える。(財政経営課) ② 公共施設を有効利用するため、近隣自治体と相互利用について検討する。(財政経営課)
③ 1 EBPMを推進するための組織の構築(秘書企画課) ランダム化比較試験(RCT)等の実証的研究による効果計測の実施(秘書企画課) ③ 2 市民満足度調査の実施(秘書企画課) ③ 3 先進自治体の事例調査(秘書企画課) ③ 4 行政サービスに関するデータのベンチマーキング(秘書企画課)	③ 市の事業をより効果的なものとするため、事業者と共に実施できるものを抽出し、実施する。(秘書企画課) ③ 地域課題を解決するため、他の自治体とEBPMの先駆的な取組について情報共有する。(秘書企画課)

	■関連する主な取組	
行政マネジメント	613 財政経営	【経営資源の効率的な配分】 ① 1 行政改革の推進等により、経常経費の見直しを行い、費用対効果の小さい事業のスリム化や見直しを行います。(財政経営課)
公共施設	212 子ども・子育て支援	【公共施設の適正化】 ② 2 地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案しながら、こども園化を含め、地域に合った幼稚園の今後のあり方を検討します。(こども課)
EBPM	614 職員・行政組織	【EBPMの推進】 ③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置などの調整機能を充実します。(秘書企画課)

^{*4} PPP: パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民連携。

■指標
① 総合計画の進行管理のために設定した指標の達成割合(%) 各年度の目標値を達成した指標数/本指標を除く全指標数。各年度の目標値を達成した割合が毎年度75%以上を維持することを目指します。(秘書企画課)
② 公共施設マネジメント推進計画に掲げる目標の達成割合(%) 平成31年度策定予定の公共施設マネジメント推進計画に掲げる目標のうち達成している割合。平成41年12月に、計画に掲げる目標を100%達成できるよう取組を進め、平成35年度には40%を目指します。(財政経営課)
③ 実証的研究による効果計測の実施件数(件) ランダム化比較試験(RCT)等の実証的研究による効果計測の実施延べ件数。事業立案時や事業実施後の効果計測の実施件数の増加を目指します。(秘書企画課)

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
情報提供	①年齢・障がいの有無、言語を問わず市民が知りたい必要な情報を様々な媒体から入手できている。	市は広報紙、チラシ、市ホームページ、Twitter、Facebookなどで、市が知らせたい情報を様々な媒体で市民に発信し、市民は自分が知りたい情報を入手できるようになりました。しかし、市民生活に必要な情報を見落としていたり、高齢者や外国人などは正確な情報を迅速に入手できていなかったりする可能性があります。そのため、情報発信の基幹となる広報紙とホームページの充実を図り、市民が必要とする情報を年齢や障がいの有無、言語に関わらず入手できる環境作りが必要です。	①1 年齢や障がいの有無、言語、使用機器に関わらず、市が発信する情報を簡単に検索・閲覧できるホームページを整備します。(広報広聴課) ②2 市民が親しみやすく、分かりやすい記事作りに加え、年齢や障がいの有無、言語に関わらず、正確に情報が伝わる広報紙を発行します。(広報広聴課) ③3 市民が生活に必要な情報を入手できるよう、情報媒体の多様化を進めます。(広報広聴課)
情報利活用	②公共データの公開が、多様な主体の参画を通じた地域課題の解決や、都市活力の向上につながっている。	多様化・複雑化する公共サービスへのニーズに対応するため、多様な主体の参画と連携による公共サービス価値の最大化に取り組む必要があります。 平成28年度以降、専門人材を交えたオープンデータ ^{※1} の利活用に積極的に取り組んだ結果、県内初のオープンデータポータルサイトの開設、各課協力による関連イベントや職員研修の実施、市民や企業による新たな公共サービスの創出、先進自治体としてのメディア露出など、多くの実績を上げてきました。 「生駒市オープンデータの推進に関する指針」に基づき、特に、多様な主体の参画による地域課題の解決と都市活力の向上を図るため、各種取組を積極的に推進し、庁内及び地域でのデータ利活用を定着させる必要があります。	②1 オープンデータの取組に関する基本計画を策定すると共に、オープンデータの意義の周知と、キー人材育成を推進します。(いこまの魅力創造課) ②2 各課連携による「Open by Default ^{※2} 」の推進や積極的なデータ公開支援により、二次利用しやすいデータの創出に努めます。(いこまの魅力創造課) ②3 多様な主体によるオープンデータの利活用を促進します。(いこまの魅力創造課) ②4 市民が必要としている情報を的確に把握し、国や県等のデータを横断的に発信・提供します。(総務課)
情報通信技術の活用	③情報通信技術を活用した行政サービスの利用や行政事務への導入が広がっている。	ICTの急速な進化は、私たちの生活においても幅広い場面で影響をもたらしており、ICT利活用のあり方も大きく変化してきました。行政分野でもマイナンバー制度の導入とともに、行政事務の効率化を目的としたICT利活用の取組が進んでいます。 また、マイナンバー制度が始まり個人情報保護に対する関心が高まっていることから、情報セキュリティ事案の動向を踏まえた柔軟なセキュリティ対策を実施できるよう職員意識の向上を図る必要があります。	③1 マイナンバーカードを普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、普及に努めます。(市民課) ③2 行政事務の効率化を図るため、業務プロセスにおけるICT利活用を検討します。(財政経営課・総務課) ③3 情報セキュリティに対する職員意識の向上を図ります。(総務課)

	■市民ができること	■事業者ができること
情報提供	① 市が発信した情報を拡散する。	
情報利活用	② 主体的にオープンデータを利活用して地域課題の解決を図る、自らオープンデータを生成する。 ② 知りたい統計情報のニーズを市に伝える。	② 主体的にオープンデータを利活用して、新たな公共サービスを創出する、事業関連データをオープンデータとして公開する。 ② 個人情報等の情報管理を徹底する。
情報通信技術の活用	③ マイナンバーカードを活用した各種サービスを利用する。	③ 先進的なICT技術の情報提供を行う。

※1 オープンデータ:国や地方公共団体が保有する公共データのうち、誰もが容易に利用(入手、二次利用、再配布等)できる形式、ルールで公開されたデータのこと。オープンデータの活用により、住民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決や経済活性化や、行政の高度化・透明化、透明性・信頼性の向上が期待できる。
※2 Open by Default:そもそも行政保有のデータは公共財であるとの考え方のもと、個人情報や安全保障にかかわる以外の情報は、全て公開することを原則とすること。また、これを踏まえて、あらかじめデータの著作権を明確にした契約や、データ出力機能を備えたシステムの導入などを推進すること。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
①1 ホームページのリニューアル(広報広聴課) ①2 広報紙の制作・発行(広報広聴課) ①3 SNS ^{※3} の活用やPUSH型情報発信ツール ^{※4} の導入など、新たな情報発信方法の検討(広報広聴課)	① モニター制度、アンケート、ワークショップの開催などにより事業に市民の意見を取り入れる。(広報広聴課)	① 広報紙、ホームページからの情報収集率(%)
②1 生駒市官民データ活用推進計画の策定、職員教育の充実、オープンデータ創出とデータ利活用促進を目的としたチームの組織(いこまの魅力創造課) ②2 契約書記事項チェックの推進、データ形式の標準化等を含むデータ流通インフラの整備(いこまの魅力創造課) ②3 オープンデータ活用イベントの開催、市民団体等が開催するイベントへの協賛・協力、省庁・関係自治体との連携(いこまの魅力創造課) ②4 ホームページにおける実施主体を超えた統計ページの作成(総務課)	② 各種イベント・講座等を通じた協創を継続し、多様な主体の積極的な関与による地域課題の発見・解決を推進する。(いこまの魅力創造課) ② データによる地域課題の明確化・具体化を加速するため、オープンデータを活用した地域の見える化やそれに基づいた活動を推進する。(いこまの魅力創造課)	② オープンデータ公開件数(件)
③1 マイナンバーカードを利用したコンビニ交付事業(市民課) ③2 AI、RPA ^{※5} 、チャットボット ^{※6} 、テレワーク等の事務効率化に繋がるツールの導入検討。(財政経営課・総務課) ③3 職員向け情報セキュリティ研修の実施。(総務課)	③ ICTの技術革新が急速に進展する中で、効果的な取組とするために、先進自治体・関係自治体・省庁と協力しながら導入を検討する。(財政経営課・総務課)	③ コンビニ交付等の利用率(%)

	■関連する主な取組	
情報提供	511 都市活力創造	【新たな情報発信】 ①4 構築された都市ブランドを市内外に発信したり、体感したりする場をつくることで生駒市の都市イメージを形成します。(いこまの魅力創造課)
情報利活用	412 都市づくり	【オープンデータ施策の推進】 ①2 将来人口推計値やオープンデータを活用し、人口構成に適應する細やかな都市(地域)構造について把握を行います。(都市計画課)
情報通信技術の活用	614 職員・行政組織	【庁内業務効率化】 ③2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置などの調整機能を充実します。(秘書企画課)

※3 SNS:Social Network Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。
※4 PUSH型情報発信ツール:利用者が能動的に情報を取得するのではなく、発信者がインターネットを利用して情報を提供する仕組みのこと。
※5 RPA:ロボットによる業務自動化(Robotic Process Automation)。
※6 チャットボット:「対話(chat)」と「ロボット(bot)」を組み合わせた造語。入力された文字や音声に対し、あらかじめ登録されたデータを用いて自動的に会話をを行うプログラム。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
財政運営	<p>① 社会保障費の増加に対応し、安定的な歳入を確保することで、一定の投資的経費を賄える健全な財政運営が行われている。</p>	<p>経常収支比率は、人件費の削減や事務事業の見直し、指定管理制度の導入等の行政改革の効果から平成25年度は85.8%まで改善しましたが、その後の人口増加の鈍化や少子高齢化の進展による社会保障費の増加等により、平成28年度に再び90%を超えました。</p> <p>また、歳入の約4割以上を占める市税収入はここ4年間170億円前後を推移していますが、平成29年度はふるさと納税による市外への寄附が増加したこと等により、減収となっています。</p> <p>一方、市債残高は繰上償還等を行ってきたことから順調に減少し、平成29年度末は、普通会計ベースで平成25年度と比べると7億円減の185億円となりました。</p> <p>現在、人口は横ばいから減少傾向にあり、今後、生産人口の減少に伴い、歳入において市税収入の増加は見込めません。さらに、地方交付税も減少傾向にあることから、一般財源の増加が見込めない状態です。</p> <p>また、歳出において社会保障関係費は一般財源ベースで当面毎年度約2億円以上増えたと見込まれ、義務的経費が市の財政を圧迫する厳しい状況です。</p> <p>以上を踏まえ、活力あるまちづくりのため、歳入の確保に努めるとともに、経常経費のさらなる見直しを実施することで、一般財源の確保に努める必要があります。</p>	<p>① 1 行政改革の推進等により、経常経費の見直しを行い、費用対効果の小さい事業のスリム化や見直しを行います。(財政経営課)</p> <p>① 2 市債の借入においては、市場の借入利率を注視し、総利払い額と将来の公債費負担額の推移を見据えて、借入先や借入方法を決定します。(財政経営課)</p> <p>① 3 市債は、将来世代への負担の増加につながらないよう厳選して借入します。(財政経営課)</p> <p>① 4 将来の公債費負担を想定した基金への積立を行うとともに、各年度間の投資的経費の偏りを基金を活用して調整します。(財政経営課)</p> <p>① 5 「不正行為の防止」・「競争性の確保」・「適正な品質の確保」を基本に、市内事業者の活性化にも配慮した適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課)</p> <p>① 6 納付環境を整備することにより、納期内納付の推進とさらなる利便性の向上に努めるとともに、税収確保を図ります。(収税課)</p> <p>① 7 ふるさと納税をより積極的に活用し、歳入確保に努めます。(課税課)</p>
公会計	<p>② 地方公会計を活用し、長期的な視点で財政運営が行われている。</p>	<p>今後、平成31年度から運営が開始される生駒北学校給食センターの運営費用等が必要となるほか、公共施設の約半分が、建設から30年以上経過し、長寿命化のための保全・改修の費用が必要と予想されます。</p> <p>こういった状況の下で、限られた予算を効率的に配分するため、長期的な視点での財政運営を行う必要があります。</p>	<p>② 1 国の示す統一的な基準による財務書類を毎年度作成します。(財政経営課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
財政運営	<p>① 限られた予算の使い道について考え、市の長期的な運営に関心を持つことで、将来の負担を減らす提案をする。</p>	
公会計		

資料

	■ 具体的な事業	■ 多様な主体との協創	■ 指標
財政運営	<p>① 1 中期財政計画の作成(財政経営課) 事務事業の見直し(財政経営課) 新規・主要事業ヒアリングの実施(秘書企画課) 行政改革大綱・行動計画と予算査定との連動(財政経営課)</p> <p>① 2 将来負担を見据えた市債の借入(財政経営課)</p> <p>① 3 普通交付税算入率の高い優良起債の活用(財政経営課)</p> <p>① 4 将来必要な公債費負担を想定した基金への積立及び目的にあった効果的な基金の活用(財政経営課)</p> <p>① 5 入札・契約・検査制度の見直し(契約検査課) 随意契約の適正化(契約検査課)</p> <p>① 6 地方税共通納税システムやICTを活用した納付環境の拡充(収税課)</p> <p>① 7 返礼品の充実・具体的な使い道の設定・啓発推進(課税課)</p>	<p>① 健全な財政運営を行うため社会保障に関する事業で市民や地域と協創することで、より効率的に実施できる取組について考える。(財政経営課)</p>	<p>① 経常収支比率(%)</p> <p>市の財政構造の弾力性を表す財政指標。数値が低いほど弾力性が高いことを表します。歳入の確保に努めることで、比率の増加を抑えます。(財政経営課)</p>
財政運営	<p>② 1 国の示す統一的な基準による財務書類による各施設の利用状況分析(財政経営課)</p>	<p>② 中長期に渡り健全な財政運営を行うため、施設のより効率的な利活用について市民や地域と共に考え実施する。(財政経営課)</p>	<p>① 実質公債費比率(%)</p> <p>公債費(借金の返済金)による財政負担の健全度を表す財政指標。各施設の大規模改修等を行っていく必要が見込まれる中、計画的に実施することで、実質公債費比率の維持を目指します。(財政経営課)</p>
公会計			<p>② 資産老朽化比率(%)</p> <p>有形固定資産のうち償却資産の取得原価等に対する減価償却累計額の割合。計画的な改修工事や老朽化した償却資産の統廃合を行うことで、老朽化率の進捗を減退させます。(財政経営課)</p>

	■ 関連する主な取組	
財政運営	132 医療	【歳出削減策】 ③ 2 医療費通知を送付して、医療費適正化への啓発を行います。(国保医療課)
	511 都市活力創造	【歳入確保策】 ① 4 構築された都市ブランドを市内外に発信したり、体感したりする場をつくることで生駒市の都市イメージを形成します。(いこまの魅力創造課)
	521 商工観光	【歳入確保策】 ① 1 補助制度など立地企業への支援の推進及び恵まれた立地条件であることをPRしながら関係機関と連携し、企業や研究施設の誘致に取り組みます。(商工観光課)
公会計	611 行政経営	【公共施設の状況分析】 ② 2 各施設の状況を把握して施設を有効活用します。(財政経営課・各施設管理課)

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
人事制度	①少数精鋭で効率的・効果的な職員体制となっている。	人口減少・税収減が見込まれる中、定年退職者の増加や育児休業等の長期休業者は増加することが予想されることから、人件費を抑えながら、行政サービスの維持・向上を図ることができる少数精鋭で効率的・効果的な職員体制づくりと、適材適所の人員配置が必要です。	① 優秀な人材の早期確保・育成をはかるとともに、業務の省力化・システム化の推進し、複雑・多様化する行政ニーズに対応できる組織体制を整えます。(人事課) ② ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの推進に向け、職員の時間外勤務の削減を図ります。(人事課) ③ 職員の能力・実績を適正に評価する人事評価制度を効果的・効率的に運用することで、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、効果的な人事管理と人材育成に活用します。(人事課) ④ 優秀な人材確保に向け、採用PRや説明会の開催など積極的な採用活動を展開します。(人事課)
人材育成	②職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。	行政ニーズの高度化・多様化にともな、個々の職員が、地域課題を把握し、対応する能力をもつことが必要です。 職員の地域における課題解決能力・協創力を向上させるため、多様な研修機会を提供するとともに、自らの能力開発に積極的に取り組める環境整備が必要です。	② 1 「生駒市人材育成基本方針」に基づき、社会情勢をとらえたテーマ別研修や、地域の課題解決能力の向上を目的とした研修を実施します。(人事課) ② 2 職員の地域における課題解決能力・協創力の向上に資する自主参加型研修を実施します。(人事課) ② 3 自主研究グループへの積極的支援を行います。(人事課)
行政組織	③市のビジョンに即した、柔軟で連携の取れた機能的な組織になっている。	行政組織については、これまで、社会情勢に合わせつつ少数精鋭で効果的な組織を目指し、毎年度変更してきました。また、分野横断的な課題を解消するためのプロジェクトチームも毎年度設置し、特に平成27年度からは若手職員を中心としたプロジェクトチームを毎年度設置し、政策提案を行うなど、一定の成果を上げてきました。 今後、更に地域課題が複雑多様化する中で、経営資源をこれまで以上に効果的に配分するため、総合計画と予算、人事等が連動した組織を構築することが求められています。 さらに、分野横断的な課題を早期に解消するためのプロジェクトチームの設置を促進し、より機能的なものとするため、全庁的な施策に対する意思決定スピードを向上させるためのトップマネジメント機能を強化することが必要です。	③ 1 総合計画の施策評価の結果をもとに、予算や人員、組織等の経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。(秘書企画課) ③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置などの調整機能を充実します。(秘書企画課) ③ 3 トップマネジメント機能を強化するため、理事者、部長級職員が市の基本的な方針や政策、分野横断的な行政課題等について定期的に協議し、現状の見直しや改善を図る体制を強化します。(秘書企画課)

	■市民ができること	■事業者ができること
人事制度		
人材育成		
行政組織		

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
① 1 新たな定員適正化計画に基づき、効率的・効果的な組織づくりを推進する(人事課) ① 2 時間外勤務命令運用指針の効率的・効果的な運用と適宜の見直しを行う(人事課) ① 3 人事評価の適正な運用と人事管理・人材育成への活用(人事課) ① 4 積極的な採用活動の展開(人事課)	① 優秀な人材を確保するため、市の仕事の魅力が効果的に伝わるよう大学や予備校等との連携を図る。(人事課)	① 時間外手当の推移(千円) 職員の時外手当の総額。毎年1%、5年で5%削減することを目標とします。(人事課)
② 1 地域課題解決をテーマとした市民・地域団体が共同参加するファシリテーション研修を実施(人事課) ② 2 各地域で活躍するキーマンを招き自己啓発のきっかけづくりとなる研修の実施(人事課) ② 3 自主研究グループ支援要綱の活用や、勉強会の開催や庁内周知などの支援(人事課)	② 職員の地域における課題解決能力・協創力を向上させるため、市民や、地域の代表者、事業者の代表者、他の行政職員を講師として招き、意見交換などを行う。(人事課)	② 職員の地域における課題解決能力・協創力の向上に資する研修・勉強会等の開催数(回) 研修・自主勉強会の開催延べ回数。年度毎に3回開催することを目標とします。(人事課)
③ 1 行政マネジメントシステムの構築(秘書企画課) ③ 2 プロジェクトチームの設置促進(秘書企画課) プロジェクトチーム設置規程の見直し(秘書企画課) ③ 3 行政経営会議の機能強化と効果的運用(秘書企画課)	③ 市のビジョンに即した機能的な組織体制となるよう、他の自治体と連絡体制を密にする。(秘書企画課)	③ プロジェクトチームによる事業実施件数(件) プロジェクトチームを設置して行った事業の延べ件数。年度毎に2件を目標とします。(秘書企画課)

	■関連する主な取組	
人事制度	511 都市活力創造	【優秀な人材確保】 ① 4 構築された都市ブランドを市内外に発信したり、体感したりする場をつくることで生駒市の都市イメージを形成します。(いこまの魅力創造課)
人材育成	311 市民協働・地域コミュニティ	【職員の地域における課題解決能力・協創力の向上】 ① 2 参画と協働に関する職員への意識高揚を図ります。(市民活動推進課)
行政組織	611 行政経営	【行政マネジメントシステムの構築】 ① 2 総合計画の進行管理を適切に実施するとともに、施策評価の結果をもとに、予算や人員、組織等の経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。(秘書企画課)